

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

# 経済科学通信

寺集=働きすぎ/働くかせすぎ社会の構造

・働くものの人権と経済学の課題

川人 博

・労働時間の国際比較にみる日本社会の特質

福島利夫

・雇用問題からみた「働きすぎ社会」

伍賀一道

・労働市場の国際化と日本の底辺労働者

仲野組子

権利を創る》全日本損害保険労働組合

70

1992年

7月

1981年5月20日

第4種郵便物認可

I S S N 0385-065X



# 『経済科学通信』最近のバックナンバーの御案内

## — 第65号 —

### 特集 企業社会ニッポン

- 現代日本の労働者生活と人権状況……………渡部 治  
日本型企業社会の構図とその変革視点……………十名 直喜  
企業社会=日本の構図……………光岡 博美  
医師からみた今日の労働現場と過労死……………田尻俊一郎  
《研究者群像》 宮本憲一先生に聞く（上）／ほか

## — 第66号 —

### 特集 再考！ 社会主義

- 『資本論』の社会主義……………大野 節夫  
スターリン体制の形成・確立・展開……………森岡 真史  
東ドイツの市民革命とドイツ統一……………芦田 亘  
《研究者群像》 宮本憲一先生に聞く（下）／ほか

## — 第67号 —

### 特集 I 女と男の経済学

- 女性論・婦人論論争から学ぶもの……………柴田 悅子  
男女雇用機会均等法の施行をめぐって……………久米 弘子  
経済学とフェミニズム……………角田 修一

### 特集 II 現代日本資本主義論争にむけて

- ポスト・フォーディズムと日本資本主義……………伊藤 誠  
日本型システムと「フレキシビリティ」……………十名 直喜  
日本資本主義と新自由主義……………篠田 武司  
《研究者群像》 黒川俊雄先生に聞く／ほか

## — 第68号 —

### 特集 解剖！ 企業社会ニッポン

- 「会社本位」の構造……………奥村 宏  
日本の経営の働くかせ方……………熊沢 誠  
フォーディズムと日本の生産システム……………成瀬 龍夫  
《研究者群像》 川口弘先生に聞く／ほか

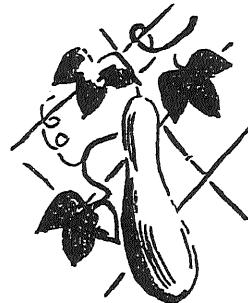
## — 第69号 —

### 特集 地域再生の課題

- 地域経済論の現状と課題……………福田 善乙  
内需拡大・生活重視政策とリゾート……………中谷 武雄  
「えひめ瀬戸内リゾート構想」の特徴と問題点……………鈴木 茂  
地域開発における地方自治の主張……………橋本 了一  
《研究者群像》 早川和男先生に聞く／ほか  
《権利を創る》 三洋電機定勤パート労働組合／ほか

# 経済科学通信

第70号（1992年7月）



権利を創る●全日本損害保険労働組合	2
特集●働きすぎ／働くかせすぎ社会の構造	
特集によせて	編集局 9
働くものの人権と経済学の課題	川人 博 10
労働時間の国際比較にみる日本社会の特質	福島 利夫 19
雇用問題からみた「働きすぎ社会」	伍賀 一道 28
労働市場の国際化と日本の底辺労働者	仲野 組子 38
海外通信●モスクワ見聞記	森井久美子 49
現場からの発信●高齢者医療・政策・運動への一アプローチ	大松美樹雄 52
構造調整の時代に	飯田 太郎 56
入門講座●経済循環をどうとらえるか	伊藤 国彦 58
論文●アメリカ電話産業における消費者保護政策の一考察	西田 達昭 62
書評●ハーヴェイ著『都市の資本論』	岡田 知弘 68
坂井昭夫著『日米経済摩擦と政策協調』	小林 世治 70
大西広著『資本主義以前の「社会主义」と 資本主義以後の社会主义』	菊本 義治 72
基礎研だより●1992年春季研究交流集会をふりかえって	74
大阪第三学科——「発言せなソソソソ」の気風いや増して——	75
70号記念●『経済科学通信』第61号～第70号の総目次	76
読者の声●	80
編集後記●	81

権利を創る

連載(2)

# 全日本損害保険労働組合

— 損保産業の民主化をめざし『証言』作成、残業パトロール、  
「アフター5の会」など多彩なとりくみを展開中 —

今回は、日本型企業社会が生み出した過労死とバブル（投機経済）破綻の結節点の一つである損保産業に働く人々の実態と、労働条件向上・損保産業民主化をめざす全損保（全日本損害保険労働組合）のたたかいを読者に紹介します。以下は、さる4月13日、大阪市内全損保大阪地方協議会事務所で行われたインタビューを編集局でまとめたものです。お答えいただいたのは、全損保大阪地方協議会の喜田義治書記長と三浦健郎書記の両氏です。編集局からは、森岡真史、水野喜志彦が伺いました。

## 損保産業の様変わりもたらした積み立て型保険の導入

—— はじめに、損保といっても、あまた金融・保険産業があるなかで、本来どういうことを仕事としているのか、イメージのわかない人もいると思います。あるのは、ノルマに追われたルールなき競争という印象なのですが。

三浦 損保産業というのは、いちおう金融産業と言われていますが、はっきりいとサービス産業になると思います。保険を売っているわけで、保険の本来の目的は補償機能にあり、その点で社会的公共的な役割をはたしている。それがなぜ金融産業と言われるかといえば、金儲けに走っているためです。なぜそうなったかといえば、1969年から、「長総戦争」、1979年から「積ファ戦争」が始まり、積み立て型の保険が入って来るなかで、結局「金だ」ということになった。「モノから金へ」です。今までの保険は、火災保険、自動車保険など、モノが対象だった。それが、今度はカネが対象になり、積み立てて行って満期になると若干の利子をつけて返金する。ここから損保産業がおかしくなっていくのです。そのさいたるもののが、1986年の福利厚生プラン（マル福）です。これもまったくのカネ集めプランで、満期返戻が今年の4月

から始まり、莫大な支払いをしなければならない。

なぜ積み立て保険の導入で損保産業が変わったかというと、カネ集めですからノルマが出て、長時間労働になってくる。全損保では、「本来の保険産業の姿に戻れ」と一貫して主張しています。バブルのときにもありましたが、借りたお金をもとに土地や証券を買うと、満期になると支払わなければならないから、結局、自転車操業になる。それでノルマがますます莫大になってゆきます。

全損保は1970年代に長時間労働にたいする運動、忙残闘争（忙しさと残業をなくす）を始めました。それまでの損保産業は、4時には終わっていました。

—— えっ、そうなんですか。

三浦 いまの全損保委員長は大阪にいたのですが、その当時は4時頃に終わってソフトボールやマージャンをやっていました。積み立て型保険が導入されてから、様変わりしたのです。

## 『10000人の証言』—損保労働の原点を問う

—— お送りいただいた『10000人の証言』（1988年発行）、これには本当に損保労働者の現状を告発する生の声が満載されていて、迫力がありました。

三浦 なぜ『10000人の証言』を出したかというと、損保産業の原点という副題を付けているように、いまの労働の実態を再認識するためです。人間というのは、そのなかで働いているとこれで普通だということになりますね。富士火災の賃金差別闘争が2年前に解決したのですが、そのときに「100人の証言」を自分たちのところでつくりました。そのときに典型的な話は、「証言集を作るから書いてくれ」と頼むと、

「別におれは普通の仕事をしているから書くことない」というのです。「本当にそうか」という話をずっとして、書かせると、ほかからみたらむちゃくちゃな仕事ぶりです。それぐらい麻痺してくるわけです。長時間・過密労働になると、労働者の間の会話がなくなってしまいます。そうなると、ますますいまの状態が普通の状態だと思えてくる。ですから『10000人の証言』をつくるためにもずいぶん運動しました。

—— 期間はどれくらいかけたのですか

三浦 1年かけて集め、2万2千人の人が声をよせてくれました。

—— どのように集めたのですか。

喜田 組合員による手渡し・手回収です。

—— 書いてもらうこと自身が一つの運動だったわけですね。

三浦 そうです。もう一度自分を振りかえる、損保産業の原点をさぐる。「一人は万人のため、万人は一人のため」という原点があるなかで、自分の仕事がおかれている状態を再認識して、これを変革しよう。これを武器にしてたたかっていこうということでつくられたわけです。

—— やはり自分のおかれている状況を客観的にみる余裕もほどどない、また自分の部所以外のことはわからないということがあるのでですか。

喜田 同じ課の人間と1週間顔を合わさないとこともあります。一人一人が目標達成に向けて走り回っている。課長が鵜を操るようにして（課長自身も走り回っていますが）鵜どうしは誰が何をしているかわからない。こういうことは珍しくありません。朝7～8時から「物件を見に来い」「保険の説明に来い」と言われて直接現場に行ったりすることも多いですから。なかには、会社に帰るとつめられるので、部長や課長が帰るまでどこかにじっといるという人もいます。

## ノルマの追求とサービス残業

—— 『証言』を読みますと、たんにノルマの追及があるだけでなく、そのなかで人間性を否定するような罵声、叱責がとびかうということが出ていますが。



三浦 一時期はそれがすごく、その問題については組合でかなりとりくみました。「取り消せ」「あやまれ」と追及して運動を展開していくなかで、資本も賢くなつて、もっとソフトで厳しくやるようになりました。もっとも今でもひどいところはまだ残っていますが。そういうところでは休日に寮（社宅）で会議をしたりして未達成者をつめている。しかしできないものはできない。それにたえられない人はノイローゼになるか、会社をやめていきます。

—— 過大な目標を設定して1年中〇〇キャンペーんをやって追い立てて行くということは変わっていない。

喜田 残念ながら変わりません。

—— 残業、とくにサービス残業もかなりあるわけですか。

喜田 例外の会社が1つあって、そこでは独自の経営政策ではほぼ90%近く、月40～50時間の残業手当を取得しています。若手営業マンで月10万ぐらい、課長クラスで15万円になります。しかし一般的には10時間～12時間の暗黙の拘束があります。銀行でいえば明確に予算化されていて、一つの課として全体の残業時間が5時間というところもあります。

—— 損保の場合もそういう拘束があって…。

喜田 A社では10時間、B社では15時間と具体的な数字もわかっていて、これは公然たる秘密というやつです。

後輩からつめられるといちばんつらい

—— わたしたちには見当もつきませんが、目標というのはどのぐらいの数字になるのですか。

喜田 はっきりとは言えませんが、扱う保険料は1人年間平均5～7億円程度でしょうね。そして、前年実績+ $\alpha$ が次年度の目標になります。

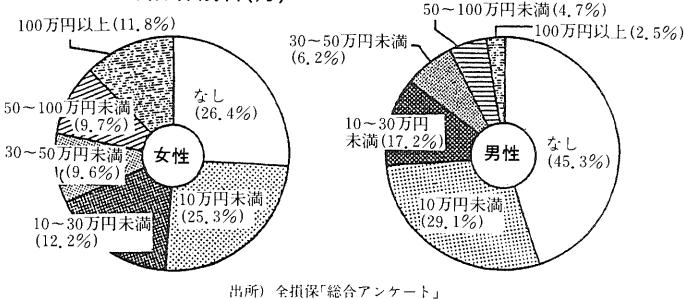
—— 目標達成者には褒賞が出るわけですか。

喜田 出ます。例えばトップ賞として課全員でハワイ旅行とか、純金のネックレスとか。物とあわせて、その課にエリート意識を植え付けるわけです。そうすると、高成績をあげた営業の課の2～3年目の社員が、縁の下の力もちである業務課のベテラン社員に対等以上の日本語で話すということも起きます。同僚からつめられると本当につらい。あるいは、後輩から「先輩ええかげんにしてくださいよ。これぐらいの保険とってきてもらわんと、ぼくらの課全体の足引っ張られたら困りますよ」とつめられることほどつらいことはない。「課長だったらけんができるけど、自分より下から言われたらたまらない」とこぼしている人は多いですね。

—— 精神的なプレッシャーというのははかりしれないでしょう。

喜田 数字の夢をみるという話もよく聞きます。全損保としては、会社で営業計画をたてる必要上、課の目標設定と表彰には反対していない。しかし個人別の目標をたてて表彰することには一貫して反対してきた。一番組合が強かったときには、経営側と営業数字そのものについて協議をしたこともあります。最近は、キャンペーンでトップをとった課に200～300万円の交際費を渡す。それで、1位になったらこれだけ入って来る、2位になったらこれだけ入ってくるというお金を見越して、入る保証はないのにゴルフや飲み食いにドカッと交際費を使う。その結果、上位にならなかったら数百万円のお金が課長のポケット・マネーから消えて行くことにな

この1年間予算消化のため(自爆)に負担した損保保険料(%)



ります。

### 斡旋販売、自腹、自爆、示談サービス

—— 『証言』では、斡旋販売で車や劇の切符などを買わされるという話が出ています。これはどういうことでしょうか

喜田 損害保険会社がメーカーに保険に入ってもらう代わりにセールスマンを引き受けているのです。メーカー（例えば自動車）は損保の貢献度表を細かくつけて、それを基に各損保会社への保険料のシェア（配分）を決める。ひどい場合には、貢献度が1番の損保会社に営業所一つの保険料をまるごと任すこともあります。そのときには2番以下の損保会社の努力は水の泡になってしまいます。ですから、必死にメーカーの商品を売らなければならない。

—— それで自分自身も車を買うことになる。

喜田 そうです。したがって、毎年車を買い替えて車検を受けたことがなく、ローンばかり残るという人もいます。不動産や〇〇ハウスなどの契約をとるために、家をセールスしなければならない。営業部長が自分で家を買ったという話もよく聞きます。

—— 損保産業内で話し合って斡旋販売をなくそうという話し合いはないのですか。

喜田 斡旋販売もふくめ損保産業の民主化を一貫して追求し様々な運動をすすめてきました。

—— 自腹（自費で接待など）、自爆（自分で保険に加入）というのは損保では日常語なのですか。

喜田 残念ながら日常語です。

—— アンケートでは、男性の4分の3が金額の大小はあれ経験していますね。こういう自

腹、自爆の日常化にたいして経営側はどうみているのでしょうか。

喜田 いかなる手段を用いても、目標を達成して全体の士気を高めることが美德ですから、自腹・自爆を山ほど積み上げても、ともかく問題にならなければよい。もし問題になれば、その部長なり課長なりが悪いということになる。また、同じ保険に入るなら自分の会社の保険に入れという雰囲気があり、

入らなければ「社貶」扱いされてしまいます。

—— 自腹・自爆は減っていないですか。

喜田 減りません。年商目標が加速度的に上昇していますから。

—— 『証言』には「示談サービス」で1日中文句を言わながらトラブルの処理にあたっている人の声も多数出ています。「示談サービス」はいつ頃から始まったのですが。

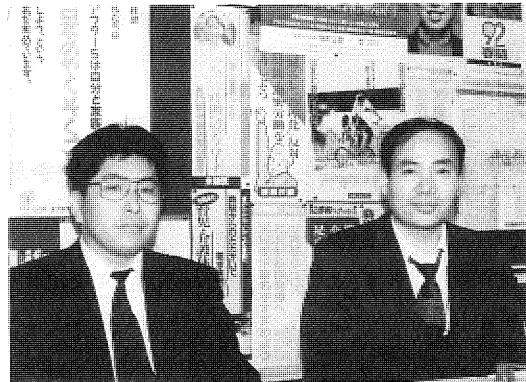
喜田 10数年前に示談代行付自動車保険が発売された。その結果、示談代行付自動車保険に入っていない人の場合でも示談代行するようになりました。代行するといつても、事故を起こした道義的責任は本人にあるのですが、「すべて保険会社に任せた。そのために金を払っている」という態度をとる人がいて、その場合にはやはり被害者との関係がこじれて示談成立が難しくなります。

### 大蔵省の指示で金融資本の賭博場に参入

喜田 最近は、「24時間の〇〇火災です」という具合に労働時間まで競争の道具にしようとしています。もう少し前までは、積立ファミリーという積立ものが出来るまで、保険の対象物は本来は建物、自動車などの「もの」で、補償機能が100%でした。そのときにはリーダー・カンパニーの東京海上もそんなにえげつないことはしなかった。ところが、全体の金融行政の流れのなかで、日本の金融界全体が金融資本の賭博場的な性格をもつようになり、そのなかで積立ファミリーを売られた。その賭博場に損害保険も参入せよというのが保険審議会答申の路線でした。その結果、すべての損保業者が賭博場に足を踏み入れて利息を生む契約にどんどん傾斜してゆき、補償機能は1~2%にすぎない商品が出るようになった。全損保ではこうした金融商品の乱売に一貫して反対し、大蔵省にも申し入れをしてきました。

—— 行政の側でも、バブル破綻という事態のなかでこれまでの損保業界への指導を見直そうという動きはないのでしょうか。

喜田 根本的な見直しではなく、どう急場をしのぐかということを考えているふしがあります。保険審議会答申も出る時期が決まっていたので



左から三浦氏、喜田氏

が、少しテンポが遅れています。しかし結論はすでに決まっていて、形式的に委員会で後で何回か議論するだけです。

—— 保険審議会答申というのは強い影響力があるのですか

喜田 そうです。あるいは、逆の言い方をすれば、東京海上火災が総合金融機関をめざして歩いた道を事後的に正当化するという側面がありますね。

### 大半の会社は将来の展望をもっていない

—— 5年後、10年度を考えると、このようなやり方はいつまでも続けられないと思うのですが。経営者は何らかの見通しをもっているのでしょうか。

喜田 私見になって申し訳ありませんが、わたしは次のように考えています。東京海上と安田火災を除いて、自信も確信もないと思います。いまの経営方針の行き着く先がどうなるかについて展望をもっていない。業界全体の流れのなかで、大蔵省にレールをひかれてのせられて、わからないけれどとにかく走るしかないというのがほとんどでしょう。東京海上などは生命保険との兼業に向けて着々と準備・研究を進めていますが、他の会社にはそういうだんだりは全くありません。はっきり言って、中堅損保の経営者は現在のテンポが少しでも遅れてくれるこを祈っているだけです。

—— 保険・金融業界全体への進出をねらうトップ以外は、トップのあとについていくしかなくなっているということですか。

喜田 はい。ですから、中堅損保の経営者はあ

る意味では無責任だと思います。あるいは、大蔵省にしばられて、自社の意見を言えるような状況ではないということです。

### 全損保への期待示した『証言』運動への参加

—— 88年の『証言』発行以降、全損保のとりくみによって、変化は生まれてきているのでしょうか。

喜田 これだけひどい実態になっているなかで、当時3万7千人（現在4万人）の組合員のうち2万2800人が『証言』づくり運動に参加してくれたということは、全損保は目に見えた前進はしていないけれど、一本筋を通してしているという期待の表れであり、そこに運動を続けて来た価値があると思っています。しかしそこにとどまるのではなく、さらに実際の成果をあげないといけない。例えば賃上げ闘争では、全損保は一貫して相場より高い水準をかちとっています。

日常的には、職場に労働組合の風など吹いていません。誤解を恐れずに言えば、キャンペーン時の月末にはもう何もない無法地帯になる。それでも全損保が呼びかけたらこれだけ応えてくれたというのは、全損保がこれまでじめに運動を提起し、一定の成果をあげてきたからだと思います。

### 残業パトロール——月末 5夜連続で全社を点検

—— 残業パトロールというのはどういうとりくみでしょうか。

喜田 これは、事実をはっきりさせる、もぐらせないということと、それを通じてみんなで励

ましあって「こんなことはやめよう」と声をかけあうということです。事実をつかんでいるので経営者は逃げられません。ですから、経営者には大きな圧力になります。隊をつくって、8時ジャストに全職場に入るという方法をとりだしてもう3年になります。会社はそうとう構えました。今日は水曜日、全損保のパトロールのある日だから、「7時30分で無条件に全員帰れ」という業務命令が出ます。7時30分でとにかく残っている社員をたたき出して、全部電気を消します。

これは昨年11月25～29日に行ったパトロールの結果です。25日に8時に残っていた女性は母店で15名、出店（奈良、橿原、堺、東大阪など）で5名。これが月末になるにしたがってだんだん増えて、29日には母店で82名、出店で17名になっている。1日だけなら無理に帰らせるとしても、1週間ぶちぬきでやると、もう隠せないんですね。そこで例えば東京海上火災では女性は7時には帰宅、男性は8時には帰宅という回観的な通知文書を出して、10時には全館消灯しているようです。

—— これだけの店を5日間回るというのはかなり大規模な取り組みですね。

喜田 すごかったですよ。これはもう動員ということではとてもできません。合意をつくるのに半年かかりました。

—— パトロールする人自身も月末目標を抱えている。

喜田 だからたいへんなんです。6カ月討論し、どんどん意見を出してもらい、みんなで納得してもらって、150人がパトロールに参加しました。結果もそうですが、ぼくは6カ月かけた、

### 全損保大阪地協が1991年11月25～29日に実施した残業パトロールの結果

	25日				26日				27日				28日				29日			
	20:00		22:00		20:00		22:00		20:00		22:00		20:00		22:00		20:00		22:00	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
母店	172	15	2	0	200	27	17	1	166	23	17	0	229	52	34	2	249	82	31	0
合計																				
出店	116	5	2	0	29	6	0	0	23	3	0	0	37	11	0	0	54	17	0	0

注) 大阪及びその周辺の15社の損害保険会社の母店・出店を調査

合意形成の討論過程がだいじだと思っています。ある会社では、組合員の2割が参加しました。

—— はじめてパトロールをやろうということになったのはいつ頃でしょうか

喜田 「たんに電話で聞くだけでなく、実際に回ろう」ということになって、全国にさきがけて大阪で1日だけのパトロールを始めたのは12~13年前のことです。それから、新潟の方で大阪をこえて1週間ぶちぬきでやるようになり、大阪は長い間それができなかった。もっとも、新潟で1週間といっても、8時から店を順番に回るというものでした。大阪では、8時15分に行ってもしょうがないということで、よーいドンで8時ジャストにすべての店に同時に入ろうと決めました。これは会社にとってもきついと思います。

—— 「水曜日早帰り運動」や「ヒューマン・ライフ・ティーク」というのは。

喜田 水曜日早帰り運動は20年前から取り組んでいて、第2水曜日を統一早帰り日に決めています。しかし、ややマシネリになって意識はだんだん薄くなっています。そこで第2水曜日を含むヒューマン・ライフ・ティークを、春と秋に2回設定しました。でこぼこはありますが、分会が積極的に取り組んでいるところではヒューマン・ライフ・ティークには行事などを入れさせないように要求したりして、その週は早く(定時に)帰っているようです。

### 「アフター5の会」と労働時間短縮をめぐる情勢の変化

—— 「アフター5の会」とはどういう組織ですか。

喜田 「アフター5の会」は、正式名称を「アフター5は自分と家族のもの。長時間労働問題懇談会」といい、労働時間短縮の一点での共同のよびかけをもとに1990年10月9日に発足しました。大阪労連14~15万、春闘懇(全損保、広告労連など)17~18万、双方に入っていない新聞労連、全商社などをあわせて労働組合ベースで一番大きな共闘組織になっています。

—— 具体的にはどういうとりくみをされているのでしょうか。

喜田 宣伝行動、要請行動です。関西経団連、

労働基準監督局、大阪府、さらに大阪28市長にも会いに行って要望書を提出しました。また。アンケートを大阪府下の全地方議員に送りました。労働者の決起集会としては、90年11月、91年10月に「労働者大集合」を開いてそれぞれ中の島公会堂、大阪城野外音楽堂を一杯にしました。そのなかで、いろいろな変化が生まれて来ているだけに、よけいに力が入ります。

例えば、大阪府では1990年の労働時間短縮関係予算は500万、1991年は589万、そして今年が2000万です。そして府として梅田の丸ビルの電光掲示広告に「時間です。さっと帰って家族と団らん」という宣伝をするようになりました。府庁舎に時間短縮を訴えるたれ幕をたらせと要求したところ、今年たれ幕を作成することが決定しました。大阪地下鉄が「毎月20日はノーマイカーデーです」という宣伝を毎日しているので、あれと同じように「毎月第2水曜日は大阪府下のノーワークデーです」という宣伝をせよという要求をしたところ、大阪府が地下鉄に問い合わせたようです。残念ながら、地下鉄ではメリットがないということで断ったそうです。そのほか、投票を訴える宣伝カーを使ってノーワークデーを宣伝せよ、あるいは過労死を発生させた企業は府の事業をいっさい発注するな、といった要求もしました。また、28市長への申し入れの結果、高石市議会、田尻町議会、岬町議会、泉大津市議会、東大阪市議会で労働時間短縮促進決議があがりました。

—— 職場へのねかえりという点ではどうですか

喜田 まだ目に見える形では表れていません。その点は運動としてつめていきたい。いま、署名を1年がかりで府民過半数から集めようという取り組みを進めています。

—— ところで、損保産業では女性の労働者が多いですね。

喜田 組合の中でも婦人部は4割ぐらいです。婦人部としては、全体の課題のほかに、一貫して毎年6月に生理休暇取得強化月間を設けて、そのときには目に見えるように黄色いリボンをつける。それから、労働時間短縮を求める「いいきいき人間要求署名」は婦人部のポスターの「イキイキはたらきつづけるために」から借用

して、大阪アフター5の会の「いきいき人間宣言」に取り入れられました。

### 消費者は損保に何を求めているか ——消費者アンケート

—— 損保産業の社会的責任をはたすということでは、91年春闘時には消費者アンケートなどを実施していますね（3787名が回答）。

喜田 消費者が損保に求めているのは補償機能であり、金融商品ではないというのが全損保の一貫した立場です。

—— これもかなり準備をしてとりくんだのですか。

喜田 はい。全損保全体で合意を得るまで討論しました。実はこの前に、損保会社が集まって作っている損害保険協会が、保険審議会答申を後押しするためのたらめなアンケートをしました。ぼくら全損保は保険のことをよくわかっていますから、そんな保険を売ってお客様が得をするわけがない、そんなことをお客様が言うわけがないということが消費者の声として書かれてある。こんなでたらめなアンケートは許せないということが大きな動機の一つとしてあります。実際アンケートの結果をみると、損害保険への期待としては「安価な保険料による幅広い補償の提供」が65.1%、「万一の事故のときの迅速な対応」が64.3%に対して「財産形成・資産運用に役立つ商品の提供」は9.5%にすぎません。それから、やはり損保産業の民主化という課題は国民消費者とともにしか達成できないというわれわれの本来の立場もあります。

—— 5項目要求（「過当競争をやめさせ、損保産業の民主的で健全な発展を求める緊急5項目要求」）は損保産業民主化の要求をまとめたものですか。

喜田 5項目要求署名はもともと緊急署名として会社や大蔵省に「いいかげんにしろ」という声をあげたもので、現在情勢の進展にあわせて再検討しようという声も出ています。

### 朝日火災樋口闘争——労働組合の存在意義が問われるたたかい

—— 朝日火災樋口闘争というのはどのよう

な争議でしょうか。

喜田 これは、一言で言えば労働組合とは何か、そのあり方が問われたたたかいです。朝日火災に10数年前に野村証券から社長が入って来て、その社長が「こんなサラリーマン組合、1年でつぶしてやる」と豪語した。全損保朝日支部は当時強力だったのですが、6～7年かかって全国制覇され、現在では全国ほとんどすべての分会で会社が決めた役員になりました。そのときに最後まで分会を維持していたのが神戸分会の委員長の樋口さんです。会社は恫喝し、出世のことを言う、配転をちらつかせるなどなどあらゆる手を使ったが、そこだけは選挙で勝てなかつた。そこで、樋口さんを金沢に配転した。1審・2審で勝利し、現在最高裁で争っています。しかし、いま朝日は会社いいなりで、従業員が1500人から700人になりました。いやけがさして有能な人がどんどんやめてゆくのです。業界シェアも半分になります。賃金も中堅より上位だったのが最低に、3月臨時給与もなくなりました。会社の創立記念日に仕事をしているのは朝日だけです。労働組合が会社のいいなりになつたらどこまで下がるかということがよくわかります。いま全損保では「会社のいいなりにはなるまい。ノーと言うべきことはノーと言おう」と励まし合っています。

### これらからの損保産業と全損保のとりくみ

—— 今後全損保としてどういうとりくみを考えていますか。

喜田 私見になりますが、21世紀にむけて国際的に通用するルールを作ること、少なくとも人間を大事にしない企業を許さないという運動をしていきたい。もうけること、自由競争には前提条件がある。民主的なルールづくり、業界のモラルづくり、補償機能の発揮への本業回帰、それとともに働く従業員を大切にしていく、これらのことを守れない企業は企業ではないという世論作り、運動を共同で進めていきたいですね。アフター5の会もその一環です。

—— どうも今日は長時間ありがとうございました。

## 特集「働きすぎ／働くかせすぎ社会の構造」によせて

『経済科学通信』では、企業社会と呼ばれる日本資本主義の全体像をとらえ、その変革の展望を探求することを一つの中心的なテーマとして追求してきた。とくに最近では、65号「企業社会ニッポン」、67号「現代日本資本主義論争にむけて」、68号「解剖！企業社会ニッポン」などの特集企画を組み、日本で働く人々はなぜ過労死に到るような状況に置かれているのか、その根源を様々な角度から解明することを、この問題に関心を抱く基礎研内外の論者の共通の課題として設定している（これらの一連の成果は近日『現代日本の企業と労働』として労働旬報社より刊行予定）。

この間、社会の状況も変化し、過労死をもたらす長時間労働にたいする関心・批判が国内・国外で高まりをみせている。過労死認定裁判闘争は大きな反響を呼び起こし、労働時間短縮を課題とする統一行動がひろがり、労働基準法改正の立法闘争も課題となりつつある。これにたいして政府・財界もようやく各種の審議会や政策提言、指導者の個人的発言などで労働時間の大幅な短縮を口にするようになっており、また個別企業のレベルではさまざまな具体的措置が講じられ始めた。これらの動きのなかで、改めて日本の長時間労働とそれを支える労働市場構造の問題を正確に理論的・実証的に分析することが必要になっている。本号の特集はこの課題に応えようとする試みであり、「働きすぎ／働くかせすぎ社会の構造」というタイトルは、長時間労働を自発性と強制性の独特的な結合の所産として、その結合をもたらす労働市場構造にも光をあてて把握したいといふねらいを示している。

川人博氏「働くものの人権と経済学の課題」では、筆者がこの間の過労死認定の裁判闘争や過労死110番での相談活動から感じた経済理論にたいする疑問点を問題提起したものである。その内容は労働時間統計の不正確さの問題、経営者の階級規定の問題、残業の理由を低賃金に求める見解への疑問などをはじめとして多岐に及び、また研究者と実践家とがより刺激を与え合い、実り豊かな相互交流を行なっていくこと

の大切さを訴えている。

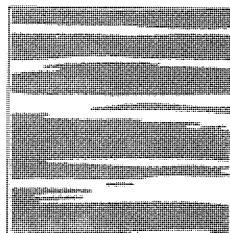
福島利夫氏「労働時間の国際比較にみる日本社会の特質」は、労働時間の現況を各種団体の動向も含めて概観したうえで、労働省やILOの労働時間統計の問題点を指摘し、これを無批判に用いた議論を厳しく批判している。日本の労働時間の特殊性として恒常的な残業、不安定・低賃金のパートタイマー、こまぎれの年次有給休暇、短い自由時間をとりあげ、それらの原因としての企業社会の支配構造の特徴を国家規制の欠如、企業の無責任、労働運動の弱体、性差別、個人間の組織された生存競争の観点から考察している。

伍賀一道氏「雇用問題からみた『働きすぎ社会』」は、低成長に移行した1975年を境とする労働時間減少傾向の逆転と「働きすぎ社会」の形成を、パートタイマー・派遣労働者の雇用による労働市場の分断構造、これを基礎とする職場における労働組合の規制力の後退と協調的労使関係の形成、性別分業体制の3点から考察している。また、最近の外国人労働者の流入について、日本人非正規雇用市場との部分的な重なりがみられるが、災害の場合に悲劇的な帰結をもたらす差別的な労働条件など、全体として無権利状態にあると述べている。

仲野（菊池）組子氏「労働市場の国際化と日本の底辺労働者」は、外国人労働者の流入・就業状況と海外出稼ぎをもたらすフィリピン経済の従属的構造を確認したうえで、外国人労働者にたいする対応を日本政府・財界の底辺労働者創出政策という側面からとらえている。とくに日本の雇用上の格差のうちで、男性中心の企業社会の集中的表現である女性のパート労働の問題を検討し、労働組合の有無にかかわらず、また国籍や就労の合法性のいかんを問わず、どのような底辺労働者にも契約主体として、人間としての一定の権利が保証されるべきであることを強調している。

なお、川人論文・福島論文・伍賀論文は、それぞれ1992年3月21～22日に行なわれた春期研究交流合宿における講演・報告に加筆いただいたものである。

（森岡真）



●特集——働きすぎ／働くかせすぎ社会の構造

# 働くものの人権と経済学の課題

——過労死110番の活動から——

過労死社会の分析と変革の展望に関する問題提起

川人 博

## はじめに

今日は、「働くものの人権と経済学の課題」というテーマでお話させてもらいます。特に、過労死社会の分析に関して、私どもが過労死の現場で得た問題意識を率直にみなさんに提起し、今後の研究および実践活動にいかしてもらえば幸いです。

過労死は現代社会の象徴的な矛盾であると言われていますが、それゆえに実に多くの理論的・実践的な問題を提起しています。過労死問題が社会問題となった時期は、東欧社会主義が崩壊していく過程と並行していました。そういうこともあって、日本の社会主義擁護勢力の側にとって、過労死問題を一種のカウンターパンチに利用するという側面があったと思います。わかりやすく言えば、「社会主義は崩壊した」、「社会主義はよくない」という議論に対して、「資本主義だってもっと悪いではないか」「もっと資本主義の現実を見ろ、資本主義の優等生といわれている日本で過労死が起こっているではないか」ということで、この問題が提起されてきたわけです。もちろん、そういう問題提起自体正当であるし必要なものですが、私は過労死を単なる資本主義の批判として利用するだけではいけないだろうと思うわけです。もっとも重要なのは過労死社会の具体的な分析と、それを招いた運動側としてはもっと歴史的な総括が問われているのではないか。こういう分析と総括の中から、過労死社会の変革の展望も見えてくると私は思います。

## I 現代日本の過労死の特徴

### (1)鳴り続ける過労死110番

私どもへの過労死の相談件数は2500件を超え、そのうち約半数が現実に死亡なさった方の相談です。その年齢や職種、会社での地位は非常に広がっています。あとでも申しますが、東京を中心として最近は特に20代の若者の過労死の相談が目だっています。1988年に相談をはじめたところには1970年代に亡くなった方の相談もありました。ところが、最近はそういう相談はありません。今年に入ってからの相談は、以前の被害がこの時期に吹き出してきたのではなくて、この1、2年で新たに起きた過労死の相談が少しづつ時期を遅らせながらきているということです。日本の場合49日という習慣がありますが、49日を過ぎてから相談に来る方が多いようです。

この前などは病院にいるという人から電話があり、「今医者に命がほとんどないと言われた。どうしたらよいのか」という相談がありました。答えるほうも非常に答えにくいのですが、私どもは解剖しなさいとだけ申し上げました。解剖は原因分析にとって非常に大事なことです。

### (2)ある主婦からの手紙

電話相談以外にも1週間のうちに手紙が何通もきます。その中から、1通だけご紹介します。「私は一人の主婦です。たった今『日本は幸福か』という手記を読み終えました(『日本は幸福か』とは家族の会の方が昨年作成された手記です)。何度も何度も涙で文字がかすんでしまいました。遺族の方々の心の慟哭が聞こえてくるようで胸が痛みました。とりわけ、去年の12月はひどい勤務状況でした。徹夜が続いて娘の発表会だけは見たいからと仕事が終わって家に

たどり着いたのは当日の朝の6時半で、そのまま現場にもどっていました。過労死というゾッとする言葉は何年も前から耳にしていましたが、今回心の底からこのままでは主人は過労死してしまうのではないかという不安にかられ、いびきをかいて眠っている主人の顔を一晩中見ていました。私は主人と同じ会社に勤めていたので、社内の様子は手にとるようにわかります。何人の社員が現場で自殺をし、逃げ出し、あるいは亡くなっています。何時間残業しても社内規定というものがあって、1か月に35時間以内しかつけられません。私は主人から電話がかかってくるたびに、会社にはあなたの代わりはあるけれど、娘の父親や私の夫であるあなたの代わりは世界中に1人しかいないのよ、と言っています。他人事ではない過労死をなくすために、何か私にできることはありますか。大切な家族を亡くされた方のために署名でも何でもお手伝いできることができあれば協力させてもらいたいと思います」。

この人と同じようなお手紙はたくさんいただきます。この場合まだ御主人は働いていらっしゃるのですが、これだけ社会問題になっていても私どもが見るかぎり一向に職場は改善されていないように思えてなりません。様々な過労死の深刻な実態の報告はしたいのだけれど、この辺りでとどめまして、過労死の原因分析等についていくつかの問題提起をさせていただきたいと思います。

## II 過労死の原因分析と社会科学

### (1)労働時間統計問題の重要性

まず労働時間統計の安易さの問題です。これについてはご存じのように、森岡孝二先生が『経済』1992年3月号でも分析を深められております。ここでは私がなぜこの問題を重視しているのかということをお話ししましょう。私が労働時間統計問題を真剣に考え始めたのは、1991年1月にヨーロッパの労働組合に過労死問題のアピールに行ったときです。労働時間の統計について労働省はこう言っているとか具体的に数字を挙げて説明しますと、彼らは私の話を聞いているうちにメモを取り出して電卓を押して

何やら計算をしているのです。おそらく、自分の職場や国の労働時間を計算しているのでしょうか。そして、「ミスター・カワヒト、日本の職場の労働時間は私たちの国の労働時間に比べて10~20%多いようですね」という話になってしまいます。いくら背景を説明しても、過労死の話が入らないのです。「脳卒中や心臓病というのは仕事のほかにもいろいろ他に原因があるのではないか、酒・喫煙もあるのではないか、一概に過労死が仕事によるものだということは証明しにくいのではないか」という質問がかえってくる。そのうちに、例えば平岡さんが倒れられたような年間3500時間にものぼる労働時間の話をしていますと、「一年間に3000時間などという数字は本当なのか」と聞いてくるわけです。あるヨーロッパ労連の人はこう言っていました。「もし、ヨーロッパで一年間に3000時間働いたということが証明できれば、その人はガンであろうと胃の障害であろうと、何であろうとすべて職業病であると主張できる」。

われわれは平均労働時間がヨーロッパが1650時間、アメリカ、イギリスが1900時間で、日本が2000~2100時間のあいだと言って日本の異常さを説明しているつもりになっているけれども、実際聞くほうからすれば少し多い程度だなということになってしまっている。過労死というのは人が死ぬことです。そう簡単に人は死にません。仕事によって死ぬというレベルは、そういう少しおかしいレベルの差では生じえない、もっとその差は激しいと思います。また、そのことを説明しないと実は外国人にも本当の意味ではわかつてもらえない。

昨年の4月か5月にある労働組合関係の集会に講演を頼まれていきましたところ、次のような報告がありました。「労働時間短縮の運動は最近前進している。1989年と1990年を比較すると約50時間労働時間が短縮された。これは全労連が出来た結果である」。その時あらため思ったことは、労働省の統計は、数字が一人歩きして国民のところに入っているということです。資料に、私ども弁護団が労災闘争をしていく上で実際に亡くなった方の年間労働時間を算出した7つの例を書いておきました。職種はさまざままで、3000時間前後の方が多いですね。3500時

間を超えるということのもちらんあります。この数字は、ひかえめな数字だと思って下さい。労災闘争をやるときには、いい加減な数字は書けません。かなり厳格に証明できるものを出しますが、それでも3000時間以上働いていることは確かです。

私は昨年の7月『朝日新聞』の論壇に労働統計の疑問について投書をしましたが、それを読まれたある国勢調査員の方から次のようなお手紙をいただきました。「7月18日の朝日新聞の論壇を読ませていただき、突然失礼ですがお便りさせていただきました。私は、あそこに取り上げられている毎月勤労統計調査（通常毎勤と呼ばれる）と労働力調査（労調）の両方を長年続けている調査員です。あの論旨とほぼ同様なこと（実際はご指摘よりももっとひどい）を考え続けており、胸のつかえがおりた感じです。」という書き出しで始まるお手紙で、「金融保険以外でも営業関係は所定外はなしとされる企業が大部分である」「調査に協力してもらえるのはどちらか」と良心的である、建設業の所定外労働時間ゼロには驚かせられる」とあります。さらに、労働力調査に関しては「こちらはご指摘のとおり比較的正直と思われます。コンピューター関係の人々はかかるほど長時間労働、これに続くのが金融保険関係の人々である」と書いています。これを読みまして、私どもの問題意識が基本的に実態に合っている、現場の調査員も日々疑問を持ちながらこういう調査をしているということをあらためて認識した次第です。

日本の労働時間は国際的にも注目されています。先日アメリカの商工会議所の人から頼まれて過労死のスピーチをやってきました。慣れぬ英語でスピーチをしたもので、労働省の統計では年間総労働時間2100時間であると言うべきところをまちがって2500時間と言ってしまいました。すると質疑応答の中のまず最初の質問が、「川人さんは2500時間と言われましたが、2100時間ではありませんか」というものでした。私もたいへん驚きましたが、日本の労働時間統計はそれだけ各国に注目されており、分析・研究の対象になっているわけです。日本の労働時間統計をこれだけ低く見積もって対外的に発表し

ているのは、一種の国際的詐欺行為であると私は労働省には言っています。この分野での一層の研究が進むことを期待しております。

### (2)労働時間の歴史的分析を

今年の1月にハーバード大学のアソシエイト・プロフェッサーの JULIET B. SCHOR (ショア) さんという女性が、『THE OVERWORKED AMERICAN』(『働きすぎのアメリカ人』) という本を出しました。この本の内容を一言でいうと、アメリカ人が非常に働きすぎになっているということです。この20年間に1か月分余計に働くようになった、ヨーロッパに比べて、一年間に320時間も余計に働いているのは問題であるということを主張しています。彼女が言いたいのは中世の時代の労働時間と現在の労働時間を比べたときに現在が問題であるということ、産業革命直後の労働時間と現在とを比較して現在は良くなつたというべきではないということです。日本人がなぜ働きすぎかということを議論するときに、それは日本資本主義の産物であって、日本人の民族性に解消すべきではないという主張がよくされます。エピソード的に江戸時代はそんなに働いていなかったということが紹介されますが、明確に中世、近世を通じての労働時間の分析はあまりされていないのではないでしょうか。この辺りの問題についても実証的な研究テーマに加えていただければありがたいと思います。

また、東京大学社会科学研究所の大沢先生が「社会科学の盲点である」と指摘されておられるように、もっと家事労働の統計があつてしかるべきではないでしょうか。

### (3)労働の過密度の実証

日本人が最近働きすぎだということに対して、よく年配の方が昔は週休1日であったし夜遅くまで働いていたと反論します。NHKの「日本人は働きすぎか」というアンケートに対して20代30代の人は80%以上の人が働きすぎだと思うと答えているけれども、60代の方は50%以下です。なぜかと言うと、60代の人々には、戦後、現在以上の労働時間を経験した方も少なくないからでしょう。たしかに労働時間だけでは過労

死の原因が説明できないのではないかと私自身も思っています。ところが、この問題はなかなか実証的なデータがなく、トヨタなどのラインが速くなったとかいう報告はあるのですが、実証的、数量化されたわかりやすい分析は少ない。労働科学研究所の斎藤先生が編集した本で、1960年代と1980年代の疲労度をチェックした調査が行われており、1960年代に8時間労働したのと1980年代に6時間労働したのではほぼ疲労度は同じだという結果が出ています。そうすると、1990年代はもっと疲労度は進んでいるのではないかという推定も成り立ちます。コンピューター社会になり、OAが普及していくなかで労働が過密になったということはよくいわれています。私たちが原稿を書く場合にでも、手書きとワープロでは過密性が違うように思えます。単位時間当たりの頭の使用量は、ワープロのほうがはるかに多いのではないでしょうか。手書きだと当然手も痛くなってくるわけですからね。この問題を医学的な問題と合わせて実証研究できなあいかと思います。

### III なぜ死ぬまで働いたか

#### (1)自発性と強制の関係

これは多くのジャーナリズムの方からも質問を受けることであるし、研究者の方から問題提起がされています。いくつかの論点がありますが、ひとつは自主性と強制の問題です。この点については私は熊沢誠先生がご指摘されているように、自主的なのか強制的なのかという問題設定ではなく、両者を統一した問題設定が大切だと常々思っています。熊沢先生は、最近「強制された自発性」という言葉で論文を書かれていますが、「強制された自発性」ということがどういうことなのかをもっと分析していくことが大切ではないでしょうか。「彼は好きで働いて死んだのだ」と俗な言い方がされるわけですが、それに対する反論として「彼は会社の犠牲になったのだ」といっても彼は鞭打たれて働かされたわけではないから、もうひとつ議論がかみ合わないことが少なくない。この辺りのことを実証的に分析できないものか。

この問題に関して、ひとつだけ私から申し上

げたいことは、過労死をする寸前まで自発的に働くというケースはまずないということです。私はそのような事例に接したことはありません。いくらその人が自発性をもって働きすぎたとしても、亡くなる前の段階では疲れたので休みたい、身体がもたないという悲鳴を程度の差こそあれ必ずあげているのです。だけども、休めないで会社に行って働き続けて倒れるのです。なぜ過労死するまで働くのかという問題を考える場合、身体が変調をきたして命が危ないと思ってもなぜ会社にいくのかという状況に焦点をあてるべきでしょう。

#### (2)低賃金構造と残業の関係

##### ——サービス残業について

日本の長時間労働は低賃金構造に規定されている、あるいは低賃金構造が主要な原因であるという意見が多い。私自身最近そういう論文を多く拝見しております。私はこの見解には疑問を感じます。まず第一に、サービス残業をどう考えるか。低賃金構造が長時間労働、長時間残業の原因との見解は、残業代が魅力ないし動機となって、残業をしているということです。それでは、サービス残業とは一体何なのかということになる。森岡先生の試算によると年間20兆円にもものぼるサービス残業があるそうです。サービス残業をしても何も賃金が入らないですから、低賃金構造が長時間残業の原因であるといわれてもどうもストンと落ちない。もっといいますと、私は昔から全損保の顧問をしておりますが、全損保の人たちは雑談のなかで、「先生、私たちの職場はお金で忙しさを買ってしまっている一面があるのですよ」というわけですね。つまり、ある意味では相対的な高賃金が長時間残業を含めた長時間労働を支えている構造になっている。これは銀行にも共通しているところがあるでしょう。社会的に見ると、相対的な高賃金のところでサービス残業がどんどん起こって労働時間がたいへん長くなっている。私が申し上げたいことは、サービス残業というものがこれだけ広範に存在することが指摘されている時に、そのことと低賃金構造理論がどういう位置関係にあるかということがよく見えないということです。

もう少し具体的に申しあげれば、サービス残業について昨年度全労働（労働省職員の労働組合）がおこなったアンケートで「サービス残業はありますか」という問い合わせへの答えは、よくある18.3%，ときどきある23.4%，ない53.3%，無回答5.0%です。ほかの統計を見ても、サービス残業がなんらかの形で存在していると答えているものは40%台にのぼります。とくに、所定労働時間は減少したが、実労働時間は増加しているというパターンの場合では、サービス残業がよくあるは30.2%，ときどきあるは26.5%，ないは43.3%で、よくあるときどきあるをたすと56.7%になるわけです。さらに、所定労働時間は不变で実労働時間が増加している場合では、サービス残業がよくあるは33.2%，ときどきあるは29.2%，両方たすと62.4%になりないは37.5%です。つまり、アンケートを一般的にとった場合に、サービス残業がありませんかと聞かれた時、ありませんと答える人は日常的に残業をあまりしていない人ではないでしょうか。サービス残業がありますと答えている人の中に、実は現在問題になっている長時間労働の労働者群がいる。

サービス残業がありますかありませんかというアンケートをおこなって、サービス残業があるといっている人は50%以下ではないか、だからサービス残業という問題は日本の状況を見る場合でもそれほど主要な問題ではないという議論があります。しかし私はそれは絶対に誤りだと思います。それは、そもそも40%以上の人人がサービス残業があると答えていること自体問題だし、その40%以上の人の人たちのなかに実労働時間の多い人が含まれているからです。その意味では、両者の関連を表した統計が出ればもっとはっきりするのだと思うのですが、われわれが過労死の事件をやっていてサービス残業が全くのゼロで過労死が原因で亡くなっていた例は皆無ではないけれど、きわめて稀です。よくサービス残業は金融・保険業といった職種で発生するといわれますが、それだけではありません。製造業だってタイムカードを押してから、また席にもどって仕事をするという例がいくらでもあります。不況のときはこのような例が増えます。

以上、私が申し上げたいのは、長時間労働のなかでサービス残業が占めている位置は大きいということです。それは労働力調査と毎月勤労統計の差にも現れてきています。そういう実態のなかで、低賃金構造が長時間労働の主要な原因であるという議論が引き続き妥当なのかどうかということを問題提起したい。なぜ、このことを強調するのかというと、実践の問題にかかるわるからなのです。低賃金構造が長時間労働の主要な原因であるという議論であれば、低賃金を打破しない限りは日本の長時間労働は無くならないという実践と結びつきやすい。単に学問的研究レベルの問題ではなく、労働組合が労働運動していく場合にも非常に重要な問題です。あるいは、社会政策の問題としても大切な点です。

もうひとつの問題として、サービス残業が全くない人がいたと仮定しましょう。その場合でも、その人が長時間労働している動機づけのなかで、残業賃金が魅力になっている度合いがどの程度かという問題があります。もちろんかなりのウェイトを占めていると思います。運輸とか製造の一部はそういうアンケート調査が出ています。けれども、たんなる長時間労働ではなく、過労死にいたるまでの長時間労働という限定をつけるならば、それだけでは説明が絶対にできない。私は、運輸労働者の過労死事件もやっていますが、残業代がほとんど完璧についている人もいます。しかし、彼が過労死するまで長時間労働したのは、残業代が魅力で家族の生活を支えるために働いたというのは違うのではないかと思います。健康を悪化させてもなお長時間労働を行うのは、もっと多様で深い会社の労働者支配の構造によるものです。この構造を解明することが、社会科学の課題だと思います。

#### IV 過労死はなくなるか

##### (1)新人類世代はゆとりをもたらすか

新人類世代はゆとりをもたらすという議論があります。世代交代の結果、日本人の仕事意識が変わってきているのではないかということは、よくジャーナリズムの人たちから質問されます。あるいは、研究者の方の論文にもそのような論

点があることを拝見したことがあります。この問題に関しましても私は疑問を感じます。最近は、少なくとも東京では20代の過労死の相談がかなり目だっている。20代の過労死の相談は、多くの場合本人のご両親からです。その人たちの相談内容には凄まじいものがある。『日本は幸せか』(教育史料出版会)という本の中にそのことはでできます。この間私が東京と横浜だけで調べたところ、早稲田大学を卒業して5年以内に亡くなった方の相談が5件もありました。

そういう状況からみると、20代の世代がどのような労働状況で働いているのかということをもっと実証的にみなければならないと思います。例えば、フリーアルバイターの人が増えているといわれていますが、あるデータを見たら20代で40万人くらいの人がフリーアルバイターだとありました。20代で40万人というのは全体の数パーセントだと思います。そういう数をもって変わったとはいえないし、その人たちが30代になり結婚をして、家族を持ってもなおフリーアルバイターとしてやっていける可能性があるでしょうか。企業に入社した人たちが本当に5時になつたら、仕事よりもデートを優先させて帰っているのかという問題ももっと実証的に調べなければならない。

さらに、今の30代くらいの世代の人たちは共通一次が始まった頃の世代です。受験戦争の低年齢化、広範化が今の20代の世代にはそうとう広がっています。私は単に受験戦争で培った知識が企業でどう役にたつかという狭い議論ではなくて、競争社会を人間がどう感じとるかという問題が重要だと考えます。つまり、競争が当たり前の社会、それも一部の人が競争するのではなくて圧倒的多数の人が常に偏差値という世界のなかで競争している。小さい頃から繰り返しトレーニングされている世代がどのような形で企業社会にはいっていくのか。私は、若い世代には「ゆとり」とは逆の要素がはいっているのではないかと危惧をしています。

## (2)外圧はゆとりをもたらすか

日本は外圧に弱いから、ヨーロッパの外圧に応えて徐々に労働時間短縮が進んでいくのでは

ないだろうかという議論があります。もともとアメリカがヨーロッパとは違うということは研究者のあいだでは常識だと思うのですが、ショアさんの論文を見ますと、このままのペースで計算すると、21世紀になるとアメリカの年間総労働時間が3000時間くらいになるのではないかと言っています。働きすぎという問題に関して、アメリカでは日本とよく似た問題が生まれてきています。

これは、去年イギリスに行ってきたときにもらったある労働組合のビラです。書いてあるのは、「THE INDIVIDUAL KILLER WORK」ということで、その下に鞭をもってセールスマニに販売のハッパをかけている絵があります。

昨年の『日本経済新聞』に、ドイツのある技術者が家に帰ってから技術開発をして、それをパソコンで企業とつないで仕事をしているという記事がありました。ドイツ型のパターンで5時や6時に帰宅していたのでは、研究開発の競争関係で負けてしまうというのです。私の友人に聞きますと、半導体やコンピューターに関してはドイツはもはや日本の敵ではない、そのくらい力の差がついてしまっているそうです。ドイツは技術国といわれるけれどもそうではない、年間あたり6週間もバカンスをとるドイツ人とお盆に3日しか休まない日本人では競争の結果は一目瞭然だというわけです。労働時間の問題ですべてを議論できないと思いますが、少なくとも重要なウェイトを占めていることは確かだと思います。そういう意味で、私は外圧がゆとりをもたらすとの意見についても疑問を感じるわけです。

## (3)求人難がゆとりをもたらすか

これも一定の範囲で事実ではあると思いますが、夏の休暇や中小企業の土曜休暇が多少増えたというレベルであって、そんなに目だった職場の変化があったとは思えません。むしろ、経済の国際化で逆のインパクトが働いているのではないかでしょうか。私が過労死問題をやりまして改めて思いましたのは、24時間のあいだ地球のどこかで経済活動が行われていることは絶対に変わらないということです。この原理で、どうしても全地球の人間を24時間社会に巻き込ん

でいってしまっている。特に、日本のような労使関係のもとでは、地球のどこかで経済活動をやっていると、どうしても夜の仕事が増えていく。それは、商社や銀行の仕事に限ったことではありません。この問題も長時間労働の分析と今後の展望にかかわって重要ではないかと思っています。

## V 過労死と階級社会

### (1)会社役員の過労死

三菱系の一部上場企業「千代田化工建設」の副社長が過労死したとして、その妻が会社を相手取り、東京地裁に民事調停を申し立てた事件があります。1989年の6月に「過労死110番」の電話相談に連絡してきました。その後、長い期間調査をしたうえで、役員の遺族に対してもきちんと対応をすべきであるということを申し立てをしました。これはNHKニュース“21”がトップニュースで報じたのをはじめ、東京関係では非常に大きな反響を呼びました。経済評論家の内橋克人さんや評論家の樋口恵子さんが、過労死には上も下もないのだという趣旨の話を展開されています。最近「日経ビジネス」(1992.2.3)が非常に多くの現役会社役員が亡くなっているということについて特集をしました。過去1年間に死亡した現役役員は192人ものぼるという内容で、死亡時の肩書き、死因別の表が載っています。これの約50%くらいが脳卒中と心臓病です。

今日、みなさんに問題提起したいことは階級概念についてです。マルクス経済学では会社の役員は資本家階級と規定している方が多い。これが主流的見解であることはほぼ間違いないでしょう。では資本家階級は労働者階級の敵であるから、会社の副社長が死んだら階級敵が死んだとして喜ぶべきことなのかという疑問が生じます。労働者階級と資本家階級の対立が日本社会の矛盾だというのであれば、資本家階級である会社の副社長が死んだら敵が倒れたのだから、喜ぶべきなのか。しかし現実にはそんなことをいう人は誰もいない。では、それはどういうことなのか。

実は、この千代田化工建設という会社は、昔

から経営側が不当労働行為をよくやって、争議がたくさんあった。その争議団の作ったビラのなかに「副社長も過労死！過酷な千代田化工の労働実態」と題したものがあります。「去る18日、千代田化工の元筆頭副社長（89年1月死去）の遺族が『過労死』問題で東京地裁に調停を申し立て、その内容が新聞、テレビで大きく報道されました。千代田化工では、別件の故根本稔氏の過労死認定のたたかいも合わせ、その過酷で冷たい労務政策に衝撃が走りました。妻の晶子さんは、調停で過労死と認めること、従業員の健康を保持する必要な対策をとることを求めていました。今、千代田化工は7千億円もの受注を抱え人手不足から、3か月170時間制限の協約違反者が蔓延する状況になっています。この経営陣をも巻き込む過酷な労働強化が、越智さんの解雇や活動家への差別を見せしめに一層深刻になってきており、争議の早期解決が従業員の健康を守る上でも必要になっています」。

### (2)会社役員の階級規定をめぐって

駒沢大学の有井行夫氏が『株式会社の正当性と所有理論』(青木書店)という本を出しました。彼はそこで従来の主流的見解に異を唱えて、株式会社の役員を管理人という概念で問題を把握しています。いわゆる資本家階級という概念で株式会社の役員を把握するのに対して異を唱えているわけです。有井氏だけがこのような主張をしているのではなく、東京工業大学の橋爪さんは『現代思想はいま何を考えればよいのか』という本のなかで、経営労働者という言葉をつかって会社の役員の規定をしています。有井氏は『株式会社の正当性と所有理論』の冒頭の部分でこのようにいっています。

「現代社会はすぐれて企業社会である。社長から平社員にいたるまで、また巨大企業のエリートサラリーマンであると中小企業の安月給とりとにかくかわらず、主觀的にどのように動機づけられていようとも客観的には他社との競争のもと、企業の存立と自己肥大化の必要に脅迫されて我が身をすり減らしている」

われわれ実践家の立場からすれば、この辺の議論はよく実感に合い、共感できる議論なのです。さらに、奥村宏先生が『法人資本主義論』

(朝日新聞社) のなかで、経営者についていろいろと議論を展開されています。この本のなかで、経営者は企業の業績が悪化していけばその力が保てなくなるという構造が指摘されています。

『共産党宣言』には「すべて、これまでの歴史は階級闘争の歴史である。全社会は敵対する二大陣営に、直接に相対立する二大階級に分裂しつつある。すなわちブルジョアジーとプロレタリアートとに」とあります。この内容がどうも私には実感に合わない。ちなみに有井さんと昨年ディスカッションしたときにこの問題をぶつけてみたら、彼はこう言いました。「マルクスはこれまでの歴史は階級闘争の歴史であったと書いているのであって、これから先もそうだとは書いていない」。この問題を実践的にいいますと、企業社会とか資本のシステムを変革していく主体は誰なのか、労働者側は経営者側をパートナーとして見れるのかどうかという問題もかかわってくる。企業社会のなかで、現実にこんなにも多くの会社役員が死んでいっているという状況のなかで、われわれが経営者にたいして、より問題提起をすべきであると思います。

日本では経営者が何かいいことをいうとすぐ欺瞞だとか、あれはポーズだとか一定の戦術だという議論になってしまします。そういう発想ではなく、自然人としての経営者と従業者の関係をもっと実証的に考えてもらいたい。上級管理職の人たちがいかにひどい状態におかれているかが書かれている論文はあります。上級管理職から取締役になった途端に一挙に評価を変えてしまうというのはどうも解せない。このあたりのことを見直していただきたい。

富永健一さんが『現代日本社会6』(東京大学出版会) のなかの「戦後日本の社会階層とその変動」という論文で私の問題意識と関係する議論をされています。最近はブルーカラーよりもホワイトカラーの比率の方が多くなってきてています。経営者は4.6%だと書かれています。富永さんがこの論文のなかで批判しているのは、経営者を資本家階級として規定して議論をしていることには納得がいかないということです。ただ、一点だけ補足すれば、今でもいわゆる古典的な資本家階級と労働者階級の対立というようなものもあります。最近私の住んでいるところ

の近くで、中小企業のオーナーが無茶苦茶なことをやって労働者の首を切ったということで争議が行われていますが、この例などは資本家階級と労働者階級の対立でしょう。ですから資本家階級と労働者階級の対立がなくなったとは思いませんが、日本社会の主要な問題点がどこにあるのかということを議論していかなければならぬと感じます。このことは、われわれが実践活動をしていく上でも重要な視点となっていくでしょう。

## VII 実践と研究

最後に、実践と研究という問題に言及したいと思います。基礎研の活動は研究と実践の分離の現状をいわば止揚する活動だと思いますので、釈迦に説法のようなことになって申し訳わけありませんが、私はまだ日本全体を見渡しても、研究と実践が分離しているように思えてなりません。まず、一番大きな問題は研究者が実態に肉迫しているのかという問題があると思います。研究者の人が考えている以上に世の中の流れがどんどん先に進んでいるのではないか。研究者は世の中の流れよりも少しあとから社会を分析していくというスタイルだと思うのですが、例えばトラック競技で先頭よりも10メートルほどあとを追いかけているつもりが実は2、3周遅れであるような状況が起ります。そのくらい前がどんどん進んでいっている。ですから、1年前までは妥当していた公式なり理論というものが全くずれた議論になることが今の社会では起ります。そういう意味で、実態にどう肉迫していくのかという問題意識をもっていただきたい。特に、日本の企業の論理は、事実を外に出さないということを含んだ論理なのです。出てこないものにどうはいっていくのかという問題を抜きにしては、企業社会の実態分析は出来ない。

それから、研究者の方は、どうしても労働者の実態把握という場合に直接自分が関係している労働組合の方とか交流のある職場の方ということに規定されてしまう。例えば、先程の低賃金構造と長時間労働問題の場合、日常的に運輸労働者からいつもヒアリングをしているならば、

あまりサービス残業という問題意識は起こらない。だけども、一般的に日本の労働者の状況を問題提起する論文においては、自分がたまたま接している実態というのが全体に対して普遍性をもっているのかどうかということが問われてくる。全体のなかで、個別に事例がどう位置しているのかという問題に注意しなければならないと思います。

立命館大学の藤岡惇先生が、去年の夏に協同総合研究所の「仕事の発見」というところで、「労働者参加型の研究運動の創造」という題で基礎研活動の内容を書かれています。私はこれを拝見しまして、共感するところが多かったのですが、そのなかには次のような言葉があります。

「経済学の目標は、社会の陥っている経済的疾患の病因をその病気で苦しんでいる人々に指し示し、民衆の自己治癒能力を強め、治療を促進することにある」

そうだとするならば、経済学にも誤診、医療過誤と同じようなものがある。現在、医者が患者を誤診すれば、きびしく社会的責任をとられるようになってきています。われわれ弁護士は医者ほどではないにしても、弁護士過誤との関係で緊張感をもって仕事をあたります。同じように、研究者にも研究者過誤の責任があるはずです。だから、例えば労働時間が2500時間が事実なのに、2000時間だという論文を書くのは、医者が40度の熱のある人にあなたは37度しかないというのと同じようなものなのです。もし、私がさきほど問題提起した低賃金構造＝長時間労働要因説が実態に合わないとすれば、この議

論というのは心臓が悪い患者にあなたは肝臓が悪いといって肝臓の手術を進めるようなものです。研究者は特定の依頼人と結びついていないからそこまで問題意識がないかも知れないが、多くの人々は研究者の論文を読んで実践している。今、ソ連・東欧社会主義社会が崩壊して左翼知識人の責任が問題になっていますが、私はそういう意味でいっているのではなく、一つ一つの論理が実践現場でどのように受けとめられているのか、それとの関係で合っているものと合っていないものとを検証しながら理論活動を発展させていただきたいと思うのです。

最後に、実践家はもっと勉強しなければならないと思います。実は、弁護士にもあまり社会科学を勉強していない人が多いのです。私は語学なども実践家がしっかりマスターしていかなければならぬと思います。つまり、世界の情報を一部の政治家や学者だけ知っていて、運動家がそれを教えてもらうというのでは運動自体が歪む。運動家自身が世界の動きをしっかりとつかんでいく必要があると思います。その意味では、基礎経済科学研究所で洋書の学習会をやられているのは意義深いことであり、運動家の方もどんどん入って研究してもらいたいと期待しています。基礎研の活動の一層の御発展を願っております。

なお、6月下旬に『過労死社会と日本』(花伝社、1800円)という本を発刊いたします。講演で言い足りなかったことも含めてまとめましたのでご一読いただければ幸いです。

(かわひと ひろし 弁護士)

---

(27ページより続く)

全と安心感が非常に重視されています。

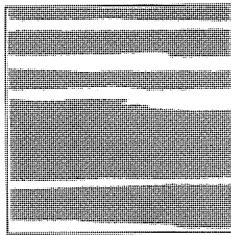
それでは、個人としてどうするかということですが、まず資本から、つまり企業社会から自立した生活時間を確保して、国民生活を見直していくことです。これは、「豊かさ」について考え方直すことになります。労働時間の短縮が必要です。そして、たんなる休養ではなくて、社会的文化的生活時間に独自な意義を見いだして確保しなければなりません。そこから、自立した人間としての個人をとりもどす

ことが可能となります。同時に、家族と地域社会、さらに社会全体をとりもどし、再生することも可能となります。

<追記> 筆者の執筆した文献として、つぎのものを参照して下さい。

福島利夫「労働時間と生活時間の統計」岩井浩・泉弘志・良永康平編『情報化社会の統計学』〔第10章「生活と福祉の統計」第1節〕ミネルヴァ書房、1992年

(ふくしま としお 所員 大阪経済法科大学)



●特集 働きすぎ／働きかせすぎ社会の構造

# 労働時間の国際比較による日本社会の特質

福島利夫

## I 労働時間問題の現状

まずははじめに、本日のシンポジウムのタイトルについてですが、「働きすぎ社会の構造」となっています。しかし、これは不正確な表現だと思います。つまり、「働きすぎ」社会ではなく、正確には「働きかせすぎ」社会であり、また「働きさせすぎ」社会なのです。

世界的に有名な、ミヒャエル・エンデの童話『モモ』(大島かおり訳、岩波書店、1976年)は、時間泥棒から盗まれた時間をモモというふしぎな少女がみんなのために取りもどす話ですが、日本でこそ、この『モモ』の話は注目されるべきでしょう。誰が時間泥棒なのかをはっきりさせなければなりません。

### (1) 「豊かさ」への問い合わせ

ふりかえってみると、いまから20年前にも、「豊かさ」が問われ、そのなかで労働時間の短縮も課題の一つとされました。そして、政府サイドなどから、「余暇社会」や「余暇時代」がほどなく到来すると言われました。20年前には、経済成長至上主義が批判され、そのシンボルとして経済指標であるG N P 自体も槍玉にあげられ、「くたばれG N P！」とまで表現されました。最近の「ゴミ戦争」や環境問題、あるいは「交通戦争」などの状況と合わせて考えてみると、全体として20年前の再現のような気がします。このようななかで、労働時間の短縮についても、あらためて切実な問題としてクローズアップされてきたわけです。

### (2) 労働時間の現状

そこで、労働者1人平均年間実労働時間の動きから見てみましょう。ただし、さしあたって

は事業所規模30人以上の規模のものに限られます。すると、1960年の2432時間を頂点として、それ以後は労働時間の短縮が進んできました。ところが、75年の2064時間が底辺となり、それ以降は労働時間短縮はずっと停滞してきました。そして、90年は2052時間となっています。

もっとも、見かけだけは、最近すこし年間労働時間が減少しています。これには、天皇の代替りに関係して、89年・90年は国民の休日と祝日の2日分がマイナスになっていることが影響していることも考えられます。ともあれ、89年には所定内労働時間が1900時間を割りましたし、90年には年間実労働時間が75年水準を下まわりました。それでも、80年の時点でO E C D 加盟国中2000時間を超える唯一の国である、という異常さには何ら変わることろがありません。I L O の分野別条約を見ても、その数は労働時間関係が12、休日・休暇関係が6ありますが、日本の条約批准数は0です。つまり、I L O から見れば、日本はまさに無法地帯になっています。国際比較をするうえでも、「有」と「無」の比較が言うまでもなく一番重要です。

### (3) 労働時間短縮停滞の原因

それでは、なぜ労働時間短縮が停滞するのかということですが、それは簡単に言いますと、第1次石油ショック以降に導入された「減量経営」による人員削減、そして賃上げ停滞です。だから、その解決のためには、人員増と賃上げが必要ということになります。もちろん、その背景には企業社会が厳然と存在しています。

### (4) 最近の制度変化と今後

第1に、労働基準法が改定されて、88年4月から実施されています。しかしこれは、当面は48・46時間とするなど、いろいろと例外が多い

ので、「ニセ週40時間制」と批判されています。これも、91年4月からは週基準が46・44時間となりました。

第2に、金融機関と官庁の週休2日制が89年から始まり、「完全（！）週休2日制元年」などと呼ばれています。日常生活のなかで目に見える形をとっていますので、このことが国民意識にあたえる影響は大きいと思われます。

第3に、政府が92年、「連合」が93年を目標として、年間労働時間を1800時間に短縮するというキャンペーンをしています。労働組合の全国組織である「連合」のほうは、政府より1年あとに目標達成を掲げるというのもおかしな話ですが、いざれにせよ少なくともこうすることを言わざるをえなくなっているという事実があります。もちろん、この目標の実現の見込みがほとんどないということもあります明らかなになってきています。92年度が最終年度である、政府の現行の経済5ヵ年計画では、「1800時間程度に向か、できる限り短縮する」という努力目標になっています。そして、最近の新聞報道によれば、次期の経済5ヵ年計画では、「1800時間を完全達成」としています。これに対しては、憤りとともに失笑を禁じえないところです。

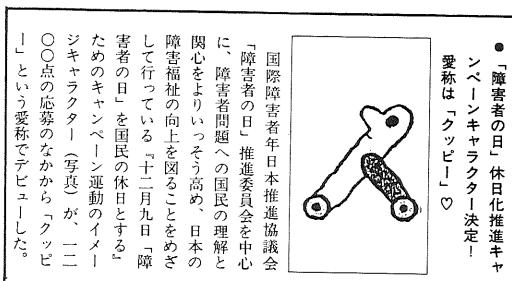
#### （5）最近の労働時間短縮の運動

まず、国際的な運動です。旧西ドイツでは、金属労組IGメタルが84年に週38.5時間、そして89年に37時間を実現しています。さらに、90年5月の労資の合意では、93年4月から36時間、95年10月から35時間となっています。また、イギリス労働党の総選挙公約では、週35時間・年次有給休暇6週間を掲げています。

つぎに、日本国内の運動です。第1に、定時退社運動です。生協労連は「飛んで帰ろうフライデー」運動をおこなっています。どうもこれは「飛んで」と「フライ」を掛け言葉にしているようですが、英語のつづりでは少し違います。また、出版労連は毎月8日のノーリラーデーに取り込んでいます。それから、全損保は第2水曜4時半、毎週水・土曜日早帰りの運動を提起しています。

第2に、日立武藏工場の残業拒否解雇争議があります。これについては、91年11月に最高裁が会社側の言い分を認めて、田中秀幸氏に対す

第1図 「障害者の日」休日化推進  
キャンペーンキャラクター



(出所) 全国社会福祉協議会『月刊福祉』1991年10月号(特集  
「障害福祉の国際潮流」), 126ページ。

る不当な判決をおこないました。今後もこの闘いは続きますが、まさにフシギな日本です。毎週土曜の夜9時には「世界・フシギ発見!」という番組を日立がスポンサーとなって放映しています。この番組で、それこそ日立の工場や最高裁を訪れて、「世界・フシギ発見!」のテーマとして、ぜひ一度取りあげてもらいたいものだと思います。

第3に、過労死110番です。これは88年6月から始まりました。この年の11月22日には、勤労感謝の日の前日ですが、「過労死を考える集い」がもたれています。同じように、89年の11月22日には、大阪で「さよなら働きスギ蜂——人間らしく健やかに働く社会をめざして」というシンポジウムが、大阪過労死問題連絡会・労基法改正と真の男女平等をめざす大阪連絡会・民主法律協会の共催で開かれています。これも11月22日を「イイフーフの日」と語呂あわせをしています。このシンポジウムの内容は、『さよなら過労死——人間らしく生きるために』(かもがわ出版, 1990年) というブックレットになっています。大阪ではさらに90年の11月29日に、「アフター5は自分と家族のもの・長時間労働問題懇談会(略称・アフター5の会)」の主催で、「アフター5は自分と家族のもの・11.29労働者大集合」が開かれています。

第4に、ごく最近の運動として、労働時間を短縮するための法改正を要求する署名運動、「人間回復署名」運動が全労連などによっておこなわれつつあります。

第5に、祝日増の要求です。もちろん、祝日が増えても休日出勤がそのままでは困りますが、こういう運動があります。祝日は、現在13日で

第1表 非農林業男子の年齢別・週間就業時間別就業者数(1990年)

(単位 万人)

	総 数	1~14 時間	15~34 時間	35時間以上 hours and over					平均週間就業時間(時間)
				総 数	35~42 時間	43~48 時間	49~59 時間	60時間以上 hours and over	
Total	hours	hours	Total	hours	hours	hours	hours		
総 数	3462	49	238	3153	587	855	863	847	50.6
15~19歳	85	7	13	65	18	23	15	9	42.2
20~24歳	310	11	28	268	51	83	74	60	47.8
25~29歳	380	3	16	357	58	94	104	101	52.0
30~34歳	368	2	16	347	52	89	100	106	52.8
35~39歳	426	2	19	402	64	102	115	121	52.6
40~44歳	494	3	24	465	79	116	131	139	52.3
45~49歳	418	2	21	392	71	101	108	113	52.1
50~54歳	357	2	20	333	65	91	90	88	51.2
55~59歳	306	2	22	281	62	84	73	62	49.6
60~64歳	176	4	26	145	39	45	33	28	46.0
65歳以上	142	11	32	98	30	28	21	20	41.5

(出所)総務省統計局「労働力調査年報(1990年版)」1991年

す。最近1日増えたわけですが、問題としては、天皇制との関係でのみ祝日増でよいのだろうかということです。追加案として実際に提起されているものとして、つぎの2つがあります。1つめは、5月1日のメーデーの日です。8時間労働制を要求する運動というメーデーの起源からすれば、納得できるものですし、他の国ですでに実例があります。そして、5月1日が祝日になれば、前後の日がそれぞれ祝日にはさまれますので、現在の日本の法律では、それらの日もあわせて全体が自動的に連休となります。

2つめは、12月9日の障害者の日です。92年は「国連・障害者の10年」の最終年ですが、そのなかで「障害者の日」を祝日(国民の休日)にしようという運動が取りくまれています。参考までに、第1図で「クッピー」というキャンペーンキャラクターを紹介しておきました。たしかに、老人や子どものための日は祝日にあります、障害者のための日はありません。この運動には、過労死をもたらすような、人間不在の効率至上主義の生活原理と対抗するという性格もそなわっています。

## II 労働時間統計の虚偽と真実

### (1)毎月勤労統計調査と労働力調査

さて、さきに見ました30人以上の規模の数値は、労働省の毎月勤労統計調査によるものです。この統計調査は、事業所の賃金台帳にもとづい

第2表 ILO労働統計報告による週当たり労働時間(製造業)

(時間)

年	日本 <sup>①</sup>	アメリカ	イギリス	西ドイツ	フランス
1975	38.8	39.5	42.7	40.4	41.7
80	41.2	39.7	41.7	41.6	40.7
81	41.0	39.8	42.0	41.1	40.3
82	40.8	38.9	42.0	40.7	39.3
83	41.1	40.1	41.5	40.5	38.9
84	41.7	40.7	41.7	41.0	38.7
85	41.1	40.5	41.8	40.7	38.6
86	41.0	40.7	41.6	40.4	38.7
87	41.3	41.0	42.2	40.1	38.7
88	41.8	41.1	42.4	40.0	38.8
89	41.4	41.0	42.2	39.9	38.6
①定 義	実労働時間 時 間	支払労働 <sup>②</sup> 時 間	実労働時間 82年までは 生産労働者 21歳以上の 男子83年以 降男女計	支払労働 <sup>②</sup> 時 間	予定労働 <sup>③</sup> 時 間
②対 象	常用労働者 男 女 計	生産労働者 男 女 計	生産労働者 男 女 計	生産労働者 男 女 計	生産労働者 男 女 計
③期 間	毎月月間	毎月の特 定週	10月のフル 労働週 を含む給与 支払対象 期間	1,4,7,10月 を含む給与 支払対象 期間	3,6,9,12月 の最後のフル 労働週
④基礎データ	事業所の賃 金台帳	同	左	同	左
⑤調査方法	事業所調査	同	左	同	左
⑥事業所規模	30人以上	全規 模	10人以上	10人以上	10人以上

(注)1. 常用労働者(生産労働者、管理事務労働者)の年間平均月当たり12(年間月数)

総実労働時間に<sup>④</sup>乗じて算出。

52(年間週数)を乗じて算出。

2. 支払労働時間とは、実労働時間のほかに、実際に就業しないが、賃金の支払われた時間(有給休暇、有給特別休日等)を含む。

3. 予定労働時間とは、原則として主要な労働者グループに事業所側から提示した就業予定時間。

4. 祝祭日等の特定休日を含まない週(full work week)。

(出所) 労働大臣官房政策調査部編「労働統計要覧」1991年版。

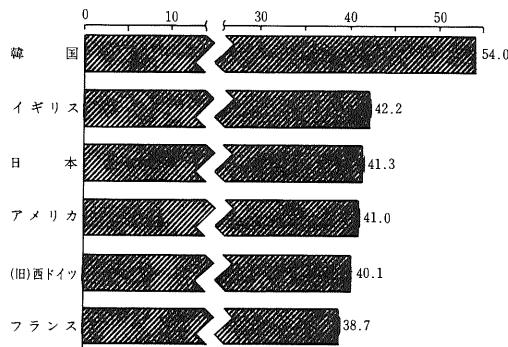
ています。そのため、毎月勤労統計調査の「統計労働時間」とは、「企業に認知された時間」、「賃金が支払われた時間」にすぎないのであって、「実労働時間」ではない、と過労死弁護団によって指摘されています。実際、若くして過労死させられた富士銀行の女子行員の場合も、

## 第2図 官庁統計における「長い労働時間」

日本の勤労者の労働時間は、諸外国と比べるとまだまだ長く、国民が豊かさを実感することを妨げる要因の一つとなっている。

製造業(従業員30人以上の事業所)労働者の週当たりの労働時間は図35のとおりで、先進工業国の中では、フランスの少なさ、韓国の長さが目立っている。これはILOの労働統計報告による数字であるが、「各國の労働時間に関する法的制度」(78ページ参照)にみるよう、労働時間の定義は国によって異なっている。日本の場合は、男女常用労働者の実労働時間であるが、①29人以下の小企業が含まれていない、②事業所の賃金台帳を基礎データとしているなどの理由から、実際にはもっと長時間働いているのではないかという説もある。

## 第3図 1週間の労働時間(製造業労働者、1987年)



(資料) 総務庁統計局「国際統計要覧」  
(出所) 総務庁統計局統計情報課長 坂東真理子編  
『図説 世界の中の日本の暮らし』  
大蔵省印刷局、1991年、76-77ページ。

## 第3表 週労働時間の比較

		労働時間 (製造業・生産労働者)	
		Working hours manufacturing · production workers	
		前年比 Annual change	
年	Hours/week	%	
Japan	Year		
1981	42.8	-0.5	1981 41.1 +0.5
1982	42.6	-0.5	1982 41.1 0.0
1983	42.9	+0.7	1983 41.5 +1.0
1984	43.3	+0.9	1984 41.7 +0.5
1985	43.2	-0.2	1985 41.8 +0.2
1986	42.9	-0.7	1986 41.6 -0.5
1987	43.2	+0.7	1987 42.2 +1.4
1988	43.4	+0.5	1988 42.4 +0.5
1989	42.9	-1.2	1989 42.2 -0.5
1990	42.3	-1.2	1990 41.6 -1.4
US	1981	37.3 0.0	イギリス UK 1981 42.6 -1.2
	1982	36.4 -2.4	1982 42.0 -1.4
	1983	37.5 +3.0	1983 41.5 -1.2
	1984	38.3 +2.1	1984 42.5 +2.4
	1985	38.3 0.0	1985 42.0 -1.2
	1986	38.1 -0.5	1986 41.5 -1.2
	1987	38.4 +0.8	1987 41.1 -1.0
	1988	38.5 +0.3	1988 40.7 -1.0
	1989	38.5 0.0	1989 40.7 0.0
	1990	38.2 -0.8	1990 ... ...
(出所) 日本銀行調査統計局「日本を中心とする国際比較統計」1991年			

賃金台帳の書き換えをさせられています。ですから、ただ働きのサービス残業、持ち帰り仕事のフロシキ残業、「自主研修」や接待業務といったものは、この統計ではつかめません。

そこで、世帯を通じた調査である、総務庁統計局の労働力調査を利用してみます。第1表は、非農林業従業者男子の年齢別・週間就業時間別就業者数です。これで見ますと、平均は週50.6時間、年2631時間です。そのなかでも、25~49歳では週52.0時間以上となっています。さらに、この年齢層では週60時間以上、年3120時間がたいへん多く、580万人、27.8%もいることがわかります。

## (2) ILO労働統計とそれに代わりうる労働時間統計

ILO労働統計は、各国の報告を無調整で提供しています。第2表は、労働省の『労働統計要覧』に掲載されているものです。じつはこれは、このままでは「比較」できない「比較表」なのです。一応は、定義などの違いを一覧表の形で示しています。しかし、そのことが数値の1人歩き、混乱と誤解を防ぐ保証になるわけではありません。この表で見るかぎり、日本の労働時間がきわめて長いという印象は出てきません。むしろ、イギリスのほうが労働時間が長いように見えます。けっきょくこれは、たがいに無関係でよそよそしいものをいっしょに並べているにすぎないからなのです。

このような、ILO労働統計の無批判的な利用は、労働省の『海外労働白書』や総務庁統計局の『国際統計要覧』などでも同じことです。第2図で、混乱・誤用の具体例を1つあげておきます。総務庁統計局統計情報課長・坂東真理子編『図説 世界の中の日本の暮らし』(1991年)の中で、編者が執筆を担当している「長い労働時間」という項目です。これは数値の1人歩きどころか、空中乱舞という感じです。第1に、「30人以上」の統計と書いていますが、それは日本だけです。他の国は10人以上か、全規模のものです。第2に、「先進工業国」の中にいつのまにか韓国を仲間入りさせて、その労働時間の長さをことさら強調しています。第3につづいて述べていることを紹介し、そこで見るよう

**第4表 適当たりの実労働時間(製造業・生産労働者)の国際比較**  
(単位:時間)

年	日本	アメリカ	イギリス	西ドイツ	フランス
1975	39.3	—	37.0	32.3	35.2
1978	41.1	37.0	37.6	33.1	34.1
1979	41.6	36.9	—	—	—
1980	41.6	36.4	—	—	—
1981	41.3	36.3	36.7	31.8	33.0
1982	41.1	35.6	—	—	—
1983	41.4	36.7	—	—	—
1984	41.9	37.2	37.4	32.1	31.7
1985	41.7	37.0	37.5	31.9	31.6
1986	41.3	37.0	37.3	31.8	31.6
1987	41.7	37.5	37.4	31.6	31.6
1988	42.1	37.6	37.7	31.6	31.7

(資料) 労働省賃金労働時間部労働時間課推計。原典は日本:「労働省」毎月労働統計調査、アメリカ:労働省「Handbook of Labor Statistics」、イギリス、西ドイツ、フランス:EC統計局「Labour Costs」。

(注) 日本は規模5人以上の数値を推計した。アメリカは労働費用調査により支払労働時間を実労働時間に換算した。規模は全規模。西ドイツ、イギリス、フランスについては、EC統計局資料及び労働省賃金時間部労働時間課推計による年間労働時間を52(週)で除した。規模はそれぞれ10人以上、各國とも常用パートタイムを含む。

(出所) 日本国生産性本部活用労働統計委員会編『活用労働統計』1991年版

**第5表 労働時間等の国際比較(推計値、原則として製造業生産労働者、1988年)**  
(単位 時間、日)

	日本	アメリカ	イギリス	西ドイツ	フランス
総実労働時間	2,189	1,962	1,961	1,642	1,647
所定内労働時間	1,936	1,759	1,774	1,559	
所定外労働時間	253	203	187	83	
年間休日等の日数	117	139	147	155	154
週休日	85	104	104	104	104
週休以外の休日	20	10	8	11	8
年次有給休暇	9	19	24	29	26
欠勤日	3	6	11	11	16
年間通勤時間	281	214		159	187
拘束時間(総実労働時間+年間通勤時間)	2,470	2,176		1,801	1,834

(資料) 労働時間についてはEC及び各国資料、労働省賃金時間部労働時間課推計。通勤時間についてはOECD資料、労働省労働経済課推計。

(注) 1. フランスの所定外労働時間は不明。  
2. 事業所規模は日本は5人以上、アメリカは全規模、その他は10人以上。  
3. 常用パートタイム労働者を含む。

(出所) 労働省編『労働白書』1990年版。

に労働時間の定義は国によって異なっていると書いています。しかし、どのページでも、定義や調査方法の違いについて具体的には触れていません。第4に、日本について、「29人以下」が含まれていないと書いていますが、最初にすべての国が「30人以上」の統計であるかのように書いていることと、明らかにズレています。第5に、日本について、実際にはもっと長時間ではないかという「説もある」と書いていますが、これはじつに苦しい言いわけです。第6に、以上のように、無調整の数値であることが全然わかりません。第7に、この結果をグラフにまでしています。これはあまりにもひどいと思います。けっきょく、「長い労働時間」というタイトルは、同じページの後半の年間労働時間の国際比

**第6表 週休2日制の形態別・企業規模別割合  
適用労働者数の割合**  
(単位 %)

企業規模	週休2日制の形態	計	完	全	月3回	隔	週	月2回	月1回
			全	月3回	隔	週	月2回	月1回	
規 模 計 (30人以上)		78.0	28.2	10.8	12.0	14.6	12.5		
1,000人以上		96.1	50.6	14.6	11.7	14.2	5.1		
100~999人		75.2	15.6	10.4	15.1	16.5	17.6		
30~99人		45.6	3.5	3.7	7.3	12.1	19.0		
10~29人		31.1	2.6	1.0	3.2	7.0	17.3		
5~9人		19.3	1.7	1.3	2.0	3.9	10.4		
1~4人		14.2	2.1	1.0	2.1	2.3	6.7		

(資料) 規模30人以上については、労働省「賃金労働時間制度等総合調査」(1986年)

規模1~29人については、労働省「労働時間総合実態調査」(1986年)

(注) 1. 賃金労働時間制度等総合調査は企業を対象とする調査であるのに對し、「労働時間総合実態調査」は事業場を対象とする調査であるから、単純に比較はできない。

2. 事業場調査の月1回には4週1回を、月3回には4週3回めた。

(出所) 労働省編『労働時間短縮に関する提言』1989年  
(ただし、「賃金労働時間制度等総合調査」は1986年のものにさしかえている)

較の箇所まで来ないとまったく生きていません。つぎに、調整した数値を紹介してみましょう。第1に、第3表の日本銀行『日本経済を中心とする国際比較統計』のものです。これは、あとで触れますが、フル労働週の「標準方式」で調整しています。第2に、第4表の日本生産性本部『活用労働統計』のものです。これは、労働省労働時間課の推計によるのですが、機械的労働週の「平均方式」で調整しています。これで見ますと、労働時間の長さについて、旧西ドイツ・フランスは「低位」、アメリカ・イギリスは「中位」、日本は「高位」であることがわかります。同じように、第5表の『労働白書』のもので年間実労働時間をくらべてみると、先進国が3つのパターンにわかっています。旧西ドイツ・フランスは時短先進国(1600時間台)、アメリカ・イギリスは時短中進国(1900時間台)、日本は時短後進国(2100時間台)というわけです。ところで現在、政府や労働団体は時短の目標として1800時間を掲げています。するとこの目標からすれば、「欧米なみに」のスローガンは明らかに不十分だということになります。

### III 労働時間にみる日本の独自性

#### (1) 日本に独自な表現

ここでは、労働時間に関する日本の独自性を

いろいろな方法で見つけだしてみましょう。まず、日本に独自な表現のばあいは、質的な違いが明らかです。第1に、「ノ一残業デー」、「サービス」残業などです。第2に、「完全」週休2日制です。第6表のように、いろいろな種類の週休2日制が日本にはあります。そのために、「完全」などといって区別しなければならないのです。また、この表を見れば、企業規模別に格差があることもわかります。第3に、年次有給休暇の「取得率」です。俗に「消化率」とも呼ばれています。これも、100%が普通ではないからです。

## (2) 定義と調査方法

国際比較をするにあたって、同じ言葉を使用していても、定義や調査方法などが異なるばあいがあります。「労働時間」について見てみましょう。第1に定義です。まず、「実労働時間」は、通常の就労時間、残業時間、待ち時間、短い休憩時間からなります。つぎに、「支払い労働時間」は、実労働時間、年次有給休暇、有給の公休日、有償の病休などからなります。したがって、「実労働時間」プラス約10%になります。日本の現状ではサービス残業が賃金不払いとなりますので、同じく「支払い労働時間」とは言っても、その意味するところはあるで正反対です。さらに、「予定労働時間」があります。これは、事業所が作成した労働時間計画によって労働者に提示された労働時間で、「実労働時間」プラス約5%になります。

第2に調査の範囲です。これには、年齢、地位、パートタイマーの有無などの労働者の属性が問題となります。また、従業者規模や産業の範囲がかかわってきます。

第3に調査の時期です。これには、調査期間中に祝日などがない週を取りあげる、フル労働週調査の「標準方式」と、「毎月の12日を含む1週」のように、機械的週調査の「平均方式」とがあります。

## (3) 質的に規定された量

さらに、一見すれば同じものですが、實際には概念が異なるものがあります。数字の外的同質性にとらわれてこの点を見落とすと、たん

なる量の大小の比較にとどまってしまいます。統計学がその対象として取りあつかう数値は、たんなる量ではなく、あくまで質的に規定された量です。これをドイツ語では das Ma $\beta$ 、「限度」あるいは「度量」と言います。質の違いが、おのずから量の違いとして反映されるばあい、それを読みとることが必要なのです。ヘーゲル論理学の用語ではさらに、「特有的定量」というものがあります。これは、当の事物のもつ特殊な質と結合している量のことです。たとえば、すべての生物はその種に特有の大きさで存在しています。つまり、「ゾウのようなネズミ」はないのです。この区別を労働時間について具体的に検討してみましょう。

第1に「残業」です。「残業」はあるのが普通なのか、また「残業手当」は罰金なのか手数料なのかということです。「残業」というのは本来は「例外」のはずですが、それが日本では「普通」になっています。第7表で「残業」の国際比較を見てみましょう。「残業」ナシの人員のパーセントを見ますと、日本だけが一桁で3.3%となっています。これは明らかに質的な違いと言えるものです。「残業」時間のことを「所定外労働時間」と言いますが、「所定外」というのは労働契約以外の例外としてあるわけです。ところがこれが「恒常的」になっているために、「恒常的所定外労働時間」という前と後が矛盾したものができるがっています。つまり、現実の矛盾が論理的矛盾の形式となって現われています。

ここで、労働基準法第36条にもとづく、「残業」についての労資のあいだの「三六協定」について考えてみましょう。まず、「残業」時間についての法定上限がどうしても必要です。現在はありません。やはり、「有」と「無」は最も基本的な比較なのです。上限についてはたとえば、1日2時間、週6時間、年150時間が考えられます。労働省の「目安時間」では、週15時間、月50時間、年450時間となっています。もちろん、この第36条は本来は「残業」制限のための条項ですから、労働組合の責任は重大と言わねばなりません。

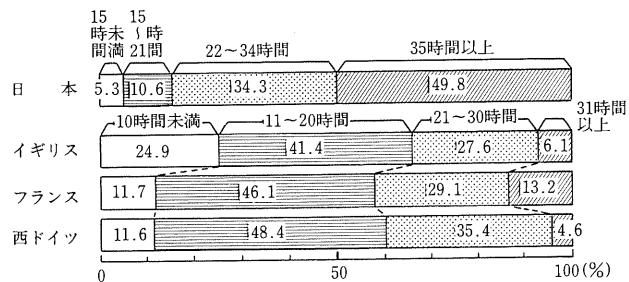
さらに、「残業」の割増率について見てみましょう。まず、現行の25%という低率には、戦

第7表 電機労働者の月残業時間の国際比較（1985年）

	合 計		男 子		女 子	
	残業 ナシ (%)	平均 残業 時間	残業 ナシ (%)	平均 残業 時間	残業 ナシ (%)	平均 残業 時間
西 ド イ ツ	60.5	6.2	51.0	7.9	86.0	1.9
フ ラ ン ス	69.7	5.1	60.4	7.5	83.7	1.5
イ タ リ ア	76.9	3.1	71.6	4.2	86.5	1.2
ス ウ エ ー デ ン	44.4	5.5	34.9	6.6	62.2	3.2
イ ギ リ ス	68.5	6.1	52.0	9.4	84.3	2.9
ハ ン ガ リ ー	72.9	4.6	71.8	5.7	73.7	3.9
ユ ー ゴ	59.6	3.4	55.4	9.7	67.2	6.3
ポーランド	72.1	6.4	66.8	8.3	79.6	3.7
香 港	46.7	11.9	43.1	19.5	51.6	6.6
日 本	3.3	35.8	2.1	39.1	12.1	12.6
西欧5ヶ国	64.0	5.2	54.0	7.1	80.5	2.1
東欧3ヶ国	63.2	6.5	64.7	7.9	73.5	4.5

(資料) 電機労連「10ヵ国電機労働者の意識調査結果報告」1986年。  
(出所) 藤本 武『国際比較 日本の労働者』新日本出版社、1990年、82ページ

第3図 日本および主要欧州諸国におけるパートタイム労働者の週当たり通常労働時間の分布



(資料) 日本 総務省統計局「就業構造基本調査」(1987)

その他 Eurostat "Labour Force Survey" (1986)

(注) 1) 就業者ベース  
2) 日本は年間就業日数200日以上の者に、年間就業日数200日未満の規則的就業者を加えたもの。

3) パートタイム労働者の定義は以下による。

① 日本は呼称  
③ その他は自らの認識  
(出所)『労働白書』1989年版

後に労働基準法がつくられた時の経緯があります。「戦後復興」をめざしている時だから、当分は25%でいこうと決められました。それが現在もなお続いているわけです。その結果、人員を増やすよりは「残業」をさせるほうが企業にとって安上がりになります。そして、「残業手当」は罰金ではなく、手数料になってしまっています。また、算定の基礎に家族手当や通勤手当などが入らないという問題もあります。ですから必要なことは、時間外は50%増、休日は2倍へと改定することです。もちろん、「サービス残業」などの不払い労働はなくさなければなりません。

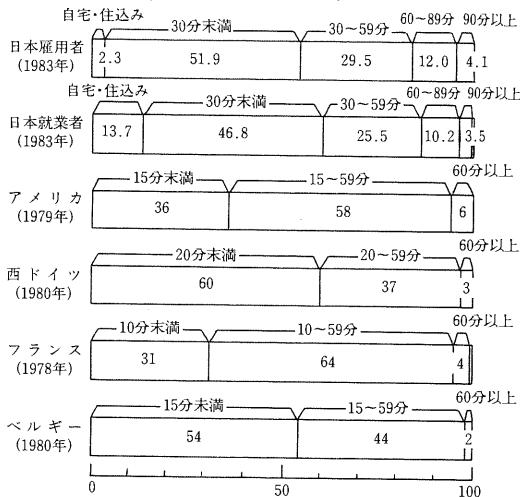
第2に「パートタイマー」です。これは本来の意味は、「フルタイマー」と区別された「パートタイマー」、短時間就業者のことです。第3図で外国の例を見てみましょう。すると、一番多い時間帯は週11~20時間のところです。イギリス41.4%、フランス46.1%、西ドイツ48.4%となっています。ところが日本のばあいは、35時間以上が49.8%です。けっして短時間就業者ではありません。これも明らかに質的な違いです。日本では最近、「フルタイムパート」という名称も登場していますが、やはり論理的矛盾におちいっています。たしかに、「パートタイマー」の定義はいろいろあります。まず、週35時間未満、または30時間未満で区別するものがあります。つぎに、「呼称」によるもの、つまり職場で「パートタイマー」と呼ばれていると

いうものがあります。さらに、「自らの認識」によるもの、つまり自分自身が「パートタイマー」だと思っているというものがあります。そして、このそれぞれによって、当然その数も違ってきます。けっきょく日本のばあいは、低賃金、悪労働条件、身分不安定の「安あがり労働者」の別称として使われているきらいがあります。

第3に「年次有給休暇」です。ヨーロッパなどでは、継続した休み、つまりバカンス休暇を意味します。ですから、ILOでもその分割の限度は、3労働週のうち少なくともその一部は中断されない2労働週でなければならないとなっています。ところが日本のばあいは、もともと短いものをさらにコマ切れにしています。半日や遅刻の処理、病欠のふりかえ、また公務員のスト戦術にも使われます。もっともこれは処罰されるケースが多くなっています。そればかりでなく、年休取得者が待遇上うける悪影響があります。それは、手当・賞与・昇進の査定です。そして、人員配置も保障されていません。さらに、前年8割以上出勤という支給条件もあります。こうした結果、89年の平均規定日数は15.4日、取得日数は7.9日でしかありません。「年次有給休暇」という言葉は同じでも、概念はまったく違います。そして当然のことながら、その実態もまったく違います。このように、「違ったもの」にされてしまっていることを良く理解する必要があります。

第4に「自由時間」です。まず、生活時間を

第4図 各国の通勤時間比較(男女計) (単位 %)  
(通勤時間別構成比)



(資料) 総務省統計局『住宅統計調査』(1983)

OECD "Living Condition" 1986

(注) 日本雇用者は、世帯の主な働き手が雇用者である普通世帯。  
日本就業者は、上記の世帯に、世帯の主な働き手が商工・その他の業主である普通世帯を加えた。  
アメリカ(農業就業者を除く)、西ドイツ、ベルギーは就業者、フランスは雇用者。

(出所)『労働白書』1988年版。

第8表 性別、年齢別高年齢者の労働力率の国際比較

男 子 (単位 %)

	55~59歳			60~64			65歳以上		
	1973年	1979	1987	1973	1979	1987	1973	1979	1987
日本	92.1	91.9	91.0	81.0	77.1	71.7	46.7	41.1	35.6
アメリカ	85.3	81.1	79.1	67.3	60.7	54.3	21.6	19.1	15.7
西ドイツ	85.1	80.9	74.7	64.8	40.9	30.9	14.1	7.4	5.0
フランス	82.7	82.3	67.3	64.4	45.1	25.7	15.8	9.0	4.7
イギリス	93.0	90.8	81.0	82.6	73.0	53.3	17.5	10.3	7.9

女 子 (単位 %)

	55~59歳			60~64			65歳以上		
	1973年	1979	1987	1973	1979	1987	1973	1979	1987
日本	50.4	50.7	50.8	38.3	38.8	38.5	16.9	15.6	15.4
アメリカ	47.7	48.2	51.9	33.9	33.5	32.9	8.4	7.8	6.9
西ドイツ	36.3	37.3	36.5	17.6	11.3	10.4	5.6	3.2	2.1
フランス	43.1	45.9	44.6	33.1	24.0	18.0	6.8	4.3	1.9
イギリス	51.4	53.8	53.5	28.7	21.5	18.2	5.6	3.4	2.8

(資料) OECD "Labour Force Statistics"

(出所)『労働白書』1989年版

いろんな面からトータルにとらえることです。たとえば、生涯労働時間を見るために第8表で高齢者の労働力率の、そして第4図では通勤時間の国際比較を紹介しておきました。いずれも日本の数値が大きいことを示しています。ここからも質的な違いを読みとることができます。

つぎに肝心なことは、「自由時間」を媒介にして労働時間を判断することです。どういうことかと言いますと、労働時間の長さが「自由時間」の長さを規定します。それから、労働時間の長さと質が、「自由時間」の内容を規定しま

す。つまり、疲労回復が主であると、休養的消極的余暇が主流となります。これは基礎的ではあるが、それだけでは動物的存在にとどまります。活動的積極的余暇であってこそ、はじめて人間的生活と呼べるものになります。現在のように乏しい「自由時間」では、家庭や地域社会のための時間が犠牲となります。そして、社会的文化的な生活時間などと言いますが、実際には「社会」も「文化」もなくなってしまいます。このように、ちぢこまる生活時間では「自由」時間とはとうてい言えないわけです。もちろん、「自由」というのは資本、企業社会からの「自由」をまず意味するということもきわめて重要です。

また、1日という単位での労働時間と「自由時間」のあり方が基本であって、それが他の単位、週、月、年などに影響をおよぼします。たとえば、週末のすこし方です。ふだんの日に必要な家事や買物があまりできないような生活時間の構造になっていますと、どうしてもそれを週末にやらざるをえないようになってしまいます。

#### IV 労働時間問題の現段階と日本社会の特質

##### (1) 労働時間問題の現段階

労働時間問題の現段階を労働力の視点から、まずとらえてみましょう。現段階は、労働力の破壊、そして労働力再生産機能の麻痺が進行しているという状況です。その頂点となっている過労死では、労働日の純粋に肉体的な最大限度を突破しています。しかし、生命や健康まで会社に提供しているはずはありません。さらに、労働日の社会的・文化的・精神的な最大限度の視点が必要です。人間的な生活ができるかどうかという基準からすれば、多くのことが破壊や麻痺のうき目にあっているのではないかでしょうか。

また、労働力の再生産には、日々の再生産だけではなく、世代的な再生産もあります。世代的な再生産についても問題がおきています。出生率の低下はその1つの現われです。

##### (2) 原因としての企業社会の支配構造

現在の日本は、全体として「原生的労働関係」の再現を想起させるほどに、1975年以降、資本中心の社会になっています。つまり、いろいろ

な点で、資本の運動に対する統制と抵抗の機構が確立していません。

第1に、国家による規制がありません。労働基準法の実効性はどれだけあるのでしょうか。また労働基準監督行政も形骸化しています。つまり、「基準」も「監督」もはっきりしたものがない状態です。いくら自由経済といっても、資本の活動を野放しでは困ります。これはたとえば旧西ドイツのばあいは、社会的市場経済の体制ですので、資本に対する一定の規制をおこなっています。日本でも資本の横暴を抑えるためには、労働基準法の根本的な改革が必要です。考えてみれば、現在いろいろと「国際貢献」ということが問題になっていますが、労働時間の短縮という点からも日本の「国際貢献」をおこなうことが重要です。つまり、少なくとも他の国の労働条件の改善を妨害するような役割をはたさないことです。

第2に、企業の社会的責任です。これもじつは20年前にも問題となりました。ここで取りあげるのは、従業員の生活保障全般に責任をもつことも、企業の社会的責任の重要な構成部分の1つであるということです。労働安全衛生法によるだけでも、企業には働く者の安全配慮義務や健康保持義務があることは明らかです。また、「残業手当が生活費になっている」という問題にしても、残業なしで生活できるのが本来の労働契約であり、企業責任です。あるいは最近、企業の活動についていろいろと宣伝されています。フィラソロピー（社会貢献活動）、メセナ（文化芸術支援活動）、「人にやさしい」、「地球にやさしい」といったものです。しかし、これらの企業の「社会貢献活動」などについては、まず労働時間短縮をおこなうという点にて実現してもらいたいものです。

第3に、労働運動の力が弱いことです。労働組合の組織率が低い、そしてさらに低下が続いていることがあります。しかも労働運動の主流が労資協調路線です。もっとも、この労資協調的労働組合というものは、労働者の権利を守るという労働組合の本来の性格からすれば、自己矛盾もあります。そこから、組合ばなれが起ります。資本への包摶、従属、追随、あるいはその先兵といった関係ではなく、資本か

らの自立が必要です。また、企業別組合という限界があります。かりに、個別企業の労働組合がしっかりした労働協約を締結したとしても、それがただちに全国的な効力を発揮するわけではありません。

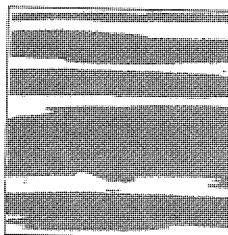
第4に、家族と男女のいい関係です。現行の性別役割・分業が、いったい何をもたらしているかということです。男は会社で働き、女は家庭で働くという、家庭の内と外での分業体制は、それぞれの役割を特化させ、固定化させます。男のほうは家庭内の仕事にかかることなく、いわば「安心」して会社の仕事に専念しています。しかし、じつはこれが過労死へと続く道もあるのです。これに対して、「共働き」のばあいは過労死に対する歯止めがあります。もちろんその度合いは夫婦のあいだの協力関係、平等度によります。こういうわけで、「共働き」より、「会社人間と専業主婦」の構図のほうが、過労死をもたらしやすくなります。

また、男女雇用機会均等法ができましたが、これも粗大ゴミになる「均等」、ましてや過労死になる「均等」では困ります。しかし、下手すれば、「女も会社人間になれる方法」が実現してしまいます。それには、まず結婚しない、つぎに結婚を遅らせる、さらに子どもを生まないといったことなどが考えられます。

第5に、個人についてです。現在の日本では、さまざまに生存競争が組織されています。まず、公共部門や公的生活保障のウェイトが低いことがあげられます。住宅費、教育費、医療費、老後の所得保障などに、個人の私的な負担が強制されます。また、一般に大量消費が社会的強制となっていて、カネのかかる社会がつくりだされています。つぎに、昇進や査定といった企業内の労務管理です。その前提には、くずれつあるとはいえ、「終身雇用制」と労働市場の閉鎖性、転職の不自由があります。

また、企業戦士が存在するだけではなく、その予備軍としての受験戦士も存在しています。こうして見てきますと、日本はけっして平和な社会ではなく、一種の戦場となっています。平和な社会というのは、安全と安心感が基本となっています。たとえばスウェーデンでは、この安

(18ページへ続く)



●特集 働きすぎ／働かせすぎ社会の構造

# 雇用問題から見た「働きすぎ社会」

伍賀一道

## I はじめに

1980年代末以降、「過労死」問題や、その背景にある日本の労働者の「働きすぎ」にたいする関心が高まっている。小論の課題は、今日のわが国の「働きすぎ社会」の構造を雇用問題の角度から分析することである。日本の「働きすぎ社会」の基軸には、「労働者の基本的権利を形骸化し、過労死につながる長時間・過密労働に労働者を駆り立てることによって競争に邁進する企業体制」がある。この企業体制が引き起こす「働きすぎ」は、企業内にとどまらず、家族関係にも深刻な影響を及ぼし、また地域社会への労働者の参加を困難にするなど、その影響は全社会的な広がりをもつて至っている。

このような「働きすぎ社会」が形成された時点について、私は1970年代半ば以降の低成長下、「減量経営」が経営戦略の基軸におかれた時期であると考えている。1960年から70年代半ばまで日本の年間総労働時間はまがりなりも減少してきたが、1975年を境に微増、停滞傾向に転じるようになった。このことは、後述のごとく「働きすぎ社会」の形成の秘密が低成長経済への転換の時期にあることを示している。

では、雇用問題の視点からこのような「働きすぎ社会」を考察するとはいっていどのようなことだろうか。小論ではつぎの3点を取り上げ、「働きすぎ社会」の背景に横たわる今日の雇用問題を考察することにしたい。

第1に、70年代後半以降の「働きすぎ社会」形成を資本の雇用管理の転換、雇用における格差分断構造との関わりでとらえることである。

第2に、「働きすぎ社会」の形成の背景には職場における労働組合の規制力の後退、「協調的労使関係」、「企業共同体的労使関係」の形成

がある。このような新たな労使関係が形成されていく基礎には、職場における非正規雇用の導入による雇用の格差構造、錯綜した雇用関係の広がりがある。

第3に、「働きすぎ社会」と相互に規定し合う関係にある「男女性別役割分業」体制に着目し、これと不安定雇用問題との関わりに注目する。

最後に、最近の外国人労働者の日本の労働市場への流入とともに「働きすぎ社会」の構造変化を考察する。

ところで、以上の4点は相互に関連しあっている。第2点の協調的労使関係形成にとって、雇用管理の転換とともにパートタイマーや社外工、派遣労働者など多様な形態の非正規雇用が企業内に導入されたことの意味は大きい。また、「働きすぎ社会」の結果でもあり、原因ともなっている性別役割分業は、不安定雇用の拡大と密接な関わりをもっている。こうした「働きすぎ社会」の形成によって強化された日本の経済力の強さは、外国人労働者を引きつける要因となっている。しかも、外国人労働者の導入によってわが国の「働きすぎ」はさらに加速する方向にある。

以下、第1、第2点をII節で、第3点、第4点をIII節、IV節でそれぞれ取り上げることにしたい。

## II 雇用管理の転換、労働組合の規制力の後退と「働きすぎ社会」

### (1) 低成長期、減量経営下の雇用戦略

#### ①雇用管理の転換と「労働時間構造の二極化」

冒頭で述べたように、日本の総労働時間は1975年を境にそれまでの減少傾向から停滞、微増傾向に転じるようになった。所定内労働時間は

若干減少しているものの、残業、休日労働などの所定外労働時間が増加したためである。さらに、政府統計では把握することができない「サービス残業」が広がりを見せるようになった。こうした背景にある資本の雇用管理の転換についてまず考察することにしたい。

1970年代後半の低成長経済下、コンピュータ化、メカトロニクス化などの技術的条件を基礎にして、減量経営戦略が企業経営の中心におかれ、雇用管理は新たな形態をとるようになった。すなわち正規労働者の人員削減をベースにした能力主義的労務管理＝少数精鋭主義の追求と、社外工、派遣労働者、パートタイマーなど不安定雇用労働者の利用との結合の形態である。こうした雇用管理は高度成長期末期にすでに新鋭製鉄所や石油化学コンビナートなどで萌芽的に見られるが、全産業を覆うようになるのは低成長期以降のことである。

これまで労働者内部に作られた格差構造の上位にあって相対的に安定した位置にあるとされていた大企業正規労働者にたいしても、1974～75年不況以後、雇用削減の対象としたり、あるいは企業内における応援・配転や企業間にまたがる出向などの措置がとられた。元の企業と雇用関係は維持されていたとしても、従来「日本の労使関係」の柱とされていた「終身雇用制」とは異なり、いわば「広域終身雇用制」とでもいうべきものになった。

大企業にとどまった労働者には、徹底した能力主義管理が追求され、企業の要求する「能力基準」に達しない労働者は次々とふるいにかけられ、早期退職を半ば強制された（「選択定年制」、「早期退職制」）。正規労働者にたいする人員削減は基幹的部署にまでおよび、そこへさまざまな形態の不安定雇用労働者が導入されたのが1970年代後半の新たな特徴であった。

正規労働者の人員削減をベースにした能力主義的労務管理＝少数精鋭主義と不安定雇用労働者の利用との結合という雇用管理の本格的な展開は、労働時間面について見ると森岡孝二氏の言う「<sup>1)</sup>労働時間構造の二極化動向」の形成を意味している。正規労働者を削減したうえで、残業や休日出勤など所定外労働時間を前提した要員配置を行い、有給休暇取得のための代替要員

を配置しないため、総労働時間はおのずから延長せざるをえない。

他方、パートタイマーなど非正規労働者の積極的な活用は、正規労働者と比較してやや労働時間が短い労働者を数多く作り出した。もっとも、パートタイマーのなかには正規労働者の所定内労働時間とほとんどかわらない「フルタイムパート」も含まれている。

## ②労働組合機能の後退と「働きすぎ社会」

このような雇用管理の転換、すなわち正規労働者の削減や能力主義的労務管理の徹底は、高度成長期にすでに進行していた労働組合の職場における規制力の後退のために、有効な抵抗をうけることなく遂行された。この現実は一般的労働者にたいして、労働組合への結集力を強める方向へ向かわせないで、逆に大企業体制へ身をよせさせることとなった。こうしたものとて、「協調的労使関係」、「労使運命共同体」を美化するイデオロギーが企業と労働組合との双方から提起されてくると、多くの労働者は不満をもちつつもそれに同調することを余儀なくされた。多様な不安定雇用労働者の導入は労働者間の格差分断と錯綜を強め、労使関係にたいしても重大な変更を迫ることになった。

第1に、労働組合に組織されていた正規労働者の数が絶対的にも相対的にも減少していく一方で、社外工、臨時・日雇労働者、パート労働者など未組織の不安定雇用労働者が増大することは、労働協約が適用されない労働者が企業内で比重を高めることを意味した。一般に、「労働協約非適用の労働者が企業に多数存在するならば、これが適用労働者の労働条件を引下げる有力な要因となるばかりではなく、組合員の雇用を困難にし、組合の組織を弱体化させ、協約の存立そのものを脅かし、これを無意義なものにしてしまう。」

第2に、不安定雇用労働者の増大は、戦後の労働法体系を律してきた「使用者概念」と「労働者概念」の変更にまで及ぶ問題をはらんでいた。この問題は、特に政府による労働者派遣事業の制度化（合法化）に集中して現われた。

資本が派遣労働者を利用した理由の主なものには、労務費を安上がりにし、労働基準法などで

定められた労働者保護の責任や雇用管理上の責任の多くのを免れることができることに加えて、派遣労働者の地位や労働条件について団体交渉に応じることを回避し、労使関係上の「紛争」から逃れることを意図していたためでもある。派遣労働者の採用、配置転換、解雇など人事上の決定権は名目上派遣元企業に属するが、実質的には派遣先企業の意向が決定的に作用しているにもかかわらずである。

派遣労働者の権利水準は労働基本権についても、その行使がきわめて困難な状態におかれているし、また、労働基準法上の労働者保護の内容についてさえも、しばしば保障されていない。こうした権利水準と労働条件の低い不安定雇用労働者が増大したことが大企業正規労働者の労働条件や権利水準へあたえた影響も無視できない。このような問題にたいする政府の対応は、不安定雇用労働者の増加を規制するのではなく、これを公認しようとするものであった。こうして労働関係の重層化、錯綜化が進み、雇用形態による権利の格差が生み出された。職場における労働組合の規制力は後退し、長時間・過密労働を制限する力も企業内において弱められることになった。

## (2)構造調整政策下の「雇用の弾力化」と「働きすぎ社会」

1980年代の構造調整政策は、先進諸国間とくに日米間の貿易不均衡の解消を求めて、政府の財政的支援を得て、独占資本が過剰蓄積の処理と産業構造の転換（輸出偏重型から内需主導型へ）を推進する政策であった。こうした構造調整政策をすすめる際の基本的原理として、市場メカニズムの積極的活用がうたわれ、雇用政策については労働市場における硬直性とゆがみを縮小させるという名目で種々の規制緩和措置がとられた。

国民経済レベルの構造調整政策は、企業レベルでは、製品の多角化、異業種への進出、子会社化の促進、海外進出などとして展開された。こうしたリストラクチャリングのもとで、労働力のコアの部分にある正規労働力については、研究開発をはじめ専門的・戦略的部門を除いて雇用をしぼり、精鋭化を追求した。

第1表 正規・非正規別労働者数（非農林業）

（単位 万人）

	1985年2月	1987年2月	1990年2月	1985年-87年	1987年-90年
労働者計 (正規+ 非正規) 計	男 1,455 女 3,971	2,516 1,495 4,019	2,524 1,684 4,342	8 40 48	135 189 323
正規 労働者 計	男 991 女 3,326	2,336 3,319	2,427 3,472	△ 3 △ 5 △ 7	94 59 153
非正規 労働者 計	男 464 女 645	181 510 701	191 638 870	10 46 56	41 128 169
パート タイマー 計	男 342 女 357	15 389 409	20 475 501	5 47 52	5 86 92
アル バイト 計	男 71 女 137	66 74 145	71 102 202	5 3 8	29 28 57
嘱託 その他 計	男 51 女 151	100 47 147	100 61 167	0 △ 4 △ 4	7 14 20

(注) 1 「役員」は含まれていない。

2 「パートタイマー」の定義は呼弥（パートタイマーと呼ばれている者）による。  
(出所) 総務省統計局「労働力調査特別調査報告」(各年版) より作成。

正規労働者の減少ないし抑制に反比例するよう、非正規労働者の拡大が著しくすんだ。核になるフルタイム正規労働者の周辺に、パートタイマーや派遣労働者、請負企業労働者（請負形式でも実態は派遣労働の場合も少なくない）、臨時（期限つき）労働者、「新しい形の自営業者」（形式上は自営業者であるが、実質的には賃労働者とみなすべき者）などを基幹的部署にまで配置すると同時に、労働力需要の変動に容易に対応する体制を築いた。これら非正規労働者の末端には、後述のごとく、研修などの名目で、または無資格で多数の外国人労働者が導入されている。

第1表は、円高不況期、および景気回復→好況期のわが国の雇用構造の変化を示している。円高不況下、人減らしの嵐が吹荒れた1985年から87年にかけて、わが国の正規労働者は3326万人から3319万人へ、7万人（0.2%）減少した。他方、パートタイマーなど非正規雇用は645万人から701万人へと、逆に56万人（8.7%）も増加しているのである。人減らし「合理化」の時期に、資本が正規労働者を削減し、非正規雇用に置き換えたことを端的に示している。

87年から90年までの好況期には雇用労働者は全体で323万人も増加した。その内訳を見ると、女子（189万人）が男子の増加（135万人）を上回り、非正規雇用の増加（169万人、24.1%）が正規雇用の増加（153万人、4.6%）をしのい

でいる。「労働力不足」時代においても正規雇用を上回る非正規雇用の増加傾向が貫いていることを示している。非正規雇用のなかで最も多いのはパートタイマーで、1990年時点では870万人中、501万人（57.6%）を占めている。こうして本業部門でも新規事業部門でも正規雇用にかわる非正規労働者が企業の雇用管理上の基本戦略として積極的に導入されている。

1980年代の「雇用の弾力化」は、前項で取り上げた70年代後半の減量経営のもとでの雇用管理の転換をさらに加速するものであった。「弾力化」、「柔軟化」、「規制緩和」をキーワードとして、雇用管理の見直しが進められた。正規要員を圧縮し、生産拡大には正規労働者の所定外労働時間の増加と、パートタイマーなど非正規労働者の増加によって対応する体制が「柔軟な雇用管理」として積極的に評価され、推進された。これによって前項で指摘した「労働時間構造の二極化」はいっそう顕著になったのである。経済企画庁の審議会でもこのことを認めて次のように述べている。

「雇用面では、常用雇用増をできる限り抑制し、比較的労働コストが安く、雇用調整の容易なパート・アルバイト等の採用、下請け、外注の活用とともに、所定外労働時間への依存がすすんでいる。また、所定外労働の恒常化がバッファとなっているため、企業内における最適人員配置が十分に志向されておらず、忙しい部局での超過勤務依存がいよいよ加速されている。」

常用雇用者の雇用増（新規採用）より常用雇用者の所定外労働の方が、コストが小さく、さらに、パートタイム労働者を雇用する方がよりコストを抑えることができる。<sup>3)</sup>」

以上、考察してきたように、今日の「働きすぎ社会」、「労働時間構造の二極化」は第1次石油危機以降の低成長経済のもとで形成され、この「働きすぎ社会」を深化させた諸要因は、80年代後半に推進された国家の構造調整政策、資本のリストラクチュアリングそれ自体に内包されていたのである。

### III 女性のパート就労の増加、性別役割分業と「働きすぎ社会」

前節では、不安定雇用労働者の導入に伴う雇用の格差構造の形成によって、企業内の労働者の権利がいかに脆弱化しているか、「労働時間構造の二極化」が形成、推進されたかについて考察した。70年代後半以降に展開したく正規労働者数の抑制とその長時間労働＋パートなど非正規雇用の増加という雇用構造の特徴は、労働者家族内における「性別役割分業」と密接に連関しているのである。そこで、性別役割分業の視点から「働きすぎ社会」について考えることにしたい。

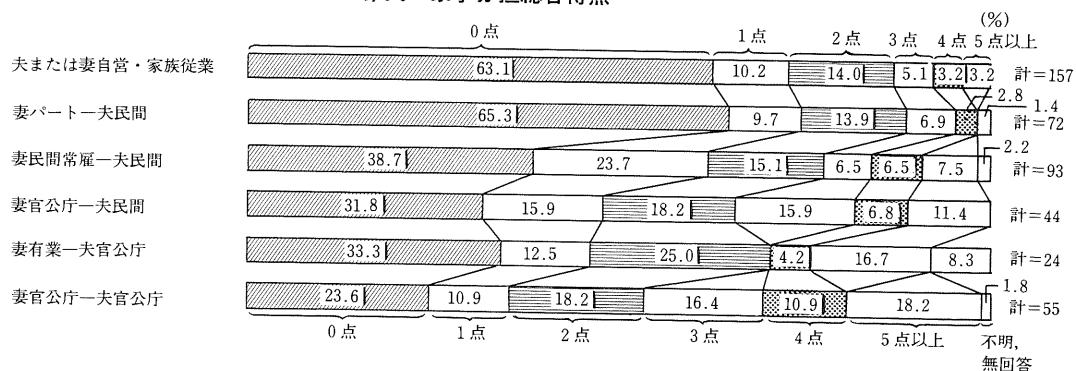
#### （1）パートタイマーの増加と性別役割分業体制

前出、第1表のごとく、1985年～90年にかけて女子パートタイマーは342万人から475万人へ、130万人もの増加を示した。また、労働省が1990年10月に実施した「パートタイム労働者総合実態調査」（従業員5人以上雇用する事業所を対象）によると、正規労働者より所定労働時間が短い女子パートタイマーが373万人、正規労働者と所定労働時間がほぼ同じ女子パートが71万人、パートタイマーは合計444万人に達した。後者の長時間パートは「パートタイマー」と名付けられることで、正規労働者と比較して賃金、労働条件面で差別されている人たちである（なお、この労働省調査では前者を「Aパート」、後者を「Bパート」と呼んでいる）。

このようなパートタイマーが増加している要因としては、第1に前節で見たように資本の雇用管理を指摘しなければならない。第2にパート就労を求める女性の側の問題があるが、この背景には今日の「性別役割分業」が根深く存在している。

先の労働省パート調査結果によれば、「パートタイマーを選択している理由」について（複数回答）、パートタイマーの大半を占める「Aパート」の場合は「自分の都合の良い時間に働きたい」という理由が最も多く（64.2%）、「勤務時間・日数を短くしたい」（35.0%）、「家事・育児の事情」（25.2%）という理由が続いている。

第1図 夫婦の就業形態組み合わせ別、夫の家事分担総合得点



(出所) 汎用職業総合研究所「女性の職場進出と家族機能の変化に関する調査研究報告書(統)」(1986年3月), 30ページ, 図II-4.

る。「自分の都合の良い時間に働きたい」というのは「暇なときに働く」という「余暇の活用型」パートと同義ではないと思われる。私はこれらの理由を見る時、過労死を生み出すような今日の長時間・過密労働体制にたいする女性の忌避の強さを示していると思う。忌避する、又は忌避せざるをえない最大の理由は、女性への家事・育児の集中という性別役割分業の存在である。しかも、「働きすぎ社会」のわが国にあっては性別役割分業の度合いは欧米と比べると極端である。平日には夫の帰宅時間は深夜におよぶことも珍しくなく、家事労働を夫が行なうことは非常に厳しくなっている。

第1図は、袖井孝子氏が家事労働にたいする夫の分担度について調査した結果である(家事労働6項目(家計管理、部屋の掃除、洗濯、料理、食事の後片付け、ごみを出す)について、夫婦が共に担当している場合を1点、夫が主に担当する場合を2点、夫が専任の場合を3点として点数化したもの)。0点の割合が特に大きいのは「夫が自営・妻が家族従業」のケースおよび「夫民間企業勤務、妻パート」というケースであった。妻も民間企業の常雇労働者になると夫が民間企業に働いていても家事分担度は飛躍的に大きくなっている。このことを裏返せば、夫が家事分担できないまでに長時間労働を余儀なくされている場合には、妻はパート就労しかできないということを示唆している。

袖井氏の調査結果によれば子供の世話およびしつけにたいする夫の分担状況についても同様のことがあてはまる。妻が官公庁の常雇い労働者の場合は、「夫の分担度が高い」と回答した

者が過半数を超えており、妻が自営等やパート就労の場合は夫の分担度は低い方にシフトしている。夫に子供の世話を期待できない場合は、妻はパートへの傾斜を強めざるをえない状況がうかがえる。

このように性別役割分業が厳然と存在するもとで、多くの女性は家事労働との両立をはかるためフルタイム就労を回避し、パート就労の道を選択しているのではないかろうか。かりに女性がフルタイマーの道を選択した場合、「労働時間管理の弾力化」<sup>6)</sup>に伴う所定内労働時間の延長や、残業を拒否できないという事情のため、家事労働や育児などきわめて厳しい状況におい込まれる。

## (2)女性に負担をしわよせする「働きすぎ社会」

わが国のパートタイマーの労働時間は欧米と比較してかなり長い。労働省の先のパート調査によると、パートタイマーの1日の所定労働時間は、「Bパート」については8~9時間台が54.4%と最も多く、これに7~8時間台(43.7%)が続いている。正規労働者よりも所定労働時間が短い「Aパート」の場合でも、6~7時間台が最も多く(28.8%),ついで5~6時間台(20.7%),7~8時間台18.1%と続いている。総務府「労働力調査特別調査」(1991年2月)からも同様の動向がうかがえる(第2表)。パートタイマー(「勤務先でパートタイマーと呼ばれている者」)の1週間の就労時間の内訳を見ると、女性パートタイマー495万人のうち、「35時間未満」の短時間就労者は311万人(62.8%)を占めるが、その一方で正規労働者の労働時間と同程度か、

若干短いパート（「35時間～49時間未満」就労する者）が160万人（32.3%），さらに「49時間以上」就労するパートタイマー（？）が21万人（4.2%）いる。ドイツの労働時間が1週35時間程度であることを考えると，日本ではパートタイマーであってもドイツの正規労働者よりも長時間働く者がパートタイマー全体の4割近く存在していることになる。

したがって，「家庭責任を果すためにパートタイマーを選択した」と答えた者でも，彼らの実際の労働時間は欧米諸国とのそれに比較してかなり長い。このため，フルタイマーの場合はもとよりパートタイマーとして働く女性についても家事労働や育児が全面的に集中すると，トータルの仕事量はかなりの水準に達することになる。

要約すれば，わが国の女性パートの半数近くは西欧のフルタイムなみの時間働いたうえで，西欧とは異なって夫にはほとんど家事労働を期待できないため，一人ですべての家事労働をこなし，さらに長時間労働で疲れた夫の「介抱」（深夜帰宅した夫の食事や風呂の世話など）をもしなければならないのである。このため女性パートについても疲労が蓄積しており，「過労死」<sup>7)</sup>の危険性が指摘されている。

以上見たように，中年女性のパートタイマーへの集中は性別役割分業によるところが大きく，性別役割分業はわが国の「働きすぎ社会」＝長時間労働体制の結果でもあり，逆にこれを「支える」機能をも果たしている。妻は「企業戦士」としての夫を戦場に送り出す後方支援の機能を担わされている。この意味で「働きすぎ社会」の克服と性別役割分業の解消は不可分の関係にある。以下の文はこの点を明快に述べている。

「わが国の長時間労働は自分の衣食住，健康管理，子育て，老人の介護などを妻や母親にまかせるという男女の同権に反する考え方を前提として成り立っているものであります。男性が家族とともに食事する時間さえなく，家事や育児にかかわることができず，夫婦の会話の時間さえ持ちえないことは，家庭の空洞化を招き，両親による養育を必要とする子供にとってだけではなく，夫婦の双方にとって不幸なことがあります。また，女性労働者にとっては，この

第2表  
1週間の就業時間別パート・アルバイト数(1991年2月)  
(単位 万人)

		計	35時間未満	35時間以上 49時間未満	49時間以上
パート タイマー	女	495 (100.0)	311 (62.8)	160 (32.3)	21 (4.2)
	男	27 (100.0)	12 (44.4)	11 (40.7)	3 (11.1)
アルバ イト	女	108 (100.0)	73 (67.6)	29 (26.9)	6 (5.6)
	男	104 (100.0)	55 (52.9)	36 (34.6)	13 (12.5)

(注1) 1991年2月末の1週間について調査したもの。

(注2) 「パートタイマー」，「アルバイト」は勤め先での呼称による。

(出所) 総務庁『平成3年2月労働力調査特別調査報告』より作成。

のような長時間労働のもとで男性と同等に働くうとすれば，出産も育児もあきらめなければならないことになり，女性が男性と平等に働きつづけるという人間としての当然の権利が奪われていると言わざるをえません。家事や子育てにおいても男女の平等な責任が問われ，女性の働きつづける権利の保障が求められている今日の社会では，男女の平等を実現するために，労働時間短縮を進めなければなりません。」

#### IV 外国人労働者の導入が「働きすぎ社会」にもたらすもの

これまで考察したわが国の「働きすぎ社会」は，日本経済の国際競争力を高め，「経済大国」をより強固にする重要な源泉にほかならない。つまり「経済大国」の構造には「働きすぎ社会」が深く内部化されているのである。「働きすぎ社会」と一体の「経済大国」をめざして1980年代後半以降，アジア諸国，南米から多数の外国人労働者がわが国に集中するようになった。このような外国人労働者がわが国労働市場へ参入していることは，「働きすぎ社会」のあり方にいかなる影響を及ぼしているであろうか。

##### (1) 外国人労働者の就労分野

外国人労働者が就労している業種は，建設業，製造業（自動車下請，メッキ，印刷，製本など）および飲食部門などのサービス産業に集中している。東京都が実施した調査（中小企業を対象とした郵送による調査，1989年7月～8月実施）によれば，外国人労働者を雇用している企業の業種別内訳としては，製造業が32.7%で最も多

第3表  
企業類型と外国人の仕事および該当する業種(例示)

企 業 類 型	類 型 の 基 準	今 回 の 調 査 に 見 ら れる 外 国 人 の 職 種	今 回 の 調 査 に 見 ら れる 業 種
I 製 造 業	I ・ 外国人が ・ 日本人の仕事を代 替する企業	外国人と日本人の仕事が 同じ。外国人が直接的に 生産の増大に関与	機械オペレータ プラスチック成 型、メキシ処理、製 靴、製本、皮革加工
	A ・ 日本人の仕事を補 完する企業	外国人は日本人の仕事の 生産性の向上に役立つ補 助的な仕事に従事	清掃、ごみ捨て、 印刷下請、工業用 簡単な包装作業 パッキング、セラミッ ク、鉱物原料加工
II 飲 食 業	II ・ 外国人が ・ 接客職種に従事す る企業	顧客の注文取り、質問や 苦情を処理できる。日本 語能力が重要	ウェイター、ウェ 居酒屋 中小飲食店 民族料理店
	B ・ 外国人が ・ 非接客職種に従事 する企業	厨房内で皿洗いや調理補 助などの非接客的な職種 に従事	皿洗い、調理補助 弁当調製 菓子製造
III 商 ・ サ ー ビ ス 業	III ・ 外国人が ・ 知識集約的な労働 に従事する企業	専門能力や外国人固有の 知識を必要とし、日本人 では代替できない。	プログラマー ファンド・マネー ジャー、設計、通 訳、海外業務 ソフトウェア 投資顧問 建築設計
	III ・ 外国人が ・ 労働集約的な労働 に従事する企業	単純肉体作業	荷役、運搬、 配達助手、清掃作 業員 仲介、卸売、小売、 宿泊設備
IV	研修生を受け入れ ている企業	就労ではなく、研修とし て実習作業に従事。	研修生 土木工務、精密板 金、建材製造

(出所) 東京都立労働研究所「東京都における外国人労働者の就労実態」(1991年), 50ページ, 表2-3.

く、次いでサービス業の25.6%、飲食店の21.1%が続いている。また、外国人労働者の職種について、調査時点で雇用していた企業では工員がもっとも多く、続いてウェイター、ウェーテレス、皿洗いなどが主なものである。

この東京都の企業向け調査は、外国人労働者を採用している企業を第3表のごとく区分している。「製造業—外国人が日本人の仕事を代替する企業」では、外国人労働者が男子中高齢者や女子パートタイマーと並んで同一の仕事をしている。これにたいして「製造業—外国人が日本人の仕事を補完する企業」では、作業自体が自動化されていたり、危険を伴う機械作業であって日本人の熟練労働者でなければできないため、外国人労働者は日本人の代りに片付けや掃除などの補助的作業を行っている。「飲食業—外国人が接客職種に従事する企業」の場合、仕事内容はカウンターで飲み物を作ったり、ホールのウェイターが主であり、「皿洗いは外国人に嫌われており、日本人アルバイトと交替制を敷いている」という。しかし、飲食業であっても、日本語能力が劣る場合は、弁当調整や厨房などの非接客職種につかざるをえない。

このように外国人労働者のかなりの部分（とくに製造業の場合）は現在のところ、日本人の男子高齢者やパートタイマー、アルバイトと入り混じって仕事をしており、外国人労働者と日

本人との職種が明確に分断されているという評価はできないようと思われる。このことは次の調査結果にも示されている。

東京都立労働研究所では、先の企業向け調査と並行して、就学生を中心に関連労働者について直接アンケート調査を実施している。この調査結果を職種について見ると、ウェイター・ウェーテレス・皿洗いが最も多く(31.8%)、次いで店員(12.6%)、以下順に、工員(9.7%)、専門技術(7.2%)、調理人(6.3%)、配達員(5.2%)、清掃員(5.0%)と続いている。また、雇用形態ではアルバイトが圧倒的に多く(75.3%)、残りは臨時・パートタイマーなど(6.6%)であった。

かれらの90%近くは来日以来まだ2年にもならない者であったが、約3分の2が転社または転職の経験をもっている。転社・転職の主な理由は、賃金や通勤・労働時間など労働条件に関わるものである。「このようにして行われる転社・転職の流れは、職種間移動という観点からみたとき、かなり多様であるが、しかし、全体的には、俗に3Kと言われる重筋労働関連職種からは離れる傾向にあることがうかがえた」<sup>10)</sup>(傍点は引用者)と報告書は述べている。就学生を主たる対象にした調査であるため、このような結果になったとも考えられる。

外国人労働者の多くが「3K労働」に集中しているとしばしば言われるが、東京都の調査結果からすると、これは必ずしも正確ではない。外国人労働者が集中している職種がある一方で、「日本人の代替的役割」を担っている外国人労働者も多数存在していることにむしろ着目すべきだと思われる。それゆえ、現時点では外国人労働者の労働市場が日本人労働者とは別に分断されて形成されていると断定するのは早計であって、むしろ、外国人労働者の労働市場とわが国の非正規雇用(パート、アルバイト、派遣労働者など)の労働市場とはかなりの部分重なっていると考えられる。

## (2) 差別の労働条件

### ① 賃金

では、外国人労働者の労働条件についてはどうだろうか。かれらを雇用する使用者は「外國

人労働者の賃金の決定水準は日本人の同一職種の者と同じにしている」と答えることが多い。だが、それは正確ではない。製造業の場合、外国人労働者の雇用形態は通常、アルバイトであるため、かれらは日本人アルバイトとほぼ同じ扱いをうけることになる。時間当たり賃金は正規労働者とそれほど変わらなくても、企業にとっては各種手当、福利厚生費、社会保険料の負担など必要ないし、またボーナスも支給しない事業所が多い。アルバイトという点では日本人アルバイトと対等な扱いをしているかもしれないが、日本人であれば正規雇用とするところを、外国人労働者であるがためにアルバイトにとどめることは明らかに差別である。

建設業になると、製造業の場合よりも賃金水準がかなり高い。ここでは日本人も外国人労働者と同様、雇用形態は日雇であるが、前者の方が賃金は高い。その根拠として「日本語能力の低さ」があげられている。つまり国籍による差別がストレートに表に現れないで「日本語能力」に置き換えられている。先の東京都調査では「日給が日本人23,000円、韓国人20,000円、<sup>11)</sup> フィリピン人18,000円」という格差が見られた。また、俗に「マニラ相場」という言葉が使われている。

## ② 労働災害

外国人労働者と日本人労働者との労働条件の格差は、権利保障の面に顕著に現れている。労働災害を例に取り上げてみよう。

外国人労働者に労働災害が多く発生している主な原因は、プレス機械の安全装置を取り外して作業させるなどの法違反や安全対策の不備、それに安全教育の欠如によるものである。安全装置を外していることを日本人労働者は知っていて注意していたが、外国人労働者は知らないまま作業して事故にあうというケース<sup>12)</sup>が多発している。

外国人労働者が労働災害にあった場合、「不法就労」（資格外就労）であることが労災保険の適用申請を困難にしている。建前上は、資格外就労者であっても労災保険の適用が可能であると労働省も明示しているにもかかわらず、実態としてはその適用は妨げられている。つまり、

労働災害が発生した際に、労災保険の申請を行えば不法就労であることが労働基準監督署に明らかになってしまう。労基署は入国管理局にたいして不法就労の事実を通報する義務があるとされているため、それをおそれて被災者（外国人労働者）は労災保険の申請をおもいとどまる。また、雇用主としても新入管法の規定により、不法就労者を雇用した罪で罰せられるおそれがあるため、労災保険の申請を妨害する傾向が見られる。

## (3) 「不法就労」状態が加速する

### 外国人労働者の無権利状況

このように、外国人労働者は日本人労働者（高齢者やパート、アルバイト）と並んで仕事をしている場合が多く、外国人労働者の労働市場が別個に形成されているとは言えない。外国人労働者の労働市場はパートタイマー、アルバイト労働市場、建設業日雇労働市場などと重なる形で成立している。しかし、労働条件や権利保障の面では、外国人労働者はわが国の非正規労働者と比較して明らかに数段階低い位置におかっている。彼らの多くが「不法就労」であることが大きな足かせになって、労働条件の劣悪さ、無権利状況を加速している。

たとえば、外国人労働者は自ら長時間労働や深夜労働を好んでしていると言われ、日本の使用者はしばしば「外国人労働者はよく働く」と高い評価を与えている。なぜならば、外国人労働者は日本への入国に際して仲介業者に高額の手数料を支払っており早く元をとりかえなければならない、多額の借金をして来日費用を工面したのでその返済に金がいる、入管当局の摘発を受けて強制送還される前に稼いでおきたい、などという理由からである。これらの基礎には「単純労働の就労は不法」というわが国の外国人労働者政策がある。労働災害に遭遇しても日本人の場合と異なり、労災申請を事実上、困難にしている主な要因も先に述べたように「不法就労」状況にある。「研修生制度」という便法によって、超低賃金で外国人労働者を活用できるのも「不法就労」規制を免れるためである。<sup>13)</sup>

このように、「不法就労」を理由に外国人労働者を安価、無権利状態で活用できるという現

状は、わが国の資本にとって主観的意図はどうであれまことに好都合である。外国人労働者が結果として長時間労働、無権利状況に甘んじている現状は、労働基準の二重化を意味し、これはまたわが国の労働者の労働条件の改善にとって足かせとならざるをえない。

以上、考察したように、今日ではわが国資本は外国人労働者を労働市場の階層構造の最底辺に組み入れて労働者権を抑圧する形で活用している。ただし、外国人労働者の労働市場は日本人の非正規労働市場と分断されているわけではなく、パート、アルバイト労働市場や建設業日雇労働市場と重なり合って存在している。前節で指摘したごとく、80年代後半から90年代にかけて、わが国の労働市場のなかで非正規労働者の比重は一層大きくなつたが、外国人労働者の導入はこの非正規労働市場の肥大化をさらに加速しており、外国人労働者はこの非正規労働市場のなかの最下層に位置づけられる。それゆえ、好況が持続している間は顕在化していなかったが、不況が深刻化した場合には外国人労働者と日本人パートや中高齢者が仕事を奪いあうという事態も生じかねない。しかも、外国人労働者は「非正規従業員」という点では、女子パートと共に通するが、残業をすすんでこなし、深夜労働も可能で、かつ身体的負担のかかる職務も遂行できる若年男子労働者は女子パートよりはるかに貴重な労働力<sup>15)</sup>であるという評価もある。それゆえ、外国人労働者がわが国の労働市場に多く導入されることは、前節まで見てきた「働きすぎ社会」状況を加速することにならざるをえない。

## V むすび

小論では、わが国の「働きすぎ社会」について主として雇用問題の角度から捉えてきた。「働きすぎ社会」状況を克服することは、不安定雇用問題、性別役割分業、外国人労働者問題などの解決と密接な関係にあることが明らかになったと思う。このことは、さまざまな領域から「働きすぎ社会」を変革する契機が拡大していることをも意味しており、必ずしも困難な課題が増えたと悲観的に捉える必要はない。過労

死につながる「働きすぎ社会」を克服するとりくみとしては、たとえば全国各地での「過労死110番」や「過労死を考える家族の会」の活動が広い共感と支援の輪を生み出しており、また労働運動の分野では全労連を中心に、残業時間の総量規制などを含む労働基準法の抜本的改正をめざす国民的運動に取り組んでいる。「働きすぎ社会」の変革に向けて、これらの運動が相互に協力しあい、運動を促進していくことを期待したいと思う。

- 1) 「日本の企業、とくに大企業が正規雇用による要員増を避けて一方で所定外労働時間（残業と休日労働）への依存を強め、他方でパートタイム労働者を活用するのは、労働コストが安くつき、労働力の需給調整が容易であるからにはかならない。まさにそのために1975年以降の日本経済の構造再編の過程で労働時間構造の二極分化がすすんだのである。」（森岡孝二「日本型企業社会と労働時間構造の二極化」『経済』1992年3月号）。
- 2) 菅谷章『労使関係論の基本問題』法律文化社、1976年、221ページ。
- 3) 経済企画庁『1800労働時間社会の創造』大蔵省印刷局、1989年、18～19ページ。
- 4) 総務庁統計局「社会生活基本調査」（1986年）によれば、「夫婦と子供の世帯」の場合、平日に夫が「家事・育児・買物」に従事する時間は共働き世帯では0.08時間、妻が無職の世帯では0.07時間であった（労働省『婦人労働の実情』1989年版、大蔵省印刷局、付表107）。
- 5) 雇用職業総合研究所『女性の職場進出と家族機能の変化に関する調査研究報告書（続）』（職研調査研究報告書No.50）1986年3月。
- 6) 改正労働基準法（1987年）の結果、1週間の労働時間は短縮したものの、「1日8時間労働」という従来の大原則は緩和され、一定の条件のもとでは残業手当も支払わないで1日10時間働くことも可能になった。
- 7) 「男性だけではありません 女性にも過労死」（「朝日新聞」1990年5月31日付）という記事のなかで次のような参加者の発言がある。  
「外で働く女性が増えているが、仕事も、家事も、と女性の負担は増える一方。しかし、家

事労働は軽く考えられがちで、女性の過労死問題はなかなか表面化していない」、「男も女も、自分の生活や家庭を大切にすべきだ。男はもっと早く帰ってきてほしい」、「女性の過労死問題の背景には、女性が家庭の介護にあたるのが当然という性別分業観がある」

また、富国生命保険が首都圏に住む20歳以上の有職既婚女性（パートを含む）500人を対象に調査したところ（平均は職歴6.6年、週5日、1日平均6.6時間働く30代後半）、過労死の可能性が「かなりあると思う」と答えた女性が7.8%、「多少はあると思う」が34.2%，合計42.0%に達した。回答者の4分の1が月平均10時間前後の残業をし、1日平均3時間6分を家事にあてていた（「朝日新聞」1991年10月18日付）。

- 8) 日立武蔵工場残業拒否事件についての最高裁にたいする支援を訴えた女性研究者、文化人の要請文（1991年4月）。
- 9) 東京都立労働研究所『東京都における外国人労働者の就労実態』1991年。
- 10) 同上書、143ページ。
- 11) 同上書、89ページ。
- 12) 全国労働安全衛生センター連絡会議「外国人労働者の労災白書」『安全センター情報』1991年3月号。

（48ページより続く）

- 13) 加藤佑治監修・労働運動総合研究所編、前掲書、所収。
- 14) 同上書、155ページ。
- 15) 同上書、157ページ。
- 16) 同上書、158ページ。
- 17) マルクス『資本論』における場法の意義づけについては、森岡孝二「現代経済学と『資本論』—工場法と経済学批判—」、『講座・現代経済学』II『「資本論」と現代経済（1）』青木書店、1978年、所収を参照されたい。
- 18) 戦後労働法学の見直しについては、「社会・労働関係の変貌と労働法学」『労働法律旬報』第1231、32号、「転換期の戦後労働法学」『労働法律旬報』第1207、08号、所収、及び西谷敏「団結権論の回顧と展望」『日本労働法学会誌』第77号、西谷敏「現代市民法と労働法」『労働法学の理論

13) 「全部で11人のiran人は、積極的に残業をしたいというので、朝も7時半から作業に入り、夕方も2時間ほどの残業をして、月収は25万から30万ほどだ」（小山内美江子『外国人労働者と私たち』労働旬報社、1992年2月）

14) 現在の研修生制度は、「外国人研修生」にたいして実質的に労働をさせているにもかかわらず、通常の賃金額をはるかに下回る手当しか支給しない口実に利用されている事例が多い。「研修」とは名ばかりで長時間、低賃金労働の実態に強い批判が寄せられている。

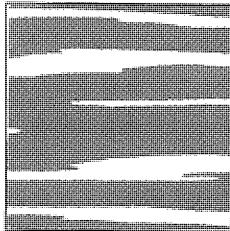
法務省入国管理局の「研修実施企業に関する実態調査結果」（1989年8月発表）によれば、①研修実施企業のなかに、研修を名目として受け入れ、事実上労働者として就労させている事実が相当数判明した、②入国情事前審査時に提出していた研修カリキュラムで予定していた学科研修を実施せず、従業員と区別なく生産ラインに組込み、活動内容が研修か労働かの区別が判然としないものや研修時間帯が深夜に及ぶ等の問題がある、③研修修了後、本国において研修の成果を発揮しうることに疑義がもたれる研修がある、などの問題点が浮び上がった。

- 15) 東京都立労働研究所、前掲書、84ページ。  
(ごか かずみち 所員 金沢大学)

と課題』有斐閣、1988年、所収を参照した。

- 19) 条約の全文は『労働法律旬報』第1269号、1991年8月、所収。条文の解説については、斎藤周「国連『移民労働者条約』の採択」、同上、所収。この条約の成立経過については、江橋宗「外国人労働者の人権——その国際レベル」、『労働法律旬報』第1268号、1991年7月、所収を参照のこと。

（なかの・きくち・くみこ 所員  
元労組書記 関西大学大学院）



## ●特集 働きすぎ／働くさせすぎ社会の構造

## 労働市場の国際化と日本の底辺労働者

仲野（菊地）組子

はじめに——外国人労働者  
問題をどう考えるか

外国人労働者問題とは国際的に見るならば、第1には、送り出し国の側の貧困と失業をうみだす経済構造がどのようにしてつくりだされたのかという問題である。とくに日本に流入する東南アジア諸国の労働者は、アメリカ合衆国や日本による経済的支配、とりわけ投資や借款による開発や工業化の結果、土地を奪われ貧困にさらされ、とどのつまり出稼ぎに出るケースが多い。同時に、日本へ彼ら／彼女らを引き寄せる要因は、日本の産業構造と雇用政策にある。つまり資本の国際的関連は、両者の産業・雇用構造をも規定し、途上国には失業と海外出稼ぎを待つ労働者のプールができ、先進国には低賃金の単純労働者を必要とする雇用構造ができるというわけである。

第2に、受け入れ国の問題として、資本が低賃金無権利労働者として外国人労働者を受け入れる形態は、受け入れ国の側の雇用ピラミッド構造の底辺をなす労働者層の存在形態に規定される。日本においてそうした底辺労働者層の創出を担ったのは1980年代後半に矢張り早くおこなわれた労働法の一連の改変である。これによって日本の底辺労働者は、外国人労働者と同じ底辺労働者として直接に競争させられ、さらに無権利状態にひき込まれる状態がつくり出されようとしている。

本稿では、以上のこととを念頭におきながら、フィリピンと日本をとりあげて外国人労働者と日本の底辺労働者のそれぞれの排出・吸引過程を論じてみようと思う。

I 外国人労働者の流入状況  
と日本政府の対応

近年の外国人労働者の急増に対処するために、政府は1990年6月に入国管理法を改正した。その際、単純労働者の受け入れは拒否し、受け入れは専門職のみとし、28種のビザをつくった。これ以外の単純労働で働く者、期間をこえて滞在して働く者は「不法就労者」として退去させ、雇用主には罰則を与えるとしたのである。同時にブラジル・ペルーなどの日系2世・3世には長期ビザ（1年～3年、更新可能）を与え、就労・就学を許可した。この日系2世・3世は、外国人労働者で唯一、単純労働が許される労働者である。現在、外国人労働者の数、出身国、職業等は統計がないので入管統計、退去強制令、不法残留者として浮上した者から推測するよりほかないが、出身国は、韓国、台湾、中国、フィリピン、タイ、マレーシア等、職業では、女性は、ホステス、工員、雑役、売春婦、家政婦、ストリッパー、店員など、男性は、建設作業員、工員、雑役、店員、給仕、清掃、料理人等である。入国管理がきびしくなると、逆に就労以外のビザで入り込む。

表1は、ビザ別の入国人員でみると、短期ビザ（観光ビザ）や、就学、研修で入る者が多いことを示している。就学は日本語修得で入り、許可される週20時間のアルバイトをこえて働く場合が多い。研修は本来、日本企業が海外進出先の労働者を日本で研修させるためのものであるが、中小企業の人出不足で、研修という名の就労をさせ、残業、休日労働さえ強要し、研修費という名の月6万程度の安上りの労働者として使われていることが問題になっている。1991年12月の「第三次行革審」によれば、外国人労働者の受け入れは、この研修制度を拡充させて

表1 1990年の入国者、アジア主要国+イラン

国	総数	主な特徴的内訳					
		典業	短期滞在	就学	研修	日本人の配偶者	
中 台 韓 香	國 湾 國 港	117,814 610,652 978,984 38,622	1,071 2,129 2,419 64	44,506 550,703 653,431 35,929	21,255 4,384 14,094 4,384	7,846 2,072 5,128 2,072	6,389 15,650 33,303 402
マ レ ー シ ア フ ィ リ ピ ン イ ン ド シ ン ガ ボ ル タ イ イ ラ ン バ ン グ ラ デ ッ シ ュ バ キ ス タ ン	58,112 108,292 32,605 20,625 43,512 69,477 32,125 3,075 5,544	156 42,867 202 66 83 400 1 — —	50,015 35,701 25,631 15,301 41,141 57,320 30,945 — —	669 1,487 83 34 145 592 39 — —	3,704 3,596 2,940 615 427 5,199 84 — —	— 18,806 365 261 340 2,809 179 — — —	

出所「第30出入国管理統計年報」法務大臣官房司法調査部編1991.7

資料出所)

- ①男女労働者賃金は労働省「賃金構造基本統計調査」1990年の標準労働者の所定内給与額。  
 ②正社員労働者1ヶ月の所定内時間は労働省「毎月勤労統計調査」1990年の所定内労働時間。  
 ③パート労働者の所定内労働時間は、労働者「パートタイム労働者総合実態調査速報」1990年の実態。  
 正社員とBパートの労働時間のちがいはパートは実態調査なので、一定数30,600人の平均であるため。  
 従って、パート労働者の時間の%はBパートを100%として計算。  
 ④パート労働者の時間給は労働者「賃金引上げ等の実態に関する調査」1990年の賃上げ後の実態  
 ①、②、④は'92年度版「賃金統計総覧」所収、③は「労働法律旬報」No.1273所収

研修後の就労を一定期間認めるという方向である。

表1で特徴的なのは、フィリピンの興業ビザ42,867名である。これは日本へエンターナーとして就労することを許可されるビザであるが、フィリピンでは女性が日本への出稼ぎに来る手段として使われている。フィリピンでダンスを習い、選抜されて出稼ぎが許可される。しかし、日本のプローカーのもとでは、ホステスにまわされ、売春を強要され、逃げ出そうとすると体罰を加えられ、賃金を支払われずに拘束され、しまいには、本人が自殺する、あるいはノイローゼになって精神障害を負う、最悪の場合は殺されるというケースが後をたたない。これらのプローカーは、やくざの場合が多く、労働者は不法就労の強制退去をおそれてヤミからヤミへようむられ、ヤクザの資金源となっている。

フィリピンではこれらのことことが社会問題となり、「海外雇用庁は売春プローカーか」と非難され、23才以上、一年以上の経験者、雇用契約の明示等の制限が加えられたが、興業ビザでの出稼ぎを禁止する声が強いという。人権と労働権の無視がまかり通る外国人労働者の就労実態はとても法治国家の労働者の状態とは言えないほど悲惨である。売春強要、暴行、不当拘束等

の強制労働、前借金と賃金との相殺、不定期な賃金の支払、賃金差別、最低賃金法違反、就労時間の不明確、長時間、深夜労働の強制、残業の不払、不当解雇など、すべてが使用者のやりたい放題であり、労働者にとっては奴隸状態である。このように日本の法律では禁じられていることがまかり通り、外国人労働者が「江戸時代の口入屋や人身売買にも似た状況」においこまれるのは、日本では入管法が労働諸立法に優先し、公務員には不法就労者通報義務があるために、いわゆる不法就労の外国人労働者は強制退去を恐れて、使用者の言いなりになるしかないからである。この影で利益を得るのは、日本の資本であり、リクルーター業である。日本政府の入管法優先策は、実際にいる20万ともいわれる外国人労働者的人権、労働権を無視し、資本の搾取を無法のもとおくことを許している。二国間協議、受け入れの公的機関をつくり、現に入国している労働者にアムネスティを与えることは国際的な責務である。現状では、日本は20万人奴隸の所有者といわれても仕方ないであろう。

## II 海外出稼ぎの背景—フィリピン経済の従属性構造

### (1) 糖業の生産構造と生活状態

マニラの住民の8割が「貧困」レベル（人間として生活する上で最低限必要なレベル：食物、衣服、住居、義務教育費、日用品を含む）以下、そのうち4割が「絶対的貧困」レベル（生存のための最低限必要な食物費用）以下にあり、労働者の10人に4人が失業し、労働者の8%にあたる約300万人が出稼ぎに出ているといわれている。こうした状況を生み出したのは、第1にアメリカの植民地時代につくり出された合衆国への輸出品に特化させられた産業構造と、輸出産業の生産構造を畸形的に規定してきた土地制度であり、第2に独立後、農村開発と工業化がアメリカ主導のIMFと世界銀行の管理下で行われたことによる自立的経済発展の挫折と、モノカルチャー的・輸出志向的産業構造の存続である。

輸出産業の典型として糖業を例にとると、地主制の基礎上で糖業が成立したのは19世紀後半

である。<sup>2)</sup>それが米国向け輸出産業として完成したのは、米西戦争（1898年）により米国の植民地となり、特恵関税がもうけられ、第一次世界大戦の砂糖不足のなかで、米国向け輸出が急増した1920年代である。しかし、さとうきびを生産する農場における農場主（地主又は借地農場主）と刈り分け小作人との関係、農場主と農業労働者との関係が、刈り分け小作人や農業労働者の貧困な生活状態とともに「奇形化し、化石化」<sup>3)</sup>するのは、1929年以降の砂糖業不況のなかでアメリカが採用した特恵的砂糖輸入割当制（1934年）と、それに対応したフィリピン側の生産割当制に起因している。

この特恵的割当制の下で、米国は自国の砂糖業を保護するために国際価格の下落にかかわらず、世界市場価格より高く設定した価格で輸入砂糖を受け入れた。<sup>4)</sup>輸入量の割当は必ずしもフィリピンの生産量の削減を意味せず、キューバ危機に際しては増大さえした。しかし、フィリピンではこの割当は供給制限のためのカルテルの意味をもったために、技術的進歩を妨げ、生産性の上昇を阻害した。この無関税輸出割当のため、フィリピンは世界市場からしめ出されることになり1937年の国際砂糖協定では、フィリピンは、この割当制を維持する限りは、自由市場への輸出は認められないことになったのである。

さてその糖業の生産構造であるが、一つの製糖工場は、数十、もしくは数百のさとうきび農場をもっている。工場と農場を経営するプランター（地主、もしくは借地人）は生産物である砂糖を5：5で分配しあう。工場はさとうきび収穫後の9月（10月）から3月（4月）の6～7ヶ月しか稼動しない。工場には製糖労働者が働いているが、非稼動期には収入が低下する。一方、農場についていふと、ルソン島では農場経営者と刈分け小作人の関係があるが、刈分け小作人の収入は、2～3haを耕作する者で、7割がさとうきび栽培、残りは稻作、トウモロコシの自家用の栽培分である。さとうきび農場といつても、そこで自家用の稻作、トウモロコシも栽培している。彼らは工場とプランターが折半した収穫のプランターフィーをまた折半する。しかし、自ら農具を用意し、収穫期の刈取りと運搬のための日雇労働者の賃金と食事代を持つ

ために、営農費、生活費ともに地主から借金することが度々である。

ネグロス島は大土地所有制（アシェンダ）が発達していて刈分け小作人よりは、さとうきび農業労働者が圧倒的であるが、収穫期の臨時日雇ではない居住労働者でも月収は家族の副収入を含んでも15.4ペソ程である。工場労働者は、稼動期で1ヶ月32ペソ程の生活費。刈分け小作で自家用の稻作、とうもろこし分を含んで年間収入をならすと、1ヶ月24ペソ程であるから相当低い。これらに共通することは、製糖労働者は、製糖期には収入があるが、それ以外は、常雇でも6割程度しか働けず、工場閉鎖期には、副収入でしがねばならない。農業労働者も臨時、日雇が多く、収穫期には収入があるが、それ以外には副収入に頼らざるを得ない。刈分け小作の場合は、自家用の稻作、トウモロコシなどをつくる。収入のない時期には、一家総出で副業を行う。副業は、漁業、市場での手伝い薪集め、魚の行商、庭掃除、道路建設プロジェクトでの作業、団い作り、家畜資料用の雑草の収集とその販売、野菜の刈り集め、大工、サンダル製造用の木材の収集、サリサリストア（雑貨店）の経営、稻の収穫作業、マットや帽子織り、子供服の縫製、果物の売買、洗濯、家事手伝いなど、ありとあらゆることをする。それでも農閑期には1日2食の食事をとるのがやっとである。小作や労働者のエンゲル係数は7～8割であり、10才以上の非熟練労働者の不職率は85～90%に達するという。衣服は成年男子労働者で2～3着、ほとんどが靴をもたず、家財道具はないに等しい。ベッドはほとんどの家なく、椅子もなく、多目的用の背の低いテーブル、ベンチ代りになるトランク、安っぽい鏡、マット、机、灯油ランプ、それに台所用品が少しあるだけである。家は、恵まれたところで一部屋と台所であり、数世帯が一つの大きな家屋に別々の部屋で住んでいるものもある。水は、井戸を掘って飲料水とし、小川で洗濯をし、トイレは住居になく、ほとんどトイレを使用することを知らなかった。さとうきび農業労働者も刈分け小作人も、ともに貧困層である。

このような生産構造と生活状態が1974年まで基本的に、化石のごとく維持されてきた。しか

し、世界市場から孤立した特恵的割当制度が廃止された1974年以降は、砂糖産業は国家管理に移行するが、官僚的で腐敗したその機構は長づきせず、おまけに砂糖の国際価格は生産価格をはるかに下回ったために、砂糖産業は壊滅的打撃をうけざるをえなかった。かくして、小作人や労働者は貧困が常態である上にさらに困窮し、食べることができなくなり、都会に流出するか、ネグロス島のように飢餓が広がるという結果に至ったのである。土地制度改革は改革を求める「不穏な」勢力に対して統治者の側からも掲げざるを得ない課題であったが、土地貴族たちの頑迷な抵抗に会い、今日に至っても成功していない。

これらの都市流出層が、工業化によって、労働者として吸収されるならば貧困は解消されたかもしれないが、実際には、失業、不完全失業は解消されなかつたのである。

## (2) IMF・世銀主導の輸出主導型工業化

次に工業化の過程を簡単にみてみよう。

工業化が急転回をみせるのは、1972年のマルコスの戒厳令後である。IMF・世銀の開発援助を取り入れ、農業の生産性の向上と工業化を図るために、60年代に高揚した左派勢力の運動を抑え、政情を安定化させが必要であった。アメリカにとっても極東の軍事戦略的拠点としてフィリピンを保持する必要があったことはいうまでもない。ワリデン・ベリヨによれば、IMF・世銀の目標は、農業において生産性をあげ貧困をなくすこと、輸出主導型工業化を促進すること、関税障壁をはずし自由貿易体制にもっていくことであった。

まず、農業の生産性の向上を意図した「緑の革命」としてすすめられたのは、土地制度改革としての「マサガナ99」計画であった。この改革は、100万人に土地を与えることを計画したもので、品種改良をし、稲作の生産性を上げて、収入を増やし、それで、土地を買ふことをめざした。しかし、最初からその買い上げの対象とされた土地は、180万haのとうもろこしと稲作世帯であつて、輸出用作物を栽培する大土地所有392万haは対象にされずじまいだった。さらに、品種改良された稲作は、十分な肥料や

灌漑設備、病虫害駆除の薬品を必要とするので高くなつき、おまけに、買入れの手続の複雑さと官僚的な行政のために、結局は貧富の差が増大し借金がかさんでもとのもくあみになり、100万人が対象となりながら、実際に土地を手にしたのは、1700人であったという。

輸出主導型工業化は原材料を輸入して加工し製品を輸出する形でドルを稼ぐということで推進されたが、この世銀・IMFお推めメニューは、アジアNIESの二番せんじであるため、外国企業誘致の業種も、条件も一層悪化せざるを得なかつた。アジアNIES諸国が米国の輸入規制をのがれ、低賃金を求めてフィリピンに投資する。そのため、繊維産業の縫製や、技術的に低位な電機（電子）製品、中間材料の組立製造が多い。また、公害企業の移転もある。しかも、これらの誘致のために至れりつくせりの優遇をする。パタン加工区では、税の免除やインフラ整備の外に、マニラ市よりも低い最低賃金を設定しきえしている。しかしこの工業化は、原材料価格の上昇があるとすぐ国際収支の入超となり、製品の主な市場である米国の景気動向に左右される。ドルを稼ぐ輸出品である一次産品の価格が下がるとたちまち深刻なドル不足に悩まされ、ペソの切下げを強制される。その結果インフレをおこし、景気は常に不安定である。加えてIMF・世銀が強行する「構造改善」は「非効率」な産業の合理化を求め、倒産・失業を大量に生み出した。

このドルを稼ぐ輸出主導型工業化は見せかけの工業化であった。「ある調査によると、衣料品輸出額の約56%が実質上原材料輸入分であり、フィリピン労働者による付加価値分は、わずか44%にすぎない。言い換えると衣料品輸出の1ドルごとにフィリピンの外貨の純獲得額はわずか44セントにすぎない。エレクトロニクスはわずか13セント<sup>⑥</sup>」であった。マルコスは1979年に資本財・中間財の産業を発展させるべく11大プロジェクト<sup>⑦</sup>に着手するが、世銀の拒否によって中止せざるを得なくなつた。IMF・世銀の開発、工業化政策は、途上国の自立につながる自国の産業育成や民族資本家階級の育成を阻み、先進国資本の自由な浸透を保障しようとするものであった。そのもとでつくられる米国―日本

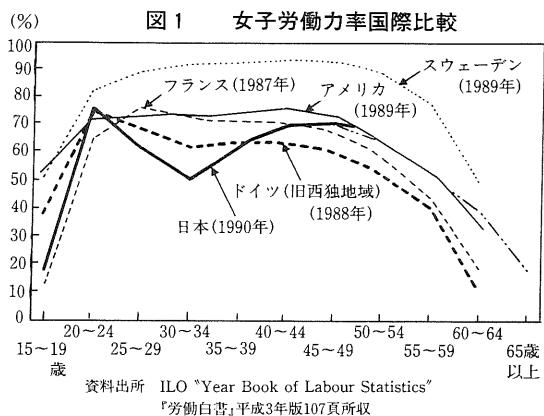
—NIES—アセアンという経済貿易循環構造に依頼したアセアンの分担は、先進国ではすでに衰退した消費財関連産業や、低賃金ゆえに投資に対するインセンティブをもつ低収益部門を受けもつものにはかならないのである。

このふんだりけったりの収奪に対しての国民の反撃が1986年のマルコス政権への拒否であり、1991年のアメリカ軍事基地の撤去であったことは言うまでもない。それは、フィリピンの主権の回復、眞の独立のたたかいであり、自国の経済、産業構造のたて直しを自らの手で着手する第一歩であったと言える。とはいって、10人中4人が失業、累積債務224億ドル、貧困ライン以下の世帯59%という状況では、海外出稼ぎとそこからの送金は、当面、失業と貧困を緩和するチャンネルとなっている。この間、日本の資本はフィリピンにおいて米国の傘のもとで、賠償、借款、直接投資の形で高蓄積をとげた。マルコスの国家管理体制のもとで、日本の円借款がマルコス一族に莫大なリベートのむさぼりを許したのは有名な事実である。今日では、日米両国は、アセアン関係の貿易量の40~60%をしめるに至り、これらの諸国の経済的生殺与奪の権利を握っている。この同じ資本が日本国内では労働者を過労死させ、農民の生活や農業そのものをおびやかし、さらに国境をたてにとって出稼ぎに来る者を拒否し、死に至らせても「不法就労」のもとに責任はとらない。それが、日本の「国際化」である。

### III 受入国日本の底辺労働者創出政策

#### (1) 女子パート労働者の地位とその状態

1980年代の日本の産業構造の転換にあっては、ME技術革新を梃子とした経済のソフト化・サービス化が進展した。雇用構造もそれにしたがって変化したが、とくに雇用者を増やした産業は、サービス業、御・小売業、飲食店、金融・保険・不動産業である。これらの業種はまたパート・派遣労働等の非正規労働者が多い。つまり構造転換された産業構造は、一方で、ME技術を駆使しうる高度な専門性をもった若年労働者を雇用しているが、他方で、ME技術が熟練を解体し単純労働の領域を拡大したかぎりでは、パー



ト・派遣等の非正規労働者を大量に雇用している。とくにサービス部門や金融業は分社化によって正規社員をパート社員にかえることが進行した。それと同時に、従来の製造業においても、ME化に伴い、研究、開発、営業関係は正規労働者が多いが、製造現場は単純労働が分離、集積され、パート労働者が多くなっている。この節では、これらの非正規労働者の問題を検討し、あわせて労働者供給事業の問題をみたいと思う。それは、従来の労働法体系には規定されていない非正規労働者を無権利のまま市場ニーズに合うという形で大量に発生させることによって、外国人労働者がそこに入ることをも許し、日本人労働者と外国人労働者を競争させることによって日本人労働者の権利の一層の縮小を招来させるものであるからである。

外国人労働者問題からみるならば、日本の側での底辺労働者とその就業場面の創出は、外国からの不法就労者の定着の地盤づくりに必要な措置であった。経済界の要請とは一見矛盾する政府の単純労働者受入れの引きのばしは、外国人労働者を最低辺の無権利労働者として合法的に受け入れる地盤と気運を醸成するためであったといつてもよい。

日本の雇用上の格差は4段階ある。第1が大企業と中小企業の格差、第2が正規雇用と非正規雇用の格差、第3が男性労働者と女性労働者の格差、第4が日本人労働者と単純労働外国人労働者である。ここでは外国人労働者問題を念頭におきながらまず女性のパートタイム労働者の問題をとりあげる。それというのも、パート問題は雇用問題の中の一問題というものではな

表2 男子労働者・女子労働者・パート労働者の賃金  
(所定内給与額)格差

〈金融業〉高校卒		パート労働者の賃金	
男子	女子	正社員労働者の1ヶ月の所定内時間	145.3H
18~19才	136.1	132.2	パート労働者の "
20~24	166.0	158.4	平均 118.8H
25~29	247.5	202.7	{ Aパート(正社員より短い者)
30~34	328.6	245.1	{ Bパート(正社員とほぼ同じ者)
35~39	399.4	282.7	パート労働者の時間給平均 763円
40~44	476.1	324.9	平均パート労働者賃金(時間82%)月額 90,644円
45~49	560.4	375.6	Aパート(時間74%) 月額 82,404円
50~54	579.9	407.7	Bパート(時間100%) 月額 111,703円
55~59	480.6	371.3	A B比率は62.5% : 24.7%

〈製造業〉高校卒		パート労働者の賃金	
男子	女子	正社員労働者の1ヶ月の所定内時間	159.4H
18~19才	144.4	134.6	パート労働者の "
20~24	168.6	149.0	平均 142.2H
25~29	206.0	170.7	{ Aパート(正社員より短い者)
30~34	253.6	191.9	{ Bパート(正社員とほぼ同じ者)
35~39	299.5	211.7	パート労働者の時間給平均 661円
40~44	352.8	236.0	平均パート労働者賃金(時間84%)月額 93,994円
45~49	417.2	278.9	Aパート(時間74%) 月額 85,401円
50~54	463.6	314.5	Bパート(時間100%) 月額 115,768円
55~59	443.4	322.7	A B比率は65.6% : 31.2%

く、男性の中心の日本型企業社会と男性不在の日本型家族生活の集中的表現であるからである。<sup>8)</sup>

日本の女子労働力率は、図1に見られるように、20歳前後では7割台に達しており、他の先進国に劣らないレベルにあるにもかかわらず、結婚・出産・育児期の退職者が多く、未だM字型を保っている。またパート労働者の約7割が女性労働者であり、女性労働者の27%がパートである。パート率は、M字の第2の山、つまり子育ての一一番手のかかる時期がすぎて、再就職しようとする時期の35~39才で35.6%、40~44才で34.5%、45~49才で31.0%を示し、20代の約2倍をしめしている。また女性パート労働者の労働時間はAパート(週35時間未満の労働者)で週5.2日、28.7時間一日平均5.5時間働いており、Bパート(正規労働者の労働時間と同じ)がパートの15.7%いる。この数字はパートの少なからぬ部分が正規雇用と同じ労働実態にあることを示している。だが、賃金は何歳でもフルタイマーの初任給にも達しない。年間の収入額でみると、表2にあるようにAパートでフルタイマーの年収額は、所定内時間で6割以上働くにもかかわらず男子労働者の正規の約1/5、女子労働者の正規の約1/3である。

これらの数字が示しているのは以下のことで

ある。

第1に、女性は正規労働者を一度やめて、結婚し、育児につき、それを終えて再就職しようとすれば、パートしかない。パート賃金では、病気治療も文化的な教養ももてない貧困生活そのものであり、1人の食物と住居をまかなうにもままならない動物的な最低限の生活しかできない。パートの賃金を規制する力は最低賃金法しかないが、政府・労働省の労働力政策では女子パートの賃金は家計補充的な賃金として想定されている。

第2に、それでは、パート労働者になりたくないと思い、自立して人並みに生活できるよう、やめずに若い時から働き続けるとすればどうなるのか。その場合は男性同様に残業を強制され、年休は自由にとれず、結局、家庭を持つて子供を育てることを放棄するか、第三者に子育てを委託せざるを得ない。ここから出生率(1人の女性が一生に生む子供の数)が1.53に低下するという「出産ストライキ」が出現する。雇用機会均等法の施行後は、女性たちは、結婚をせずに、経済的にも社会的にも自立した生活をとるのか、子供を産んで、生活費は夫に依存して家庭にうもれてしまうのか、今まで以上に深刻な選択を迫られている。

第3に、以上は女性の側からみたが、この状態を男女の全体からみるとどのような意味をもつのか。男本位の性別役割分担は家父長制の遺産である。そこでは家長の責任は、家族に対する支配と一体である。だが高度に資本主義化した今日の日本で出現している性別役割分担は、家庭生活には家族との食事にすら満足に参画しかできない企業戦士と、職場生活にはパートとしての身分でしか参画できない家事奴隸との、新たな分離構造を生みだしている。一方で企業責任に疲れ果てて心身を損なう父親が出現するが、他方でキッチンドリンカー、母親による子供の虐待、母子セックスなど、家庭責任に疲れ果てて心身を損なう母親が出現する。これは家庭機能の麻痺であり、家庭生活の崩壊である。この資本に強制される性別役割分業は、単に女性労働者に自由に生きる権利を奪うだけでなく、男性にも、その逆の形で企業にしばりつけ、家庭生活を営む権利を失わせるものといってよい。

こうした悪循環の根源を男性の長時間労働と女子パート問題としてとらえるならば、退職した正規労働者の地位・賃金・労働条件の下がらない再雇用制、パートと正規との差別的扱いの廃止、全般的な労働時間の短縮、子育てや老人介護等にたいする社会的福祉制度の充実等が必要である。そして、何よりもパートという雇用形態を容易に許さない企業経営上のパート必要人員の制限が必要であろう。もし、労働時間が独・仏並みに短縮され、パートと正規との間の不合理な時給格差が是正されるなら、今日のパートタイム労働者の相当数は正規雇いとなり、残余の労働者は言葉の本来の意味でのパート・アルバイトになるであろう。また、そうしてはじめて女性労働者は人生をかけずに、自分の都合によってパートか、正規かの雇用の選択ができるようになるであろう。それは家庭生活再建の前提条件でもある。

## (2) 政府労働省のパートタイム労働対策

唐津博氏によると、1979年の労働省婦人少年局長通達「女子パートタイム雇用に関する対策の推進について」は、「パート雇用は身分的な区別ではなく、短時間就労という一つの雇用形態であり、パートタイマーは、労働時間以外の点においては、フルタイマーと何ら異なるものではないことを広く周知徹底するものとする」とし、女性労働者保護対策の一環としての意味を持っていました。<sup>10)</sup>賃金についても、同種の労働者の賃金との均衡を保つよう、また労働条件についても短時間就労という特性に基くものを除き、フルタイマーの労働条件を確保するよう努めるとしていた。この考え方方が変化してくるのは、1984年、「労働基準法研究会」の「パートタイム労働対策の方向についての中間報告」以降である。ここでは、パートは需要供給双方のニーズにあった就労形態とし、パートとフルタイマーの区別を明確にしつつ、パートの特性を考慮した対策が必要であるとした。この考え方方は、1984年12月の「パートタイム労働対策要綱」(以下「要綱」とする)となって現れた。これはパートの積極的意義に目を向けるが、労働条件に関しては本来労使の自主的な話し合いに委ねられるものとして行政的介入は不適切とした。この

「要綱」は、1983~84年にかけて、野党のパート保護法案が国会に提出され、立法的規制が要求されたことに対する回答であった。この間、使用者団体は法的規制や行政施策を一貫して否定する。1988年、東京商工会議所の「意見」は、パートタイム労働者の労働条件の最低基準は、すでに労働基準法、最低賃金法、安全衛生法に定められており、ただちに新たな法律を制定する必然性は乏しいとしている。

1987年には、労働省の委託を受けて3年に渡って研究された成果である「女子パートタイム労働対策研究会」(座長、高梨昌)の報告「今後のパートタイム労働対策のあり方について」が出されている。これによると政府の考え方方は次の三点に要約できる。第一に、一方で産業構造の変化による多様な雇用・就業形態が必要とされており、他方で子育てを終えて再就職を求める女性が増えているので、パートは適切な形態であるとする。第二に、今やパートは、基幹労働力として存在しているので、さらに定着するよう、能力開発もはかる必要がある。第三に、しかし正社員なみの福祉(失業保険、退職金、有給休暇など)を与えることはふさわしくない。パートタイム労働者福祉法の制定を提言する。というものである。ここで言われている真意は以下のことである。

多様な雇用、就業形態とは、先にみたように、ME化を中心とした産業構造の変化によって、一方の側には専門的技能をもった労働者を、他方の側に単純労働業務を行う労働者を必要とするということである。従来は、同一の職場で同一の労働者がこなしていた機能を、ME化を契機に分離したわけである。その結果、単純労働部分は今まで本雇の労働者が持っていた賃金や権利をもたない、低賃金で権利のない労働者に担わせようということであり、だからBパート(本雇並みの労働時間を働くパート)についても、あくまでパートという分類のままにおくわけである。つまりパートタイマーとは短時間労働者・企業の営業上臨時に必要な労働をする者をいうのではなく、雇用の種類であり、本雇とは区別された、一段と賃金の低い、権利のない労働者の雇用形態をいうのである。これを、需給が一致するのであるから、家庭責任を一方に

負ったままで働かざるを得ない女性が担うのが適切だという。そしてこの差別雇用形態は、今や何の雇用規制がないままで放置していた結果、ほとんどの産業で一定数をしめていることを追認し、「基幹労働力」として働いていると、合理化し、だから能力開発もさせ管理的な仕事もできるようにさせていこうというわけである。

これは、正規雇労働をパートが侵食する、正規労働者のパート化を意味する。基幹的な仕事をしているのだから、正規雇にするというのならわかるが、逆にパートの身分のまま、正規雇の仕事をさせようというわけである。こうすると、現行の正規労働者との福祉的権利の差が浮上するので、それは、現行法の権利の適用ではなく、自助努力、自前の積立などの福祉で行いたいという考え方である。結局、労働者は大きく二つに分類される。現行法が権利として適用される正規雇労働者と、現行法適用除外群、権利のない、自助福祉を余儀なくされた差別された労働者群とにである。しかも、後者を育てるという。この調子でいくと正規雇はパート化するので、事実上短時間労働者は、パート以下の労働者として自助福祉にもあづからずの層ができると予測される。

こうした内容をもつ87年の報告をうけて、パートタイム労働問題専門会議は、1988年12月、「今後のパートタイム労働対策のあり方について」(中間整理)を提出した。これによって具体的に、雇入通知書や就業規則の整備、パート労働市場形成の方策、退職金制度などがうたわれ、雇用保険制度の改善がなされた。これらは法的な強制をともなうものではなく、努力義務で、指針にすぎないものである。ここではパート福祉法さえ法として整備することをさけている。唯一、雇用保険制度が、本雇の3/4以上、週22時間以上働くパートに適用が可能になったが、総体に制限がつき、条件が悪くなつたといえる。そしてこの基準が、パート以下のパートを生みだすものとなつた。

すでに第1節で述べたように、単純労働に携わる日本の外国人労働者の場合は、ほとんど時給いくらのパートやアルバイトであるが、その多くは不法就労として法的保護の外に置かれているために、日本人パートやアルバイトに較べ

てはるかに惨めな常態を強いられている。

#### IV 派遣パートと労働者供給事業

##### (1) 労働者派遣法のねらい

パート以下のパート。これの典型が、銀行の派遣パートである。しかも派遣であるから派遣業を営む会社が必要であるが、それは銀行の100%出資による子会社である。この子会社は、その銀行専用に、「ファイリング」「財務処理」などの人材派遣として、このパートを派遣するのである。1990年に行われた専修大学経済学部加藤佑治研究室で行われた「銀行における非正規銀行員に関する実態調査」によれば、勤務形態は、月平均16日、一日当たり実働5.47時間である。しかもある銀行では年11ヶ月契約であるという。これは、先の雇用保険をのがれ、有給休暇を付与しなくてもよいパート以下のパート、臨時雇扱いをしているためである。中には5年以上は再契約をせず、もし望む場合は、新規採用として、わずかながら上った賃金をおとすという銀行もあるという。銀行業では、この派遣パートの外に、請負業によるパート、直用パートと様々の形態がある。これは、オンライン化のもとで、業務の単純化、等質化にともなって、とにかく正規労働者をパートにかえたためで、その結果、女子行員は、1976年のピーク時の6割に削られたという。ここでは正規雇のパート化の合法手段として「労働者派遣法」が利用され、しかも、雇用保険の基準で実質的にパート以下のパートが生みだされていき、仕事別に雇用形態に違いが生じている。

「派遣法」は、労働者供給業を禁じてきた就業安全法を緩和する形で生まれた。従来、封建的な人身売買をつくりだす温床として禁じられてきた労働者供給が、「供給」(供給業者と労働者との間に雇用関係がない形)と「派遣」(供給業者と労働者との間に雇用関係があり、使用者=派遣先と労働者との間には雇用関係がない)に分かれ、後者のみを認めたのである。このため、労働者は、実際には、使用者に指揮されるのに、それに対し、実質上、何の権利もない労働者として存在することになる(労働者は労働条件を供給業者に対して請求できるが、供給業

者は弱い立場にあることが多く、派遣先へはそれを要求せず、逆に、労働者の首のすげかえをするからである)。

この派遣は、<sup>12)</sup> 16の専門職において許可をしたが、その中には、先の銀行業でみた「ファイリング」などという事務一般の単純労働につながるようなものもある。また従来の請負は、そのままで単純労働者を雇用できるので、16種以外の職種に労働者を供給するには、請負という形式をとりさえすればよいということになる。これが外国人労働者供給の手口に使われている。外国人労働者が、流入するには、斡旋ブローカーの介在が不可欠である。このブローカーは、日本では供給の少ない3K(汚い、危険、きつい)労働を必要とする産業にとっても、また出稼ぎしたい外国人労働者にとっても、頼ったり、かなったりの存在である。彼らは、見知らぬ国(日本)でごす労働者のために住居の世話、ビザの手続き、時には旅費の立替間でやってやるのである。この斡旋業者が、合法的に単純労働を供給できる形態である「請負」業者となっている。

藤崎康夫著『出稼ぎ日系外国人労働者』(明石書店、1991年)によると、ブラジルで日系人2000人を日本の全国の自動車産業へ就労斡旋して、4年間で30億円をピンハネしていた三協工業の例がある。この企業は実際は、日系人を単純労働者として供給していたのだが、合法化のため、請負業として登録していた。しかし請負を証明するためには、自動車工場の機械、設備などの賃貸契約が必要であるが、ないために派遣法違反でつかまり、外国人単純労働者派遣斡旋状況が明らかになったということである。しかし業者本人は、自動車産業にとってもブラジル日系人にとっても望まれて行っていることで、今後もやめるつもりはないといい、裁判でも弁護側は、彼らを罰したところで問題の解決にならないとし、温情判決を求めたという。地元「神奈川新聞」も「業者は産業を支える必要悪」として公判を伝えたという。もちろんこの場合は合法性をとるから違反をとられたのであり、外国人を含めて非合法の大小のミニブローカーが大量に存在するのであろうことは疑いない。政府の表看板は単純労働者は入国拒否となって

いるが、産業界は、彼ら／彼女らなしではやつていけないという。その手引きはこのような民間業者にまかせられている。政府が公的機関として、外国人への就業斡旋をやるならば、賃金や労働諸条件を明示させ、ピンハネ等の労基法違反対策を講ずることが可能となるが、現状はいっさい当事者にまかせているのであるから、違反がまかり通る温床に目をつぶっているといってよい。そして、労働者供給を部分的に許したこととは、何らかの形で「派遣法」16種に入れるか、あるいは請負にすれば合法性がとれるということである。こうして「派遣法」は、国家の公の機関として、就労、就業斡旋を解体して、より一層、労基法違反企業がはびこることを許し、違反のもとに雇用される無権利労働者を増大させるものといえる。

## (2)建設業における単純労働者供給

従来から人集め産業でもあった建設業への政府の対策をみると、「派遣法」の政策的意図はいっそう明確になる。建設業は、男性不法就労外国人が多く働いている業界である。この建設業は「労働者派遣法」の適用業種ではない。しかし「派遣法」が成立する1985年をさかのぼること9年前、1976年の「建設雇用改善法」によって、また、1986年の「建設産業ビジョン」によって職安法の労務供給禁止の原則は、枠組みをとりはらわれたと言ってよい。<sup>13)</sup>以下、椎名恒「外国人建設労働者と派遣労働」によって、その過程を整理してみよう。

1976年6月の「建設雇用改善法」までは、「就業安定法」のもとで、単純労務供給を目的とする一次下請は違法とされ、一次下請は、施工請負企業となるように、そのもとで労働者が直用化されるように、いわば下請近代化として推進された。しかし「雇用改善法」や「元請下請関係合理化指導要綱」(1977年)は、雇用責任を一次下請に負わし、元請であるゼネコン大手建設会社には責任が及ばない構造を作り出した。この責任を負わせられた一次下請は、自立した施工企業としての経営基盤を持っていないために、再下請に雇用責任を転化した。「実質的には雇用関係とみなされるべきところまで名目的な下請関係が拡大し、極端な場合には、ダ

ソプカー持ち込みの一人一車労働者がそうであるような、名目的下請業者が拡大した<sup>14)</sup>。だが、さらに、「派遣法」成立以後の「建設ビジョン」では、根本の元請責任は問わず、末端下請の零細親方労働者集団の就労が労務下請だとして、これの解消をはかることを指示した。これは末端をへらして、一次下請に包接させようとするものであったという。しかしこの末端の親方は、一次下請と違い、現場で直接自らも労働し、労働者を掌握して働く、いわば末端職制にすぎない。むしろこの層は、発注側の工事原価管理がシビアである点からいっても、ピンハネを4割も5割もできる層ではない。椎名氏は「『ビジョン』などが強調する労務下請規制の内容を理解した上で、典型的で違法な労働者供給業一手配師の規制が手抜きにされていても、それほど驚くに値しない。この点では、『建設雇用改善法』において、職業安定所への届け出が義務付けられた、全国の特定地域（寄せ場）における違法な労務手配師を規制するための制度が、急激に形骸化しつつあるかに見えることである」という。そして、この労務手配師への規制の後退は、「実質的には、外国人労働者の導入に際してのプロダクションや手配師の暗躍に手を貸すことにつながり、ひいては外国人労働者の人権無視や中間搾取などの諸問題に手を貸すものとなっているのである」と。<sup>15)</sup>

### おわりに——人権保障と一般的法律

近代資本主義の所産である人権は、それが法律として宣言され、国家の強制力によって一般的に施行されてはじめて現実のものとなる。この一般的法律の一例である工場法を、労働者階級の資本に対する対抗力として、「生産過程の自然成長的姿態に与えたこの最初の意識的かつ計画的な反作用」として、とらえたのはマルクス『資本論』の労働日章と機械章である。<sup>16)</sup>

しかし、一般的法律によって人権を確立するという思想は、日本では労働運動においても、労働法においてもあまり明確であったとは言えない。労働者の労働諸条件や賃金は、労働組合に団結して、使用者と交渉し、争議をして勝ちとるものであり、むしろ、障害者や子供や老人

などの社会的弱者が法律や行政で救済されるものであるといった考え方が強かった。交渉に基づく協約が、法律並みの社会的拘束力を持つならば（例えばドイツのように）それは有効であったであろう。しかし、日本では労働組合の産業別の連合体はあっても、基本的に企業ごとに交渉し、協約し、企業内の労働者に適用するという形をとってきたため、権利は企業ごとに分断されてしまう。それでは権利が保障されているとはいえない。われわれは、春闘という形で、賃上げ相場を形成した経験をもっているが、いかんせん、これも法的な強制力をもつものではなく、相場という形での浸透は、個々の企業の労働組合の交渉によって、あるいは、資本間の競争性ないし、企業間の系列支配関係にゆだねられたものであった。そのために一度不況にさらされると、たちまち賃上げか雇用かの選択にせまられ、資本の結束に屈せざるを得なかつたのである。

だが、ふり返ってみると、資本の方は、ある時は法律をつくり、ある時はそれを骨抜きにし、ある時はつくる時をじっと待つなどして、法律を自由にあやつり、社会的な合法性をつくり出すことによって、差別雇用構造をつくり出したのである。このことからしても、日本における資本と労働のあらそいの行きつくところは、労働基準法の改正をめぐるたたかいである。

戦後、民主化闘争の高揚の中で、労働法学説は労働組合運動を階級闘争の担い手、社会主義形成の主体としてとらえる向きがあった。そのため、団結権、団交権、争議権は擁護しても、労働者諸個人の市民的権利を擁護することによわざを残すことになった。<sup>17)</sup>市民的権利が十分に保障されていない国では、労働組合そのものが資本の言いなりになって労働者の権利をかえりみなくなったり、企業に労働組合がつくることが困難な労働者がでてきたり、組合から排除されたりした場合には、労働者が権利形成に参画する道はすっかりとざされる。

また労働組合が存在していても、36条協定のように、労働組合との合意を前提に労働者個人の了承なしに労働時間が決定されることも生じる。外国人労働者が日本において無権利であることも、日本の労働者の人権水準が低いことの

反映である。もちろん、労働組合が無用だといっているのではない。労働組合のある、なしにかかわらず、どんな底辺の労働者にも契約の主体としての権利が保障されていることが必要である。労働者個人はそういう権利をどんな形態で雇用されようとも有していることを憲法第27条は保障しているのだと思う。また現行の労基法では、労働者の具体的な労働条件は、就業規則と労働組合の協約によって決められるわけだが、就業規則は使用者が一方的に決め、組合や従業員代表はただ意見を言うだけである。その結果、労働者が企業の言いなりにならないと、就業規則をめぐって年月をかけて裁判で争うという事態になる。

最後に国際条約の問題がある。1991年12月18日、国連で「すべての移民労働者及びその家族構成員の権利の保護に関する国際条約」<sup>19)</sup>(略称: 移民労働者条約)が採択された。この条約は、出身国、雇用国、通過国がかかわる広範なもので、国籍が何であれ、不法就労者であれ、すべての移民労働者とその家族構成員にたいする権利の保障を求めたものである。その権利は93の条文よりなり、出入国、労働、社会保障、教育、家族、政治的権利にわたっている。これら一人ひとりの人間としての権利は、世界人権宣言(1948年採択)以来、国際的にかちとられ、つみあげられてきたものである。日本では、ILO条約も含めて、人権問題は労働運動でとりあげられるよりは、むしろ公害問題、地球環境問題、部落解放運動、婦人運動で問題にされる場合が多い。先進国の中で日本人の権利は、格段に遅れていることは確かである。この遅れに反比例して日本の資本の国際競争力はダントツとなり、日本は途上国搾取の元凶となっていく。

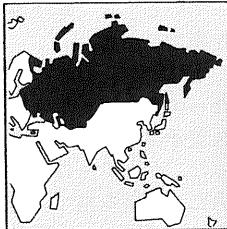
外国人労働者問題が問いかけているのは、日本の労働者の人権問題であり、人権問題にたいする日本の労働運動の対応である。

1)本多淳亮監修『外国人労働者の人権』行政財政総合研究所編、大月書店、1990年、115ページ。

2)アメリカ植民地時代の糖業と地主制に関しては、永野善子『フィリピン経済史研究』勁草書房、1986年に全面的に負っている。

3)同上、452ページ。

- 4)同上、452ページ。
- 5)フィリピンの工業化に関しては、ワルデン・ベリヨ著、鶴見宗之助訳『フィリピンの挫折——世銀・IMFの開発政策とマルコス体制』三一書房、1985年。
- 6)同上、261~262ページ。
- 7)①重機設備製造、②一貫製鉄所、③石油化学コンプレックス、④銅精練所、⑤磷酸肥料プラント、⑥アルミ精練所、⑦ディーゼル・エンジン製造、⑧紙パルプ一貫プラント、⑨セメント産業の改造と拡張、⑩ココ・ケミカルのプラント、⑪アルコガス計画。
- 8)女性労働をめぐる世界的潮流については浅倉むつ・相馬照子・早川紀代「家族(家庭と同義—筆者)的責任と調和する労働を求めて」『労働法律旬報』第1173号、1987年8月を参照。本稿で論じられている「家族的責任を有する労働者の機会及び待遇の平等に関する条約」(1981年、ILO156条約と165号勧告)などについて日本の現状に照らして注目すべきは、家庭責任は男女労働者が共に有していることを前提にし、この家庭責任を有する男女労働者とそうでない者との平等をめざす、家庭責任を負う者と負わない者との平等は、社会の労働諸条件をその責任を負う者にあわせたものにすることによって実現されるという思想である。
- 9)西谷敏「雇用・就業形態の多用化と労働者保護法体系」『日本労働法学会誌』第68号を参照されたい。
- 10)唐津博「パートタイム労働者政策の進展と立法的規制の動き」『日本労働法学会誌』第73号、143~153ページ。以下のパートタイム労働対策の変遷についての説明も唐津氏の論考による。
- 11)加藤佑治監修・労働運動総合研究所編『フレキシビリティ・今日の派遣労働者』新日本出版社、1991年、所収。
- 12)①電算機プログラム設計等、②機械設計、③放送機器操作、④放送番組演出、⑤事務用機器操作、⑥通訳・翻訳・速記、⑦秘書、⑧ファイリング、⑨市場調査、⑩財務処理、⑪対外取引文書作成、⑫製品の紹介・説明、⑬添乗、⑭清掃、⑮建築設備運転・整備、⑯ビル受付・案内等。



## ●海外通信

## ロシア見聞記

森井久美子

\*以下はこのほど生命保険会社を退職し、ロシア共和国へ1年間語学の勉強に行かれた森井久美子氏から日本の仲間に届けられたロシア事情です。

## 覚悟はしていたが

(2/24) お元気ですか。2月1日(土)出発の予定が豪雪で終日運休となり集合した東京エアシティターミナルから午後になつて解散、待機。その夜は明け方に震度5の強震に飛び起きるという私らしいアクシデントに見舞われて、3日(月)の成田発となりスタートいたしました。

飛行機に搭乗した途端ロシアの始まりで、イリューシン62号は左右3席ずつ、つまり直径が短いから円周が短い、天井は低くなんと私の席にはシートベルトがなく、足元の穴からシューシュー外気が入ってきて寒く、スチュアーデスをベルトをしめる時間によんだが「しょうがない！」。

でもモスクワ時間7時頃、無事入国手続きもすみ9時に学校の寮に入寮。入寮してからも覚悟相当のことはある。途端にエレベーターに閉じ込められる、停電する、水がとまる、ベッドはパネがぎいぎい唸って安眠できない。電気スタンドはスイッチがつぶれていてコンセントで点消灯しなくちゃいけない。コンセントは裸のままで感電にご注意！今は金曜から止まつたままのエレベーターが土日は休業でも月曜に学校から帰ったときは動いているだろうと楽しみに帰寮したらまだ！この寮は16階建てで、私は幸いに9階ですぞ！

しかしそういことも多い。暖房は

さすがにまだきたことがない。地下鉄といわば構内のどの建物もドアをあけた途端セントラルヒーティング。到着時は10度前後でしたが2日10日ぐらいから-15度前後、夜は-20度前後になるらしいけど建物の中でセーターを着たことがありません。

だけど大学もこわれているところだらけで便所も3つあるうち1つはこわれたまま使用不能、1つは流れないのかしょっちゅうバケツをつっこんである。もう1つはドアの鍵がかからないまま。この便所の戸を靴でおさえつつ使用するという！ こういうトイレが広い広い大学に女性用は男性用より数が少なくいくつかある。

1ドル100ルーブルぐらいで罰があたるような値段で食事ができるが商品はあきれるくらい少なく食事も貧しい。日本のぜいたくとは比較になりません。

## ルイナックと外貨ショップ

ルイナック（自由市場）は品数豊富（食品のみ、生活用品はやはりレベルが低く貧しい）ですが数倍の値段です。それでも円換算するとしれているから大胆な買い物をする、ロシアの方々のひんしゅくを買わないよう気を使います。

外貨ショップはほぼ先進国並の商品で価格も円換算で日本並（冷蔵庫、パナソニックのテレビ、菓子、衣類など）で、日本商品（ラーメン、米、しょう油）は日本円の4倍ぐらいでロシアの人が高嶺の花で見つめる気持ちを思います。

しかし何倍も値上がりしてロシアの人を苦しめているとはいえ、地下鉄や公衆電話やトロリーバス

などは依然としてたいへん安く、豪華仕様の地下鉄全線乗り放題の1カ月定期6ルーブルを使用しています。もともとケチな私ですが、ティッシュペーパーなどはないため1枚のティッシュも大切に鼻水を何回もおさえたりしています。

## 冬の街並とおしゃれな女性たち

外気は毛皮をきると意外と平気で、冷たいためパウダースノーが量はたいして降らないのですが、映画で見るみたいに風にふかれて地をはいます。

その下は凍結したアイススケート場で、スノーシューズで慎重に歩いて4回くらいひっくり返りました。これが2度ぐらいになるとドボドボにぬかるみます。すべらぬようメインの人通りの多いところは雪混じりの土をまいてくれるのです。

雪が降れば雪かきをして道をたえず整備してくれています。従って車もドタドタで住居地には冬眠中の車が多く春に始動のようです。

住居は政府のおすすめなのでしょう、ほぼ同じ仕様のマンション風高層住宅ですが、住居の間にはいたるところ立木が多く、春の芽吹きはいかばかりだろうと思います。

貧乏なはずなのに特に女性が流行のいい毛皮のコートやウールのコートを着て帽子といいブーツをはいて必ず首筋を保護するため色合いのよいマフラーをえりの中や外でまいていてたいていの人は透き通るように色が白く（特に若い娘さんや子供は）おしゃれが堂々としてきれいです。背中の丸い人はみたことがありません。

## 一からロシア語を

ロシア語を一言もしゃべれずに来たのは当然私一人で、オリガさんという41歳の女性が担当教師に決まり、マンツーマン！でA B Bからならっています。授業は先生も未熟な英語です。もっとも、上手な英語でもこれまた私にはわかりませんから、これで十分。とても楽しくまじめにやっています。

しかし暗記はやはりダメで、どの単語も同じに聞こえちゃう。ま、前途多難ですが、停電からベッドのギイギイから何もかもパントマイムと手話と片言で交渉してみたい乗り越えております。

見物ばかりしていると勉強ができないから生活エリアの店をウォッチングしたり、まあ静かにしています。ルイナックに比べて国営店はガランとしてカウンターを除くと今日は冷凍のクチャクチャの子魚がある。今日はかしわの骨ごと（しかし小さい）がある、今日はオレンジがあると、あるとは限らず毎日のぞいてあるかないか確かめて出たらすぐ行列するといった感じです。36年も働いたのに、仕事もしないで生きているのが不思議になりますが、万事を楽しんで機嫌よく病気もせずやっています。

## サーシャのこと

サーシャという青年（26才ぐらい）をロシアを代表して紹介します。彼は共産党員ではありません。父親も共産党員ではありません。そのためクーデタをはさんでお冷飯をくって金属工のあと技術学校も習得しているにもかかわらず4回も転職して今はプラカードのペイントをしています。肉や乳製品はあきれるほど値上がりしていますから、ソーセージとサラミしかない。肉も生鮮ではない、そのような品質のものですがそれでも肉を食べられないといっています。

金属労働者の時に溶接労働でじん肺をやられたらしく、ロシアの薬はろくなのがなくドルで買うと

いい薬があるとドルがないといっています。肉のせいか持病のせいか首などは透き通るように白くけんこう骨がずいぶん出ているほど細目です。

アイリッシュのドルショップに行くと豊富な品揃えで仕事用のペイント用はけをほしうるとしていました。私には買える価格でしたが何でも恵むみたいでいやな関係になるのも困るから知らんぷりしました。

彼はロシアの現実と近未来について絶望していて、「以前は1ドルが60コペイカだった。それが1ドル=5ルーブル、今では1ドル=100ルーブルですべてのルーブル、ドル、マルク、エトセトラはマフィアとコミュニストに集まって行き多数のサーシャ（サーシャというのはジャックとペティ、太郎と花子のような名前ですが）には決して来ない。そして日本！アメリカ、ドイツ、イギリス、フランスなどへ吸い取られていく」。地下鉄の駅（革命前広場駅）のソビエト革命の彫刻をみても、「これはコミュニストのプロパガンダだ」と憎悪を込めていると思うくらいのニュアンスで1人1人の像がたたずさえている銃、ピストルを非難しました。

私はすばらしいデザインの駅（手入れはよくなかった）をみて革命後こういうものをつくって安い運賃で庶民が利用できる、そのときの革命戦士のほこりを思うのですが、それは事実にそくさないロマンチズムなのか、サーシャの共感を呼ぶことはできません。銃やピストルはツァーリズムとのたたかいでのことだといってもだめです。

そして「肅清のあとコミュニストが権力と富をもちサーシャをしたがそのあとはマフィアが黒幕はコミュニストでサーシャをしいたが、そのあとは資本家とその黒幕のコミュニストがサーシャをしたが、サーシャの時代は絶対にこない。サーシャが40才過ぎるこ

ろはこうなっている」と、地下鉄構内の乞食を指すのです。

「そんなことはない、日本の1960年代までだって今のロシアと同じだった、久美子はけっしてあきらめずに闘った、サーシャはあきらめのよい男だ、希望を持て！若いじゃないか」と怒ると、「海外旅行ができるドルを切る日本人にロシアの窮状がわかるものか！ロシアは檻の中でどこへも出られない」「私の海外旅行だって最近だ」「いやずっとサーシャが陽の目をみることはない」の堂々めぐりでした。

私と同行するときはとてもよくエスコートしてくれ、またはグルジア人の盗人などに異常に強い警戒をして、あれもグルジア人、これもグルジア人と一人見張りに立て、獲物がいると次々出てくるからとこんこんと注意され、護身用に催涙ガスをポケットに携行しました。

それが実態のようで日本人留学生もなぐられ氣を失ったので有り金とられた（パスポートも）が生命は助かった人、大学の便所で！3人に襲われ（催涙ガスで）裸にされ急遽帰国した人やら枚挙にいとまがありません。ルーブルはホテルで例えれば1ドル=60ルーブルで替えて闇で1ドル100ルーブルで売れば漏れ手に栗の40ルーブルですから闇売りだらけでブルジョアジーが買うまえにマフィアがくいつぶしてしまうような現状で、そのマフィアは実はコミュニストだとサーシャはいいます。コミュニストのあとはマフィア、マフィアのあとは資本家……。その過程で少しづつだが民主主義が発達しサーシャの時代をひきよせるのだといってもコミュニストはずっと黒幕で彼の希望はひとかけらも出てこないのです。

## 赤の広場の集会

2月23日は日本のテレビの放送の方が早く正確でしょうが赤の広場は大きなデモのようでした。正

確にわからないのですが子供の日らしく戦死した子供や各種子供のための日にかこつての集会のようで、警官が大勢いて地下鉄の駅も固めて革命広場は臨時にノンストップでした。

10年余前2回ソビエトにきたときは乞食もみたことがなく老人たちはきら星のごとく勲章を胸につけていましたが今は地道は乞食と商売（ヌードから似顔絵かき、演奏、少年の物売りまで一杯で、いいバイオリンを聞かせる人やいい似顔絵をかく人、家の服や手作りのレースや茶碗を持ち出しているのだろう、本も多く蔵書を出すのでしょう）をみていると、どんな人も食べていきにくいのでしょうか。

サーシャとも辞書片手の身ぶり手振り。真実は異なっているかもしないし、サーシャも例外の人かもしない。けれども私はやっぱりどこにでもいるサーシャだろうと確信する。このサーシャにコミュニストをどう理解させるのか！コミュニストとはいって何なのか、人間の発達とは、とまた考えさせられます。

今日の大学の特別講義はそのような状況についてのレクチャーで、正確なロシア語でゆっくり話してくれたが悲しいかなわからない。わかる人に聞くのも日本で努力してつくった力だからききにくい。マルクス、レーニン、ゴルバチョフ、エリツィン、労働者などと聞こえ、だいたいの印象はわかるのですが。

### 私の先生

(4/24) 私とK君(19才)の3月と4月の先生の授業はロシア語オソリーです。先生はスペイン語が得意でドイツ語もやっておられますのがいまは英語の勉強にいっています。エリナ先生といい、と

ても好きになりました。2月のオリガ先生も好き、今は若くて美人のベラです。とても幸福に学生している時間ですが、悲しいかな年寄りのゼロからのスタートの現実は厳しくなかなかしゃべれず未だに日常生活に事欠いております。例によって女は度胸で世渡りしております。10年前にはなかったことですが、英語がかなりひろがっています。けれども、ロシア語を一生懸命しているので、こんがらがって今度は英語ができないのであります。

### 復活祭を見学

(4/25-26) 今日は夜明けまでキリストの復活祭です。CCCPが庶民の味方でなかったように？宗教はなんと根深い！どの教会も超満員で私も整理券を手に入れもらつた若い友だちでカメラ構えてジャーナリストと名乗って警官に人並の横から入れてもらい、一見敬虔なクリスチヤンになり信者にならって100回ほど十字をきつて、中年夫婦や老人や若者にいつから信者がかきました。祭壇に入つて行事をみんなみせていただきましたが、目も眩む金色と絵画(イコン)の教会がなんと多いことか。過去の富裕と農奴の貧困と現在の現実とが去來することでした。お祭り用の卵を先生がくれました。ケーキや飾りとともに牧師の洗礼を受ける行列です。

カフェではどこにいっても同じお盆とコップでお盆をパイプのうえすべらせて買いたいものをのせて最後がキャッシャーでテーブルだけあって立ち食いします。驚くことは乞食も立ち入り自由で店も客も誰もとがめず客の残り物をせっせと食べたりおばあさんが孫にパンをもたせたり。この店では私を外人とみてしつこくねだられ、そんな人はいやだからほんの少し

あげました。ジプシーの乞食は半分脅迫で恐いですよ。またレストランでさえ持ち込みも何もいわらず、ビールやケーキをもっていって食べています。懐が深い気がします。

### 日本語教育のボランティア活動に参加

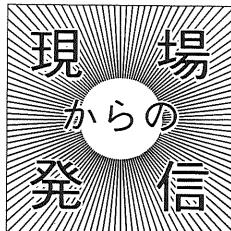
(5/18) こちらの学校は普通は6才から16才まであります。加えてもっと小さい子のクラスもあり、ベッドもある時があります。楽しみながら簡単な日本語の勉強をしていますが、わたしはまだロシア語がダメで日本語を教えてロシア語を子どもたちに教えてもらっています。「これは本です」「わたしはナターシャです」程度です。大きな子は半分大人でとてもおしゃれで魅力的な子が多く、12才までの日本と比べて変です。英語を勉強する教室の黒板はぬのをぬらしてふき、ここも大学もチョークがろくになくて探し回ったりするので、どうなっているのかと思います。授業後鬼ごっこをしてへばったりします。

### モスクワ大学、国際関係大学の日本語学科生と交流会

日本大使館の広報部主催で大使館の別荘で交流会が催されました。幸い好天にめぐまれ、わたしはバーベキューの串を焼くのに大奮闘。彼女たちは7ヶ月修了したところですが日常会話ができ、すごいです。テレビでも広い世界で「日本」のない日はなく、関心が高いのでとても責任を感じてしまいます。理想郷ではありませんから。それでも木立が駅の真正面にもドカリとあるモスクワの街並に驚く毎日です。

(もりい くみこ

所員 元生保労働者)



●連載（3）

## 高齢者医療・政策・運動へのアプローチ

大松 美樹 雄

### I はじめに

先日発表された『厚生白書』に対して、『朝日新聞』92年3月18日付の主張はこう述べています。

「白書は『自分の価値観にあった快適なサービスを、民間市場から買って満足している人々がいる』という。そうかも知れないが、一握りの例外的な存在だろう。…（中略）…公的サービスがあまりに乏しいので、有料ホームに移り住む、そうした人の方がずっと多いのだ」。

たしかに『厚生白書』が、公的福祉サービスが「質量ともに着実に充実され、メニューの幅が広がっている」と主張しても、それを単純に信じる人は少ないでしょう。年をとっても体のどこにも悪いところがなく、収入も財産も充分であり、万が一、日常生活に手助けが必要な事態になっても複数の介護者が確保できる、そんな境遇の方は本当にまれです。一般の勤労者の家計は、“一家総働き”によってかろうじて支えられているのであり（労働力商品の価値分割）、一家の構成員のうち誰かが長期療養、要介護になれば、生活はたちまち崩壊の危機に直面します。

そんな厳しい暮らしの現実があるからこそ、高齢者が療養を必要としたとき、病気の状態や本人の希望に応じて自由にその場所を選ぶことができるようになること、これは本当に切実な願いです。

「願い」の中身を政策的に整理し、実現の道筋について何点かの提起をすることで、“医療現場からの発信”としたいと思います。

### II 高齢者の病気の特徴と、あるべき施設・サービス体系

そもそも高齢者の病気には次のような特徴があります。一人でいくつもの病気をもっていることが多く、多くの科に受信する必要があること（内科以外にリハビリ機能も含めて整形、皮膚、泌尿器、精神、歯科、等々）。精神の機能や体の機能の低下がおこりやすく、療養生活を送るうえで何らかの援助が必要な場合が本当に多いことです。これら高齢化と高齢者の病気の特徴にたいして、今の日本の医療、医学は充分には対応できていません。

とりわけ痴呆（ぼけ）がからんだ方へは、市中の一般病院の病棟機能とスタッフ数では対応がきわめてむずかしくなっています。堺市の総合病院の医療ソーシャルワーカー（MSW）は、こう報告します。

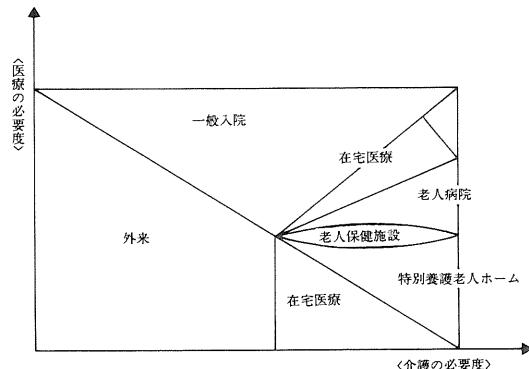
「入院当日より看護婦の目の離せない状態が続きました。終日病棟内をウロウロ歩き回り、ちょっとしたスキに階段をおりて、他の病棟へ行ってしまっていることもありました。…（中略）…入院して10日目の夕方、Tさんの姿が病棟から消えたのです。急いで家族に連絡をし、警察に届けてもらい、職員も近辺を探し回りました。3時間後病棟から2km近く離れた歩道をパジャマ姿で歩いているTさんを近所の人がみかけ、保護してくださいました。その夜、妻は一晩中Tさんに付き添いました。翌日、主治医は奥さんに退院をきりだしました。もともと短期間の入院で、まだ自宅介護を再開するつもりであった奥さんですが、この状態の夫をずっとみていく自信がないと、MSWに涙ながらに相談にきました」（大阪民主医療機関連合会編『高齢者・医療・介護』清風堂、15ページ）。

夜間に徘徊などをくりかえす方については、

最終的に郊外の閉鎖型の精神病院でお世話になることが多いのですが、しかし糖尿病で毎日インシュリンの自己注射しなければならないなどの内科的な他の病気があれば、それもむずかしくなります。痴呆がどうしておきるかについての医学的研究も進んでいますが、大切なことは、どのような病気をかかえていても人間としての尊厳が守られる場所で療養ができ、人権が保障されるということです。

このもっとも重要な療養場所問題を考えるさいの必要な視角は、医療の必要度と介護（生活援助）の必要度の二つのベクトルで分析するということです。図1はリハビリテーション専門医・池田信明氏が作成した原図を筆者が簡略化したものです。これでわかるように、カゼでも、一人暮らしで食事の準備が困難であれば入院が必要になります。普通なら入院するような状況でも、介護体制が充足し往診・訪問看護などのシステムが整っており、住宅環境が整備されていれば、在宅での療養も可能です。医療人は多くの場合、病気の状態だけでものごとを判断しがちですが、“生活”という視角は必要不可欠です。たとえば、表1は65歳以上の親族のいる全世帯のなかでの一人暮らし、二人暮らしの割合ですが、大阪市ではその合計が50%をこえてしましました。高齢の夫が入院すると、妻しか介護する者がおらず、それが長期化すると、その疲れで妻も入院、そんな光景は特別なケースではなくなっています。暮らしの基盤の脆弱化の進行です。そしてここで問題なのは、現今の各種施設とサービスのあり様が、二つのベクト

図1



ルの要求を満たす上でどれも不十分なものになっているということです。

①一般病院は構造上も人員上も、高齢者と慢性期・長期の患者への対応がむずかしくなっています。入院患者2人に看護婦1人を配置する特III類といいういちばん人員の多い病棟では、平均25日しか入院できないという制限が設定されています。

②いわゆる「老人病院」は一定長期に入院できますが、一般病院より低い人員体制となっており、お世話料などの名目で月に10万円程度の自己負担が必要です。

③老人保健施設は「病院から在宅への流れの中間にある施設」といわれており、入所期間は原則3ヵ月、内部で自由な医療行為はできません。

④特別養護老人ホームは、法律に基づく措置により入所する老人福祉施設であり、おもに寝たきり・痴呆老人にたいして介護、健康管理、機能回復訓練などが行なわれます。医師の配置はほとんど非常勤であり、医療機能の低さが指摘されています。校区単位で小規模なものを数多く設置してほしいという願いは切実です。半年、1年という待機期間も大問題です。

⑤ホームヘルパーは実施主体が市町村であり、食事・入浴の介護、買物、掃除、相談などを行ないます。厚生省「高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略」の目玉の大きな一つですが、パート的な登録ヘルパーが多く、非常勤であっても自治体の嘱託職員として身分保障をしっかり行なうことが大切です。

⑥訪問看護は医療機関が行なうものですが、開業医の方々の高齢化と看護スタッフの少なさとあいまって、実施可能な医療機関は圧倒的に少数です。

以上の状態をふまえて医療・福祉の施設・サービス体系にかかる総合的政策づくりが必要です。

表1 65歳以上の親族のいる一般世帯のなかでの

一人暮らし、二人暮らし世帯の割合

(単位：%)

	夫婦のみの世帯	単独世帯	合計
1980年	19.1	14.9	34.0
	20.8	19.2	40.0
1985年	21.3	17.8	39.1
	22.8	22.9	45.7
1990年	24.1	21.2	45.3
	24.9	26.9	51.5

出所：総務省統計局「国勢調査」各年度より

すが、ここではその骨格だけ提起します。

- a. 地域に身近にあり、気軽に通院がでい、必要におうじていつでも入院ができ、病気の状態がおちつくまで安心して十分な診断・治療を受けられる一般病院と診療所。
- b. 自宅療養を送るうえで介護が必要になったとき、自宅生活を支援する在宅ケア・介護。それと不可分に連関する医師・看護婦による往診・訪問看護。毎日通えるデイケア。
- c. 自宅療養が困難になった場合、すぐに入れ、必要な期間安心して入所できる、特別養護老人ホーム、「老人病院」などの療養施設。

### III 高齢者運動の新しいねりと 医療人の自己変革

高齢者医療にかかわる総合的な政策の内実を豊かにし、一步一歩現実化してゆく力の源は、いうまでもなく住民・患者と医療人の協同運動です。ここでは医療・福祉の主体者である高齢者自身の自立した運動の典型として、高槻市の「高槻老後保障をすすめる会」の活動をとりあげます。徹底して自分の足で運動をすすめているという点で特徴的だからです（伊藤精「一つの中都市における高齢者運動」『大阪社会福祉事業財団40周年記念受賞論文集』参照）。

「高槻老後保障をすすめる会」（以下「すすめる会」と略称）は、1986年秋の老人保健施設改悪反対運動を受けて、高齢者自身が自らの要求を取り上げ運動をすすめるために同年12月に結成されました。「すすめる会」はまず市内の高齢者の実態を把握しました。老人ホームの絶対数の不足、老人保健法にもとづく一般健康診査受診率8%で府下最低群、国民年金受給者が

表2 城東老人ホームにおける必要人員

～入所者に必要な待遇を保証し、同時に職員が有給休暇の完全消化など労働者の権利を保証するために必要な職員数～

	現行体制	必要人員	不足数
生活部	29	49	20
事務所	5	7	2
医務	4	9	5
厨 房	10	15	5
計	48	80	32

（出所）福祉保育労大阪地本 92年春闇関連資料より

○有給休暇の消化率  
平均 現在約40%

65才以上である高齢者の50%，国民健康保険料の毎年の値上げ……。そして市の「行財政計画」の中に、「高齢者の在宅福祉サービス等を拡充するため高齢者福祉バンクなどの構想を検討するなかで、敬老祝金制度、および市バス無料乗車証交付制度の見直しを行なう」と記載されていることを確認しました。

以上の分析の上に運動方針を決め、①「生きがい」として運動をすすめる、②会員は何らかの役割を受けもつ、③一党一派にかたまらない、という「申し合わせ」を作りました。そして市に「老後保障についての要望書」を提出し（以後毎年提出），保健医協会の医師の協力を得ての健康講話、老人会食会をはじめました。

「健康講話」のとりくみは、「高齢者の医療は今後どうなる」といった医療保険制度の学習、国民健康保険制度と国保料問題の学習へと発展していきました。また府下のデイサービスセンター、特別養護老人ホーム、「老人病院」の見学を行い、87年11月には敬老祝金および市バス無料乗車証交付の「見直し」絶対反対をもりこんだ要望書を提出しました。88年2月からは「1万人署名運動」をスタートさせ、老人クラブ、市内革新団体、マスコミにはたらきかけたことにより大きな市民世論となり、市長選挙を直前にしていた市長は態度を一転させ、両制度は存続となりました。4月の市長選挙では3人の市長候補に高齢者問題にかんする公開質問上を手渡し、その回答文をニュースに掲載しました。

現在「すすめる会」は、ホームヘルパー、保健婦・看護婦の増員、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人保健施設の新設を強く要望し、会食会、見学会、学習会などの地道な地域活動の継続・発展に努力しています。住民のた

#### ○必要人員を算出するにあたっての考え方

##### 一生活部

- ・一般浴槽での入浴を現行週二回を三回に
- ・地域入浴サービスを週一回を二回に
- ・現行は週四回のリハビリ訓練を毎日実施
- ・おやつを週二回にする
- ・クラブ活動を毎日実施する

##### 一厨房

- ・朝食を米飯食にする

##### 一事務所

- ・地域福祉担当を複数配置する
- ・会計・庶務係を持養・養護とも複数配置
- 一医務
- ・日曜日の出勤を複数体制にする
- ・看護婦が夜勤に入れる体制にする

めの住民自身のまちづくり運動に参画し、厚生省の指導のもとに全国いっせいに作られている「老人保健福祉計画」(都道府県・市町村が策定)に住民と高齢者の声を反映し、真に科学的総合的な高齢者政策を住民の側から立案することに力を注いでいます。

「すすめる会」の中心的な方々の、人生の先達としての年輪と経験、広い結びつきと行動力には目をみはるものがあります。大きな労働組合や医療機関などの既存の団体に依存することなく、自分の頭と足で運動をすすめている気迫にいつも敬服しています。ではもう一方の側の医療人の運動はどうでしょうか。

昨今、看護婦問題が大きな社会的焦点となりましたが、医療労働の現場の矛盾の総体と解決策をわかりやすく国民の前に提示するというではまだまだ不十分です。表2は大阪市内にある城東老人ホームの労働組合が作成したものです。入居者の待遇の改善と福祉労働者の労働条件改善とが一体のものとして討議されていることがよみとれます。このような福祉労働運動の経験に学ぶことが必要です。医療人は一般的にいって、医療問題は特殊だ(“プロ”の領域だというテリトリー〔領地〕主義)という意識が強すぎるよう思います。各種の医療運動のなかで自己変革が求められる点です。

また今日の医療活動は多くの職種のチームで行なわれますが、“高度先端医療”的分野はさておき成人病の闘病生活をどうすめるか、高齢者の療養生活の条件をどう整備するかなどの国民と医療人が等しく直面している課題の実践には、医療技術者の間、また技術者と住民の間をコーディネイトする医療ソーシャルワーカー(MSW)の役割が決定的です。MSWが配置

(57ページより続く)

て日本経済のバイタリティーとし新たな比較優位な産業構造の形成を図るがごときやり方には、ことさら多くの小零細企業の犠牲が広がるのではないかとの疑惑がぬぐえないだけに抵抗を感じるのですがいかがでしょうか。話が大きくなってしましましたが、日頃接している小零細企業の方々がこの構造調整の時代に、あるいは無防

されている医療機関はまだ少数であり、配置されていても退院先斡旋系であったり窓口未収金回収役であったりすることも多いのが現実です。欧米の例でいえば1000床の病院に数十人のMSWが配属されているということも少なくなく(児島美都子『海外福祉を覗る』全国社会福祉協議会を参照)、日本での圧倒的不足をいわなければなりません。医学・看護学ではなく社会科学をベースにおいて医療チームをコーディネイトするMSWの機能と役割は、先に述べたように医療・福祉を軸にしながら総合的な政策が必要な高齢者医療の前進に不可欠となっています。

#### IV 高齢者の“状態”をみすえながら

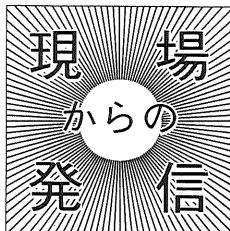
90年の厚生省・国民生活基礎調査によると、高齢者世帯の所得金額は、200万円までが53.4%，300万円までが76.2%となっています。すでに述べた増加している一人暮らし、二人暮らし世帯の生活のベースには、このような厳しい経済状態があるのです。所得水準がどうであれ、誰でもが住み慣れた地域で生活し必要な療養ができる社会経済システムのあり様を、おおいに議論する時です。

全国各地で住民自らが特別養護老人ホームを作ろうという運動が広がり、その中心には常に発達しつづける高齢者たちがいます。それに負けぬよう、保健・医療・福祉の世界で働く若い世代の人々の、総合的な政策と運動の総体を見通した視野の広さと成長が求められている、と考えています。

(おおまつ みきお 所友 大阪民主医療機関連合会)

備に借入金を増やさざるをえない事態を前にして、彼らの行く末を案じずにいられません。ことさら社会の特定の階層に経済変動のコストが偏らない社会のあり方について皆さんと一緒に考えていきたいと思い、日々関わっている小零細企業にことよせて当欄に参加させていただいた次第です。

(いいだ たろう 金融機関勤務)



●連載（3）

## 構造調整の時代に

飯田太郎

### 景気後退のなかの中小企業

このところの景気後退で中小企業の収益は落ち込み、資金の流れも鈍っており、倒産件数は増加の一途をたどっているようです。負債額が小さいため倒産件数にはカウントされなかったり、廃業の形をとることも少なくないためかマスメディアで取り上げられる機会はそう多くありませんが、経営基盤がより脆弱な小零細企業においてその影響はことさら深刻なようであり、わたしの勤めている小零細企業向け金融機関にも融資や返済負担軽減の相談に来られるお客様がめっきり多くなりました。

限界企業とはよくいったもので、正にギリギリの収益で維持存続していながら、もっともそれでいて家族ぐるみの総力戦でけっこうたくましく苦境を乗り越えてきたのが、これら小零細企業の大半の姿です。ところがこの度のリセッションは通りすぎるまで我慢していいればいいというものではなく、経済変動のまっただ中にあるという点で、進退を迫られている小零細企業当事者にとって多かれ少なかれ別質の苦悩が受けられるように思います。

世間を振り返えれば、構造調整の声高らかに、小回りが効くとされる中小企業に環境変化への適応の先陣を期待する向きが強まっているようですが、当の中小企業、ことに環境への適応に比較的関心の薄い「生業型」が大半を占める小零細企業にしてみれば、環境が厳しくなっていることは実感できるとしても、それでは環境変化への適応のために何をすればよいのかという段になると皆目見当がつかないというのが実情です。そもそも中小企業は小回りが効くといいます、だからといって経営多角化や業種転換を無造作に期待してよいものなのでしょうか。

### 業種転換の困難性

『中小企業白書』においては、業種転換率は大企業より盛んであるとして中小企業の環境変化への対応振りを積極的だと評価していますが、私の多くはない経験のなかで見たかぎり、少なくとも小零細企業にとって業種を転換するなどおそれとこなせる芸当でないよう思えます。確かに必要資金量が少なければそれだけ参入も撤退も容易になるでしょうし、事実、新規開業や廃業の絶対数はもとより新規開業率や廃業率も企業規模が小さいほど高くなるのですが、こと転業にかんしていえば事情が少し異なるようです。

取引先との信頼関係を築いたりお得意さんを定着させるといったことは一朝一夕にできることではありませんし、なによりも小零細企業が自らの頼みとする長年の経験により蓄えた「具体的な知識」の豊富さを放棄することにもなりかねません。一攫千金を夢見る「賭博的」事業者ならいざ知らず、長年一つの畑で苦労してきた人間にあって、見知らぬ業種に、それも責任ある事業主として移ることには大きな抵抗があつて当然でしょう。しかも事業規模が小さくなるほど事業主の個人的性格により企業の可能性が大きく制約されるものですから、実際小零細企業の環境適応力などというものは限られたものかも知れません。

ですから、すでに培ってきた販路や商品知識、技術ノウハウを活用する形で業種転換を図る事が成功の秘訣であるなどといわれるわけですが、それでもいざ行動の段になるとこれら既得の経営資源や取引信用をどういかせばよいのか途方に暮れるという事態には変わりはありません。もとよりこれが実践の問題であることに異論は

ありませんし、規模の大小にかかわらず社会的分業の一分岐を担っている以上、事業者たるものは生産能力の増進に努めるべきものなのでしょうが、普通の人間が普通に努力するだけでは通用しなくなってしまうのであれば事情は異なります。それなりの努力にも関わらず成功する人間が限られてくるのであれば経済のあり方として疑問です。ともかく、そこには既存の経営資源の活用を単に実践の問題といって片付けられない何かしら無理があるような気がします。

### 深刻な資金の不足

問題はそれだけではありません。ただでさえあまり儲かっていない小零細企業のことですから、まして業種転換を迫られているような小零細企業（現に儲かっていないし、これからも期待できないということです）には、比較的少なくていいはずの必要資金量にも事欠く場合が普通なのです。資本制社会ではビジネスデモクラシーは成り立ちません。かくして金融による自己資本不足の補完に期待がよせられるのですが、これが簡単に借りればいい、貸せばいいという問題でもないのです。借金はしょせん借金です。借りたものは返さなくてはなりません。世の中に儲け話というものはめったにあるものではありませんから、いまやっている事業に展望がないからといって転業してみても、新しい事業では最低限の生活費も捻り出せないような事態に陥らないとも限りません。返済が遅れればやがて債権者に資産は差し押さえられます。借主が株式会社であろうが有限会社であろうが中小企業では代表者が連帯保証させられますから、社長はもとよりその家族までが惨めな思いをすることになりかねません。

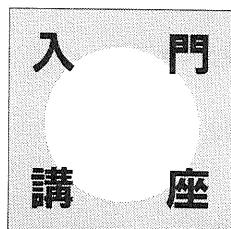
実をいうとまったくの業種転換のための資金需要というのは珍しく、既存の事業を足掛かりとして残しながら新しい分野も手掛けてみるといった経営多角化のための資金需要の方が圧倒的に多いのです。さらにいえば多角化も含めて新分野進出のための資金需要より、たとえ赤字経営でも今営んでいる事業を維持するための運転資金需要（これを輸血と呼ぶ人もいる）のほうが多いのです。

### 小零細企業の進むべき道は

収益性が低く、資本蓄積と呼べるものがないとされる小零細企業といえども、多くは市場競争の不完全性に守られてか、小なりとはいえ固有の縛張りと独自の取引ネットワークを確保し、ある程度のコンスタントな販売力、受注力を備えているものですから、金詰まりに注意し、安易な資金操作を慎み、日々仕事に精を出していればそう簡単に潰れることはあります。将来に不安を感じないではないが、その日その日の仕事に追われている彼らにしてみれば、これといった確信もないまま新分野に手を出してみる危険を冒すより、なじみの仕事に一層励んだり工夫をこらしたりする方が現実的な処方箋なのでしょう。そんな小零細企業にしても経営環境の激変に加え景気後退に見舞われたなら、借入金残高は増える一方です。そのような彼らからジレンマに悩む声をきくことも少なくありません。内需主導型経済への移行期に深まる一方の景気後退をまことに、政府は今春になって緊急経済対策を打ち出し、政府系中小企業金融機関に向かっては中小企業の労働環境整備（要するに時短）のための融資推進も指示しており、当の中小企業にとっては課題だらけで忙しい限りです。それでもけなげに期待に応えるようするなら多くの事業者にとって借金を重ねるほかみちはありません。

彼らの努力が相応に報われればよいのですが、一連の国際経済調整において問われているのが日本の儲けすぎにあるのなら、しかもアメリカ合衆国ほか先進各国云々ではなく、なによりも近隣アジアをはじめとする発展途上国との所得分配構造の改善を今こそ考えなくてはならないのなら、日本が甘んじるべき譲歩の一環として、少なからぬ中小企業、とくに事業主の個人的性格により大きく影響され、それゆえにかえって融通の効かない小零細企業の淘汰進行もやむをえないことなのかも知れません。ただ、日本の産業構造の変換が避けられないことだとしてもサクセス・ストリーを吹聴し中小企業者を必要以上に多角化、業種転換競争に駆り立て、もつ

(55ページへ続く)



●入門講座 近代経済学とマルクス経済学連載（5）

# 経済循環をどう把握するか

伊藤国彦

## I はじめに

人間社会の維持・存続のためには、生産と消費の繰り返しが不可欠です。この繰り返し行われる生産と消費の機構を「経済循環」と言います。資本制社会における経済循環をどのように把握するかは、ケネー「経済表」に始まり多くの経済学者が取り上げた問題です。今回は、マルクスの再生産表式、ケインズの所得循環図式、レオンティエフの産業連関表という三つの経済循環の把握を比較検討し、マルクス経済学と近代経済学の異同を明らかにしましょう。

## II 経済循環のイメージ

各循環図式の説明にはいる前に、まずおおまかな経済循環のイメージをもっておきましょう。図1は、経済学の入門書によくでてくる経済循環図（矢印は循環をイメージし易くするために記入したまで、物や金の流れということではありません）です。近代経済学では、消費主体としての「家計」と生産主体としての「企業」とに区分されます。企業が家計に対して所得（賃金・利潤）を支払い、その所得のうち一部は消費にあてられ、残りが貯蓄され投資にま

わるという循環です。ケインズは家計と企業の間での所得の循環、特に貯蓄から投資へのルートを重視します。また、もう一つの取引として、企業間での取引があります。企業は、生産によって摩耗した設備の補填や原料など中間財の投入をおこなうわけです。レオンティエフはこの企業あるいは産業間の取引関係にスポットライトを当てています。

他方、マルクスはどうでしょうか。周知のようにマルクス経済学では家計や企業といった概念を使いません。代わりに資本一賃労働関係または資本家一労働者という概念で階級的に区分します。こうした概念や用語法の違いが二つの経済学の対話を困難にしている一因です。ここでは、なんとか通訳可能にするためにマルクスの経済循環のイメージを図2のように表現してみました。マルクスにあっても労働階級と資本階級が個人的消費によって再生産されるですから、消費者としての側面をもっています。ただし、収入の形態が異なることともっぱら余剰は資本家に生じ資本蓄積（投資）の主体となる点を考慮しておきましょう。そこで、家計という言い方を残し、労働者家計と資本家家計とに分離しました。また、生産に関する意志決定を行うのは資本家ですから、企業に相当するのは資本家ということになります。近代経済学と同

図1 近代経済学のイメージ

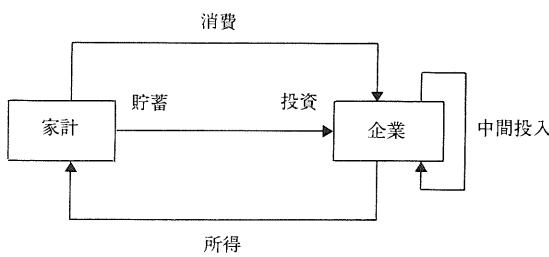
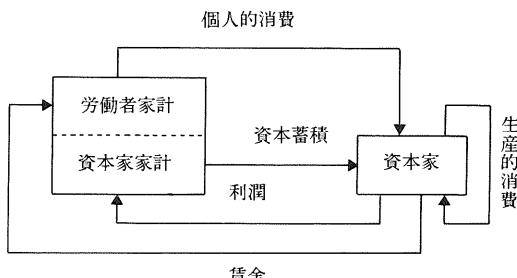


図2 マルクス経済学のイメージ



様に資本を補填する循環も含まれます。マルクス経済学では、この部分を生産的消費と言います。

以上のイメージ化によって、マルクス経済学と近代経済学が年々の生産と消費の循環について大枠ではそれほど異なったものではないことがおわかりになったかと思います。以下で、もう少し立ち入って検討しましょう。

### III マルクスの把握

マルクスは、経済循環の把握にさいして、社会的資本の再生産がどのように行われるかという問題に注目します。ここで、社会的資本は一年間に供給される総生産物wを意味しています。図2で示したように、資本家のもとで作られた総生産物（資本家にとっては商品の形態にある資本）は個人的消費に回される部分（消費財）と補填に回される部分（生産財）とが別々の循環に入るのですから区別される必要があります。マルクスはこうした素材的観点にたって、生産財部門（第1部門）と消費財部門（第2部門）に分割して分析しています。さらに、年間総生産物は、原料など中間投入・機械摩滅などの価値部分（不变資本c）と充用された労働者への賃金（可変資本v）と資本家のふところへはいる利潤（剩余価値m）から構成されます。総生産物をさきのように2部門3価値構成に分割して表現することによって、再生産表式が得られます。図3は、剩余価値がすべて資本家の個人的消費に支出され、それゆえ図2の資本蓄積がなく経済が同一規模で反復されるケースです。このケースは単純再生産といわれます。

図3 マルクスの再生産表式の  
仮設例（単純再生産）

$$\begin{aligned} \text{第1部門 } 60c_1 + 20v_1 + 20m_1 &= 100w_1 \\ \text{第2部門 } 40c_2 + 10v_2 + 10m_2 &= 60w_2 \end{aligned}$$

現実には、剩余価値の一部が蓄積（投資）に当てられ、生産規模が拡大する拡大再生産が行われています。そのケースは後で扱うとして、まず単純再生産のケースで循環がどう把握されて

いるかを確認しておきましょう。次期に同一規模で生産を行うためには、 $60c_1$ と $40c_2$ は生産財の摩耗部分を補填する必要（需要）があります。それは生産財ですから、第1部門が $100w_1$ 供給します。経済が正常に運行して行くためには、需給が一致しなくてはなりませんから、次の(1)式

$$\begin{aligned} 60c_1 + 40c_2 &= 100w_1 \quad (=60c_1 + 20v_1 + 20m_1) \\ (1) \qquad \qquad \qquad 40c_2 &= 20v_1 + 20m_1 \end{aligned}$$

が成立する必要があります。これが単純再生産の条件です。この条件は、賃金（ $v_1, v_2$ ）と利潤（ $m_1, m_2$ ）が個人的消費のために消費財の需要に向かい、第2部門の消費財供給とみあうという関係からも導出できます（読者の方は自分で試してみてください）。このようにして、表式そのものには生産物の需給が表面的にはあらわれませんが、個人的消費と資本補填の運動と再生産持続のための条件が解明され、同時に資本家階級と労働者階級の再生産という側面に光を当てるという把握になっています。

図4 マルクスの再生産表式の  
仮設例（拡大再生産）

$$\begin{aligned} \text{第1部門 } 60c_1 + 30v_1 + 30m_1 &= 120w_1 \\ \text{第2部門 } 40c_2 + 20v_2 + 20m_2 &= 80w_2 \end{aligned}$$

次に、拡大再生産のケース（図4）です。単純再生産の場合と同様に補填需要（ $c_1, c_2$ ）があり、それに資本蓄積（ $m_1, m_2$ ）から資本蓄積（投資需要）が加わることになります。したがって、拡大再生産のためには生産財（ $w_1$ ）が補填（ $c_1 + c_2$ ）を上回っていることが必要です。よって、拡大再生産のための条件は(2)式となります。このとき、右辺と左辺の差額20が投資されることになります。

$$\begin{aligned} 60c_1 + 40c_2 &< 120w_1 \quad (=60c_1 + 30v_1 + 30m_1) \\ (2) \qquad \qquad \qquad 40c_2 &< 30v_1 + 30m_1 \end{aligned}$$

マルクスの意図は、一方で正常な進行の条件を示すとともに、資本制経済において経済循環の過程でこの再生産の条件が満たされない可能性を明らかにすることにあるのです。

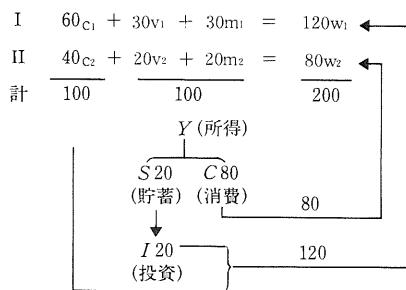
## IV ケインズの把握

ケインズの所得循環の把握に移る前に、マルクス経済学の用語と近代経渉学のそれとの対応関係をはっきりさせておく必要があります。図4にそくして言えば、所得（Y）はその年に新たに生み出された価値部分ですから、賃金と利潤の部分（ $30v_1 + 30m_1 + 20v_2 + 20m_2 = 100$ ）に相当します。ケインズでは、家計は労働者と資本家は区別されません。そして、事後的に需給が均衡した状態では所得のうちの80が消費（C）に支出され、消費財部門 $80w_1$ の供給と一致します。その残りの部分20が貯蓄（S）として捉えられ、補填（ $60c_1 + 40c_2 = 100$ ）とともに投資され、生産財に対する需要を形成します。第1部門では $120w_1$ の生産財が作られているのですから、この投資需要は満たされます。以上の対応関係を図示すると、図5のようになります。

ケインズの所得循環図式では、再生産表式で背後に押しやられた所得の支出と需給の関係が全面に押し出されることになります。それは、ケインズの関心が所得うちどれだけ消費しどれだけ貯蓄するかが回りまわって所得水準に跳ね返ってくるという循環機能（「有効需要の原理」）を解明することにあったからです。では、ケインズの所得循環論の骨子を説明しましょう（図1参照）。家計はその年の所得（Y）の一部を消費（C）にあて、残りを貯蓄（S）します。

$$(3) \quad Y = C + S$$

図5 再生産表式と所得循環図式の対応関係



(出所) 宮沢健一『日本の経済循環』P26より

さらに、事後的に貯蓄は投資需要となりますから、(4)式も成り立ちます。

$$(4) \quad Y = C + I$$

いま、所得の  $a$  の割合（消費性向）で消費するトスれば、

$$(5) \quad C = a Y, \quad 0 < a < 1$$

(5)式を(4)式に代入して、整理すると

$$Y = a Y + I$$

したがって、

$$(6) \quad Y = \frac{1}{1-a} \times I$$

ここで、(3)式を考慮すると  $1-a$  は貯蓄割合（貯蓄性向）と等しくなります。(6)式の意味は、分数の部分は分母が1より小さいので常に1より大きい値となり、 $a$  の値つまり所得のうちの消費割合が高いほど大きな値になり、それだけ投資の何倍もの所得が生み出されるということです。こうして、ケインズの経済循環の把握は、有効需要の大きさが所得の大きさを決定する経済循環のメカニズムの解明につながるのです。

再生産表式と比べると、分配構造と部門間相互関連が背後に退き、特に所得の流れのみを追うために企業間あるいは産業間の取引が置き去りにされてしまっています。その点を補完する循環把握がレオンティエフによってなされます。

## V レオンティエフの把握

レオンティエフは、ワルラスの一般均衡論を基礎にして企業間あるいは産業間の中間投入取引構造を明示的に表現することに努めました。ここでも、マルクスの再生産表式とケインズの所得循環図式との関連を明らかにすることから始めましょう。図5を産業連関表の形式に書き換えると図6のようになります。再生産表式は図6の左半分の列に縦に表示されることになります。産業連関表の焦点は産業間の循環をとらえることがありますから、二部門に分割するという発想は継承されています。また、ケインズの所得循環でいう消費（80）と投資（20）は、

図 6 再生産表式・所得循環と産業連関表

	1部門	2部門	消費	投資	合計
1部門	60c <sub>1</sub>	40c <sub>2</sub>		20	120
2部門			80		80
賃金	30v <sub>1</sub>	20v <sub>2</sub>			
利潤	30m <sub>1</sub>	20m <sub>2</sub>			
合計	120w <sub>1</sub>	80w <sub>2</sub>			

図 6 の右上に記入されます。所得（100）は、左下の賃金と利潤の合計が分配面となり、右上の消費と投資の合計が支出面となります。マルクスが需給一致の条件を求めたのとは異なって最初から需給一致を前提としていますから、先の両者は一致します。

ところで、産業連関表が本領を発揮するのは、産業の分割を単に生産財産業と消費財産業の二つではなく、もっと多くの部門に分割しその部門間の取引構造を解明するというところにあります。通常の産業連関表の形式（図 7）でそれを見てみましょう。産業連関表は、資本家あるいは企業の立場で用語が使われていますから、縦（列）に読むと不变資本・可変資本・剩余価値でなく、中間投入・賃金（雇用者所得）という費用と営業余剰（利潤）と観念され、各産業の「費用構成」がわかるといいのかたをします。次に、横（行）に読む場合は、ある産業が中間需要（中間財）としてどの産業にどれだけ売ったか、そして最終需要（消費と投資）向けてどれだけ販売したかがわかります。この横の行を「販路構成」といいます。用語の問題はこれくらいにして、肝心なレオンティエフの経済循環把握の特徴をはっきりさせておきましょう。重要な特徴は図 7 の左上、つまり各産業が縦横でクロスしている部分にあります。前の二つの把握と比較してみると、産業連関表ではある産業がどの産業からどれだけ原料や中間財を購入しているか（縦）、逆にある産業はどの産業にどれだけ原料や中間財を販売しているか（横）が鳥観できるようになっています。この産業連関表をもとに、公共投資の各産業への波及効果や雇用創出効果を求めたり、消費税の物価への影響を試算するなどの産業連関分析ができるという利点ももっています。しかしながら、マルクスが経済が順調に運行していくための再生産の

図 7 レオンティエフの産業連関表

	産業部門	最終需要		計
		消費	投資	
産業部門	1. 2. 3. ....n.			
	費用構成			
雇用者所得 営業余剰				
計				

条件を解明し、そこから現実の経済がその条件を満たさない可能性を見いだすのに対して、最初からバランスを前提しているという論理構造になっています。また、ケインズとの比較では家計が消費と貯蓄を行いそれが企業の消費需要と投資需要となるという循環が欠落することになります。

## VI おわりに

単純な経済循環のイメージから出発し、マルクス、ケインズ、レオンティエフのそれぞれの経済循環把握の相互関連と重点を置く側面の相違について検討しました。結論は、三者の経済循環の把握は相互に補完しあう関係になっているということです。今回特に、批判されることを覚悟の上でマルクス経済学と近代経済学の用語法を対応させるよう努めました。その理由は、第一に用語の対応関係が不明確ではそもそも対話が成立しないからです。第二に、用語の対応ができる初めて諸理論を同じ土俵に乗せることによって両者の関連と相違が明確になるからです。もちろん、両経済学の相違を言葉の問題にする気は毛頭ありませんが、用語法や概念の違いを埋めることもひとつの重要な課題ではないでしょうか。

### 〔参考文献〕

三土修平『基礎経済学』日本評論社、1984年  
宮沢健一『日本の経済循環』第四版 春秋社、  
1980年

（いとう くにひこ 所員 徳島大学）

## ●論 文

# アメリカ電話事業における消費者保護政策の一考察 —ライフラインサービスを中心とした割引料金制を素材として—

西田 達昭

## I はじめに——課題の設定——

"Telephones are not luxuries. They are rights……"<sup>1)</sup> これはクリーブランドにおける "Plain Dealer" 紙の1983年7月24日号の社説の書き出しだある。本稿の課題は、結論を先取りして端的に述べるならば、ここに言う権利、いわば「電気通信を用いたコミュニケーションの権利」<sup>2)</sup>を考察することにある。

周知のとおり、アメリカにおいては1984年、AT&Tの分割がなされ、イギリスにおいてはBTの民営化、そして日本においては1985年に電電公社の民営化がおこなわれた。このような規制緩和（ディレギュレーション）あるいは民営化（プライヴァタイゼーション）<sup>3)</sup>は、1970年代後半から世界的に運輸・金融・通信などの各分野で展開してきた。それを推進した人々からは、それは公益事業における伝統的な「自然的」独占政策を転換し、新しい情報技術やサービス経済化の下で自由競争を導入して経済の活性化を計り、価格の資源配分機能を再生するものと考えられてきた。このように規制緩和あるいは民営化は、公的規制を撤廃して自由競争を導入するという点では共通しているが、子細にみてみると、各国の政治、経済、社会的風土の差を反映して規制緩和（民営化）の形態にも、それがもたらした結果にもいろいろと相違点がある。ここでは、この規制緩和（民営化）を一つの契機として新たな意味を帯びるようになった電話事業における消費者保護の問題を、電気通信によるコミュニケーションの権利に留意しつつ、アメリカに事例をとって考察したいと考えている。

電気通信産業の規制緩和問題についてはずでに相当数の研究がある。その大部分は、伝統的

な公益事業論のフレームワークに疑問を呈し、新しい情報技術の発展やサービス経済化の進行によって規模の経済が失われ、公益事業を独占事業として公的所有、または、公的規制の下におく必要はない、という点を指摘してきた。規制緩和によって企業間競争を導入し、価格メカニズムを生かすならば、消費者に対して利益をもたらすというのである。

日本でこの議論が提起され具体化されるプロセスでは、一般に消費者の利益が強調されることはあるものの、年齢、所得、障害の有無などにより多様な階層の消費者が存在していることについては、深く検討されることがなかった。ところが、アメリカにおいては、規制緩和以前から、高齢者や低所得者用に割引料金を設定するという制度が普及してきた。この場合の消費者保護政策は、競争の導入によって価格が下がることではなくて、経済状態の困難な消費者や障害をもつ消費者に対しても、生存権の一部分として通話（対話）の権利<sup>5)</sup>、例えば、老人の健康に障害がおこったとき緊急に通話しうる権利や、つねに医師と相談しうる権利を保障してゆく、という課題をもつことになる。<sup>6)</sup>これらの課題は、日本においては、「福祉電話」を中心に地方自治体の財政負担によって、小規模に取り組まれてきたにすぎない。他方、アメリカにおいては「電気通信を用いたコミュニケーションの権利」をサポートしている「ライフラインサービス」「ユニバーサルサービス」が伝統的に発展している。

考察の順序としては、まずアメリカ電話事業における消費者保護の問題を「ライフラインサービス」<sup>7)</sup>の制度・料金を検討することにより考察し、次いでその「ライフラインサービス」を担っている「ユニバーサルサービス」の理念について検討する。なお紙数の関係で、本文・図表を

大幅に割愛せざるをえなかった。

## II アメリカ電話事業における消費者保護 ——ライフラインサービスの制度・料金——

1968年12月のカリフォルニア公益事業委員会決定No.74917によって、同州において、電話サービスを買う余裕がなかった貧困老人のために緊急サービスを供給するための低料金電話サービスとして「ライフラインサービス」が発足した。ロスアンゼルス、サンディエゴ、オレンジカウンティ、並びにサンフランシスコ・イーストベイの大都市地域において広く利用されてきたこのサービスの月額料金は、2.5ドルである。加入者は、月ごとに、制限時間のない30回の電話がかけられる。追加電話料金は、5セントである。このことから1ヶ月に40回電話した加入者は、2.5ドルプラス0.5ドル( $0.05 \times 10$ )の料金となる。

このサービスがなぜ必要とされるのか、どのように利用されるのを端的に示しているのは、次に引く公聴会での証言内容である。

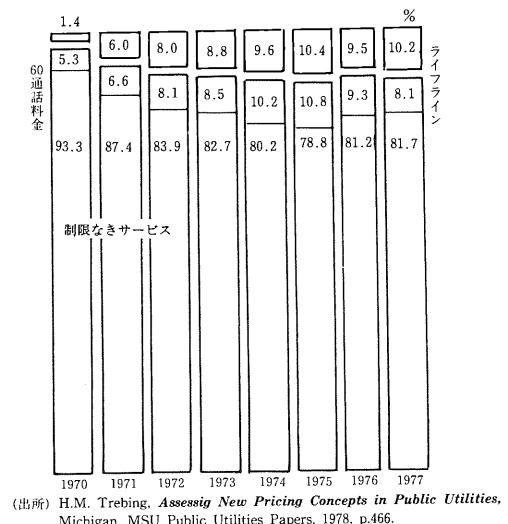
「安価で利用回数の少ない住宅用電話サービスの必要性に関する証言は、老人、市民の主要な組織の8人の代表によって、公聴会に参加したおおよそ300人のメンバーの傍聴のもとに、1日をかけておこなわれた。彼らの申し立ては、電話サービスが欠くべからざるものとなつてゐる貧困老人、虚弱で在宅の病人のための特別料金に関するものであった。『電話仲間』(telephone pal)あるいは『仲良し』(buddy)システムは、これらの人々によって、もし老人が電話で受け答えできるならば1日1回安否をチェックする手段として、広範に利用されている。この電話チェックのおかげで、事故の被害者や、病気の人、心臓発作をかかる人など付添いのない人々が、1日中横たわったままの状態から解放されたのである。これらの人々にとって、電話は命綱(lifeline)である。彼らのほとんどにとって現在の最低月額電話料金は、ほとんど3日分の食費にあたる。彼らはそれ以上は支払うことができない。1日1回の電話は、彼らの最低限の必要なものである」。<sup>8)</sup>

第1図をみると、1970年から1977年の間の住

宅用電話サービスの3つの形態の中で、ライフラインの急成長ぶりがわかる。1970年には住宅用電話市場の1.4%にすぎなかつたライフラインは、1975年には10.4%にまで成長した。1976年における9.5%への下落は、主要には、市内電話への時間制の導入に起因するものである。時間制の導入とは、1976年3月、パシフィック電話会社が、ライフライン並びに60通話料金顧客に対して、最初の5分は5セント、そしてそれを超える5分ごとに5セントの徴収を始めたものである。1977年7月、公益事業委員会は、ライフラインについては時間制を免除した。

もう1つの注目に値する事態は、1974年になされた年収7,500ドルの制限の賦課であった。公益事業委員会は、多数の顧客によるライフラインへの無差別の加入は、パシフィック電話会社が他のサービスの料金を値上げすることによって埋め合せすることを余儀なくされているということを認めたのである。その結果、収入証明プログラムが採用され、ライフラインサービスの適用者を、家族あわせて年収7,500ドル以下の所得階層に制限した。この措置はライフラインの発展に対して抑制的な効果を与えたが、顧客は、そのような証明を示さなければならないことに対して強力に抵抗し、制限を除去するよう公益事業委員会に圧力をかけた。それは功を奏し、公益事業委員会の命令によって結局たつ

第1図 住宅用電話サービスの発展  
(1970-1977年)(都市部のみ)



た2ヶ月後に、<sup>9)</sup> 収入証明は撤回されることになったのである。

以上、1970年代のカリフォルニア州におけるライフラインサービスの制度・料金等について、初期の試行錯誤をともなう進行の過程をみてきた。ここで注目されるのは、低所得階層のための消費者保護政策といつても、日本の低所得の考え方とは全くちがう形で保護政策がすすめられてきたことである。そのことはライフラインが住宅用電話市場の10%にものぼるという数字にも示されている。

これらをふまえた上で次章では、このライフラインを担う理念=「ユニバーサルサービス」の理念について検討することにする。

### III ユニバーサルサービスの理念

—Universal Telephone Service Preservation Act of 1983を中心に—

周知の通り、「ユニバーサルサービス」という言葉は、もともとは19世紀の後期から20世紀の初期にAT&T（ベルシステム）の建築技師並びに指導者であったセオドア・ウェイルによって初めて使われたものである。ウェイルのモットーは、「1つのシステム、1つの政策、ユニバーサルサービス（普遍的サービス）」であった。

アメリカの連邦電気通信政策の要石である1934年通信法の第1条にも、「アメリカ合衆国のですべの人々に、できるだけ、素早く効率的に、全国的にまた全世界的に、必要に応じた施設と合理的な料金で、電信及びラジオの通信サービスを使えるために」と述べられており、ユニバーサルサービスの理念がうかがえる。

このユニバーサルサービスの理念は、広範に支持を得た概念であり、1983年、全国知事会（National Governors' Association/N.G.A.）は、ユニバーサル電話サービスのために専門委員会（Task Force）を確立した。それは、2つの任務、すなわち「第1に、FCC（連邦通信委員会）並びにAT&Tの司法決定のインパクトに公の立場で敏感に対応すること、第2に、ユニバーサル電話サービスへの脅威を解決する

ための積極的な行動を素早く行い、議会に影響をあたえること」からなっている。

全国知事会専門委員会は、ユニバーサルサービスに与えている脅威を証明するデータを公表した。基本電話サービスは、アメリカの住宅の90%以上に利用されていると同時に、予想された電話料金上昇が、若者、黒人、そして農村居住者に最も重くのしかかっていることを示唆した。<sup>10)</sup> このインパクトは、第1表に表れている。

これらの予期されたインパクトを改善するため、多数の法案がアメリカ議会に上程された。ここでは、これらの法案の中で最も重要と考えられる1983年ユニバーサルサービス維持法案（Universal Telephone Service Preservation Act of 1983）を、なかんずくその審議過程での発言を中心に考察する。

この法案を支持する証言の中で、ノースカラライナ公益事業委員会のコミッショナーであり、全国公益事業委員会（National Association of Regulatory Utility Commission/NARUC）の通信委員会の議長でもあるEdward Hippは、以下のように述べた。「（法案を支持する）主要な理由は、われわれが眼下にみている電気通信規制における騒動である。なぜなら、規制緩和の変化が多大なものになることによって料金上昇がおこり、そのことによって、相当たくさんのユーザーの重荷になるとわれわれは感じるからである」。<sup>11)</sup>

法案の中で述べられた主要な目的は、「国民

第1表 住宅用基本電話サービスの推定比率

	(料金が上昇した場合の推定比率)			
	基本	50%	100%	200%
全体	91.52	88.15	83.59	70.92
若者	85.39	80.12	73.54	56.92
黒人	86.37	81.38	75.08	58.89
農村居住者	88.84	84.59	79.10	64.38
貧困層	83.81	78.12	71.11	53.93
若者	72.18	64.14	55.22	36.97
黒人	75.25	67.71	59.12	40.74
農村居住者	79.26	72.48	64.50	46.34
最貧困層	79.28	72.48	64.53	46.38
若者	64.99	56.14	46.88	29.56
黒人	69.21	60.78	51.66	33.69
農村居住者	73.85	66.07	57.31	38.96

(出所) David C. Sweet, *Public utilities and the poor*, New York, Praeger Publishers, 1987.p.96.

の経済的、政治的、そして社会的生活において十分に満足のいく基本的な通信サービスを、アメリカ合衆国すべての人々に、合理的で、確実に、そして効率的に利用できるように保証すること」であった。法案に関する公聴会は、多数の州規制当局者の関心をひいた。公聴会のある報告は、以下のように述べている。

「議会は、顕著な料金上昇が多数のアメリカ人、特に、貧困層、老人、障害者、そして高いコストのかかる農村地域に住む人々が、彼らの電話サービスの享受をやめることを余儀なくされていることによってユニバーサルサービスに脅威を与えるであろうこと、また、国家的に重要なことは、電話サービスがあまねく合理的な料金で利用できるよう継続させることを要求することである。<sup>12)</sup>と認めた」。

全国知事会専門委員会での議論が明らかにしたように、電話料金上昇には多数の要因が含まれていたが、議会での多くの論争は、アクセスチャージ問題に集中した。例えば、1983年ユニバーサルサービス維持法案に関する公聴会の中で、アメリカ下院エネルギー・商業委員会の議長であるJohn Dingle議員は、アクセスチャージ決定に関するグリーン判事の公判録を読み上げた。

「今やすべての住宅の91%が電話を所有している。FCCのアクセス料金はここ2-3年の間に7ドルに達するが、この時、極貧黒人の60%，農村地域に住む最貧困層の65%，そして貧しい若者の58%がドロップすると見積られている」。<sup>13)</sup>

FCC議長のMark S. Fowlerの質問に答え、Dingle議長はこの問題を取り上げた。

「議会の政策は、われわれが電話ならびに電気通信サービスをできるかぎりより広範に利用しうることを意味する、ユニバーサルサービスをもたねばならないというものである。このFCCの決定は、われわれの社会における多くの集団、特に、極貧層、農村地域の人々に、電話ならびに多様なサービスを利用する点で、重大な分裂状態をひきおこすのではないだろうか」。<sup>14)</sup>

AT&T分割後の議論の流れは、なぜ、そして、実際にどの程度、料金が上昇するのかという問題に関連しており、この問題をめぐって消

費者の間の混乱と、専門家の間の論争が大規模に生じた。議会での論争の中心問題は、それぞれの電話加入者によって支払われる「アクセスチャージ」を確立するFCCの決定に関連するものであった。これらのチャージは、市内電話会社が彼らの固定費を回収するための手段として案出したものである。市内電話会社の設備が、市内回線と長距離回線の両方に使われているので、市内固定費用の一部は、歴史的に、長距離部門の収入から補填されていたからである。

以上で簡単ではあるが、アメリカにおける電話事業の低所得層に対する消費者保護の実態、「電気通信を用いたコミュニケーションの権利」を担っているライフラインサービスの現状・ユニバーサルサービスの理念について分析した。先述の日本の「福祉電話」と比較するならば、これらのサービスが電話サービス全体に占める比重はきわめて大きく、しかも、その理念や哲学は、人権の一部分としてコミュニケーションの権利を把握している。消費者保護の観点から、あるいは人権擁護の点からみてアメリカにおける電話サービスの考え方からは学ぶべきことが多いといえよう。

#### IV おわりに

「はじめに」の冒頭でも述べた通り、「電話はぜいたく品ではなくて、権利である」という思想は、公益事業としての電話事業にとって、現実的な意味をもっている。アメリカの消費者保護でみたように、電話はまさに命綱（ライフライン）であり、「電気通信を用いたコミュニケーションの権利」を担うものであった。しかも、規制緩和によって、市内電話料金が上昇し、かかるサービスの重要性がクローズアップされてきたことも注目に値しよう。

また、最近の事例として注目されるのは日本でも1990年12月に有料化された番号案内サービスの問題である。アメリカにおける番号案内サービスが有料化された際の事例をあげると、ニューアイギングランド・テレホンは、他のAT&T系列の地域電話会社と同じように1984年に番号案内を有料化したい、とDPU（公共事業委員会）に申請した。「わずか20%の利用者が、番号案

内サービスの80%を利用している」と会社は主張。すべての電話からの番号案内を有料化したいという内容だった。しかし、DPUは一般家庭での利用者を保護するために、ビジネス用の電話についてだけ、1件につき35セントの通話料と50セントの手数料をとることを認めた。しかも、小規模な事業者を保護するために、1回線について月10回までの問い合わせは、無料とされた。さらに、公衆電話や身体障害者の使っているビジネス用電話、さらに州や市の役所など公共機関の中に設置されている電話は、有料にはしないことという、きめの細かい措置が取られている。AT&Tの分割以来、全米で、番号案内の有料化が取り入れられ、住宅用の電話からの問い合わせも有料としたものも少なくないが、大部分は月当り5回から10回までの無料の問い合わせを認めている。<sup>15)</sup>

以上検討してきたように、日米両国の電話事業における消費者保護政策にはかなり根本的な相違がある。この相違は、規制緩和過程において、どのようなちがいを生んだのか、それは、公益事業統制における考え方のどのような相違から生まれたものか、これは別稿の課題である。

- 1) David C. Sweet, *Public utilities and the poor*, New York, Praeger Pub., 1987, p.94.
- 2) この「電気通信を用いたコミュニケーションの権利」という概念は、「交通権」と同様なカテゴリーに位置づけられる。「交通権」という言葉は、「国鉄の地方交通線廃止に反対する住民運動のなかから、国民の新しい権利の一つとして提起されたもの」である（交通権学会による定義）。詳細については、交通権学会編『交通権—現代社会の移動の権利』（日本経済評論社、1986年）を参照されたいが、この著作の中で「フランス国内交通基本法」が紹介されており、その第2条で以下のように述べている。「交通権を漸次内実化してゆくことによって、身近で乗りごとのよい、国民に開かれた交通手段を、低料金で、しかも共同体にとっても軽い費用負担で、国民は利用できるようになる。このような観点から、移動の制約を有する人々に対しては特別な措置が講じられる。社会的に不利な状況におかれた人々、とりわけ離島や遠隔地の住

民あるいは交通手段から隔離された地域の住民に対しては、その固有の条件にみあった措置が講じられる。交通権には、提供される交通手段およびその利用方法について利用者が情報を得る権利も含まれている。」（同書、283ページ）

「電気通信を用いたコミュニケーションの権利」は、この条文の中の「交通」を「コミュニケーション」に拡充し、移動の障害を克服するのと同様に、交信の障害をなくしてゆくこととなる。これは本稿で後述する「ユニバーサルサービス」の基本理念とも一致するものであろう。

また「通信＝情報権」について言及されている文献として重森暁「日本公企業の危機と再生」（重森暁編『日本公企業の再生』法律文化社、1986年、所収）がある。氏は、同論稿の中で「通信＝情報権」について以下のように規定されている。「①すべての国民がひとしく、みずから必要とする情報を入手しうる権利、②知られたくない情報を保護するプライバシーの権利、③すべての国民が情報を創造し自由に伝達しうる能力と技術を保証される権利、④すべての国民が必要な情報を選択しうる権利などから構成されることになるであろう」（同書、28～29ページ）。

- 3) 「規制緩和」(deregulation), 「民営化」(privatization) ……言葉が違えば、その意味するところが違うのは当然であるが、ここでは経済政策の追及する目的が類似しているため一応同列において比較する。概念について詳しくは、テオ・ティーマイヤーほか編／尾上久雄ほか編訳『民営化の世界的潮流』御茶の水書房、1987を参照。また、佐中忠司「『民営化』の政治経済学的考察」『広島大学学校教育学部紀要』第II部第11巻、1988年12月、林堅太郎著『プライバティゼーション』法律文化社、1990年、等も参照のこと。
- 4) 業績のうち代表的なものは以下の通り。高柳暁「公益事業に対する規制緩和の意義—AT Tを中心とするアメリカ電気通信事業における規制緩和の事例を中心として—」『公益事業研究』第34巻第1号、1982年9月。河野真治「アメリカ電気通信産業における規制緩和と競争」『経済研究』第37巻第4号、1986年10月。南部鶴彦『テレコム・エコノミクス』日本経済新聞社、1986年。
- 5) 障害者の人権擁護の確立を目指す米国障害者法 (The Americans with Disabilities

Act／ADA)は、数年に及ぶアメリカ議会での審議を経て、1990年7月に制定された。この法案の第4章には、電話へのアクセスにかかる電気通信リレー・サービスの規定があり、電話会社は、法制定後3年内に聴覚障害者・言語障害者と障害をもたない人との間の国内における電話リレー・サービスを毎日24時間提供することが求められる。その利用料金は普通利用料金の枠内でおさめられ、リレー・オペレーターはリレー・サービスを使用する通話を拒否したり、通話の長さを制限したり、リレーされた会話内容を公開したり、リレーされた会話を故意に変更することなどを禁じられる(定藤丈弘「米国障害者法の制定と展開」『福祉労働』第49号、1990年12月、8~20ページ)。

- 6) 「福祉電話」の制度と運用については以下のとおりである。福祉電話事業の創設は1976年であり、その根拠通知は「在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について」(老人日常生活用具給付等事業実施要綱／1976年5月21日、社老第28号)である。この事業は、ねたきり老人等に日常生活用具を給付・貸与する制度であり、電話については貸与となっている。対象者は、「おおむね65歳以上の低所得(原則として生活保護世帯、所得税非課税世帯)のひとり暮し老人等」となっている。

京都府下における老人用電話の設置台数は、1987年度末で580台であり、うち国庫補助対象は280台である。また、電話料金の基本料金を全額負担している市町村は、府下11市32町1村のうち24市町村である。

ちなみに、福祉電話の運営状況をみると、京都府城陽市の運営規則を例にとってみると、目的としては、「重度身体障害者及びひとり暮し老人等に対し福祉電話を設置し、電話による安否の確認並びに緊急連絡等の手段を確保するとともに各種の相談、助言を行ない、その福祉の増進を図ることを目的とする」となっており、費用負担は「①電話架設費及び加入料は市負担とする。②電話料の内、基本料金は市負担とし、その他の費用は利用者の負担とする」となっている。(1988年10月5日、京都府高齢者総合相談センター大槻氏よりのヒヤリングによる。)

また、統計資料としては若干古いが、全国における「福祉電話」の普及状況を調べてみると以下の通りである。

電話サービスにおける福祉機器として、現

在3種のシルバーホンが提供されているが、1984年3月末現在、その普及の状況は、ひとり暮し老人等のための緊急メッセージ自動送出機能や自動ダイヤル機能を備えたシルバーホン(あんしん)が約3,500台、難聴者のためのシルバーホン(めいりょう)が約119,450台、さらに1982年10月からは肢体不自由者用のシルバーホン(ふれあい)が約540台である。(総務庁長官官房老人対策室編『高齢者問題の現状と施策』大蔵省印刷局、1984年、136~137ページ)。

- 7) 「ライフライン」といった場合、電話以外に、電気・ガス・水道があげられるが、ここでは電話に限定して考察している。
- 8) H.M. Trebing, *Assessing New Pricing Concepts in Public Utilities*, Michigan, MSU Public Utilities Papers, 1978, pp.463~464.
- 9) Ibid., pp.466~467.
- 10) David C. Sweet, *op.cit.*, pp.93~96.
- 11) U.S.Congress, Joint Hearings, Committee on Commerce, Science, and Transportation, U.S.Senate, and the Committee on Energy and Commerce, U.S.House of Representatives, *Universal Telephone Service Preservation Act of 1983*, 98th Cong., 1st sess. Hrg. 98-253(Washington, D.C.: U.S.Government Printing Office, 1983), p.118.
- 12) U.S.Congress, House, Committee on Energy and Commerce, *Report of the Committee on Energy and Commerce on H.R.4102*. 98th Cong., 1st sess. Report No.98-479  
(Washington, D.C. : Government Printing Office, 1983), p.2.
- 13) U.S.Congress, Joint Hearings, p.72.
- 14) Ibid., p.73.
- 15) 大前純一『テレコム新時代』朝日新聞社、1988年、110~111ページ。なお本稿では低所得者層のためのライフライン料金に焦点をしぼっているため触れられていないが、WATS等現在のアメリカの電話料金全般については、直江重彦「検証・AT&T解体後の電話料金」『ニューメディア』1988年4月号が詳しい。

(にしだ たつあき 所員  
基礎経済科学研究所・京都大学大学院)

## ●書評

D・ハーヴェイ著／水岡不二雄監訳

### 『都市の資本論』

青木書店、1991年、税込7725円

待望の書が翻訳された。原書は、*The Urbanization of Capital* (1985年)である。著者は、1982年に公刊した *The Limits to Capital* (松石勝彦・水岡不二雄他訳『空間編成の経済理論』大明堂、1989年)によって、地理学界だけでなく経済理論分野からも注目を浴びたマルクス主義経済地理学者、D・ハーヴェイである。

前著が、『資本論』等の読み込みを通して経済学の一般理論のなかに空間を位置づけようとした理論書であったのに対し、本書の焦点は「資本がどのように都市空間を生産するか」に置かれている。ただし、本書を構成する各章は、前著が出版される以前に発表されたものであり、著者の最新の理論的到達点を展開したものではない。

本書は、序論と以下の8章からなる。第1章 資本主義のもとでの都市過程：分析の枠組み／第2章 資本主義的蓄積の地理学：マルクス主義理論の再構築にむけて／第3章 階級独占地代、金融資本、および都市革命／第4章 資本主義のもとでの地代／第5章 階級構造と居住分化の理論／第6章 資本主義の地理的不均等発展のなかで都市政治が占める位置／第7章 プランニングのイデオロギーのプランニング／第8章 資本のつくる都市空間。

第1章は、資本の蓄積法則を3つの資本循環から再構成することにより都市過程論との関係を論じ、本書の理論枠組みを提示する最も重要な章である。著者は、資本と賃労働との間の資本流通を指す第1循環は過剰蓄積に陥りやすく、恐慌を回避するために、第2循環である建造環境への投資と、第3循環である科学・技術・教育・軍

事・治安・イデオロギーといった社会的インフラストラクチャへの投資が必然化されるとする。

都市過程論との関係で重視されるのは第2循環の建造環境である。それは素材的に都市の物的空間を形作るだけでなく、金融資本、土地所有、国家の連関のなかで形成されて、生産のためにも消費のためにも使用されるがゆえに、階級闘争の場でもある。ただし、この場合階級闘争は資本対賃労働という工場内の直接的関係からコミュニティでの闘争へと「転置」される。しかも、著者は、この階級闘争のリズムが、都市における建造環境形成の長期循環と密接に関連していると主張する。

第2章では、資本主義のダイナミズムのなかで空間諸関係が基本的で能動的な契機であることが理論的に考察される。ここでの問題は運輸や信用・商業の発展による世界市場・空間統合の過程で、恐慌が空間的に回避できるかという点である。著者は、帝国主義的な地理的拡張によって一時的には回避されうるが、結局矛盾をより広範囲にひろげるにすぎないとみる。この結果、資本主義は生き延びるためにますます高いレベルで建造環境と地理的景観を破壊、転形し続ければならない。

第3章は、ルフェーブルの都市革命論を、著者のいう資本主義の内的論理によって組替え豊富化したものである。その際鍵になるのは都市空間における地代形成である。著者は都市における地代を階級力に規定された階級的独占地代であるとし、この階級力の基礎を投機的ディベロッパーとその背後にある金融資本による支配に求め。金融資本は、都市計画制度の

### 都市の資本論

The Urbanization  
of Capital

D・ハーヴェイ著 水岡不二雄監訳

青木書店

支援を受けながら用途地域の指定によって個別都市空間の絶対的希少性を創出し、地代序列による住民の居住分化を組織する。こうして「労働に基づく対立」を転置した「コミュニティに基づく対立」が重要性をもつ。著者は、2つの対立がいずれも金融資本の支配に根源をもつと強調する。

第4章では、前章で触れた地代論が、マルクスの検討を軸に詳論される。ここでの要点は、地代の領有が資本主義の空間的編成を規定する社会的制御の基盤を形づくっているということである。著者の結論は、土地が純粋な「金融資産」、「擬制資本」の一形態だという点にある。こうして、土地は利子生み資本の流通に開放され、空間組織論が資本の流通過程論と統合されて説明されることになる。同時にそれは、信用制度の根本的矛盾に土地が開放されたことをも意味する。また、本章の後半では、労働者の住宅問題を念頭において、収入の流通過程における地代形成の問題が本格的に検討され、前章を補足している。

第5章は居住分化と社会構造との関係を扱っている。著者は、新古典派流の消費者主権論からではなく、資本主義関係内部における社会関係の再生産の見地から居住分化を説明する。とりわけ注目するのは郊外化であり、それが居住分化による階級意識の分断化をねらう金融資本によってコントロールされたものであり、個人の選択幅はきわめて少ないと主張する。

第6章は、都市政治の動きを資本蓄積論に取り込もうとした野心的な章である。著者はまず都市地域を雇用機会と労働力再生産の場である地理的労働市場とみなす。都市経済は、労働と資本との階級関係を基礎に「構造的一体性」をつくりだし、都市地域内に「階級同盟」を形成する。この同盟は、競争のなかでつねに不安定であるがゆえに相対的に独自な都市政治が登場する。しかも、資本主義における地理的不均等発展は都市地域間競争を煽り、階級同盟を締めつける。こうして著者のいう都市地域は経済と政治を統合した「地政学的」概念として再規定される。

第7章では、都市プランナーの役割を、社会の再生産過程総体のなかで捉えたものである。著者は、自らの建造環境論に基づきながら、プランナーを国家権力の道具の一つとみなしている。

第8章では、資本による都市空間形成の歴史を概括し、新しい生産様式を展望している。著者は、資本主義における都市形成史を①重商主義都市における余剰の動員、②産業都市における剩余の生産、③ケインズ主義都市における過剰の吸収として概括し、③段階において資本主義は「供給の側から」の都市空間形成から「需要の側から」のそれへとギアチェンジしたものの、赤字財政に象徴される矛盾につきあたって、ポストケインズ主義的な都市政策へと移行し、都市における富者と貧者との格差を一層広げたとする。著者は最後に、資本のつくる都市空間やその帰結に真正面から対決しない社会主義運動は失敗するしかなく、明確に社会主義的形態をもつ都市空間を構築することが社会主義の移行にとって必要だと結んでいる。

以上のように、本書の内容はき

わめて多岐にわたっている。だが、資本の運動から都市空間の形成を語ったうえで、都市の上部構造に上向し、最後に歴史的移行論へと到達する道行きは、「史的唯物論は史的・地理的唯物論に高められなければならない」と表明する著者の雄大な理論体系を十分伝えてくれる構成となっている。

本書の最大の魅力は、資本蓄積論、固定資本論、建造環境論、金融資本論、地代論、階級闘争論、階級同盟論、都市政治論を連結しながら、現代都市の物的・社会的全体構造をダイナミックに再構成したところにある。消費元本や金融資本、階級独占地代など、いくつかの概念把握に疑念はあるものの、マルクス主義理論を教条化せず創造的に発展させようという著者の心意気がひしひしと伝わってくる労作といえよう。

とはいっても、深めるべき問題も残されている。

第1に、著者が過剰蓄積論から資本の第2循環としての建造環境や第3循環の必然化を説明している点である。生産や消費のための建造環境、さらには国家の治安システム等は、生産過程や生活過程、国家支配の遂行のうえで常に必要な手段であり、過剰蓄積論を根拠にした立論には無理があるようと思われる。

第2に、著者は資本による都市空間形成の積極的主体として金融資本に注目し、土地をも「擬制資本」として理解することで、金融資本による都市経済構造化の論理を首尾一貫させる。土地投機の重要な一面を明快に説明できる議論ではあるが、逆に土地所有の独自性と生産手段としての土地の使用価値を過小評価することにつながっているように思える。

このことは、農業の土地所有・

利用や農村の軽視とも結びついている。資本蓄積において、労働者と資本家は常に食料を確保しなければならず、食料をめぐる都市と農村の物質代謝は、人間の存在にとって無視できぬ重みがある。土地を「擬制資本」化する傾向は、食料を生み出す生産手段としての土地との矛盾も引き起こす。都市だけではなく、農地や農村をも資本主義は自らの姿に合せて形成することを見る必要があろう。

第三に階級同盟論をめぐる疑問である。著者は労働市場の範域で、資本一賃労働関係が構造化されて階級同盟を形成し、都市間競争を通してその同盟関係が強化されるとする。問題は、資本の蓄積循環の範域と労働市場の再生産範域は必ずしも一致しないうえ、多様な諸資本が異なる範域のなかで活動しており、相対的に閉じられた都市経済構造とそれに対応した階級同盟が果たして実在するのかという点である。しかも、国家を都市地域における階級同盟論との関係でいかに位置づけているかも判断しない。社会主義的都市形成を展望する以上、国家と地域編成との関係をより鮮明に展開する必要があるのではないだろうか。

いずれにせよ、ハーヴェイの議論は、京都の景観論や各地の地域開発と地域政治の関係、さらには住民運動と労働運動との関係等を考えるうえで示唆に富むものである。専門研究者でなくとも、現実との格闘のなかでマルクス主義理論を自分のことばで創造的に発展させようとしている著者の営為からは、多くの収穫が得られるにちがいない。最後に、難解な内容をもつ原書を忠実に翻訳し、ていねいな訳注と解説を付されている監訳・翻訳者の労を多としたい。

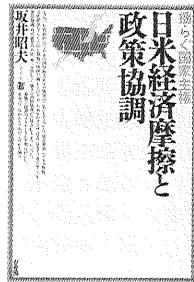
(岡田知弘 所員 京都大学)

●書評

坂井昭夫著

## 『日米経済摩擦と政策協調』

有斐閣, 1991年, 税込2260円



本書は、80年代半ばから国際政治の表舞台に登場するようになつた「経済政策協調」を、「その背景や動機、推進力と動態、それを基礎づけた理論の特質、協調の現実的な意味など」(同書2ページ)から総合的に考察したものである。こうした政策協調の枠組みは、戦後のIMF=GATT体制そのものが用意し、変動為替相場制に移った73年以降、その近代経済理論が教えるのは逆に、各国間の「協調」が強く要請されるようになってきた、という経過がある。したがってドル危機なり昨今の日米経済摩擦の激化という、アメリカ国内経済の停滞やそのヘゲモニーによる世界体制(パックス・アメリカーナ)の変容が背景となっているのだが、焦点は80年代に日米協議を通じて主としてアメリカ側から示された、「調整」の理論とその裏に隠された意図および現実にある。本書評も、レガノミックス、「構造調整」そしていわゆる「国際貢献」の問題に絞った形で論じてみたい。

ところで本書の結論をあらかじめ述べておけば、現在の「構造協議」によって日本の財政自主権侵害の度は深まり、湾岸戦争を経ていまやパックス・アメリカーナを支える「バードン・シェアリング」が声高に唱えられるに至った、ということである。それは著者年来の「財政自主権空洞化」・「肩代り」というモチーフであって、経済政策協調の諸「理論」——ISバランス論・世界経済モデル分析など——への批判の切れ味も、すでに周知のものである。後者はさておき、前者の歴史的経過を知らない者にとっても、この間のアメリカ側の要求の不当性を感じてい

る場合、こうした結論はそれほど目新しいものではない。それにもかかわらず、本書が公刊された意義は決して小さくないのである。

ここで具体例を挙げるまでもなく、今日の日米摩擦に関する日本マスコミ主流の論調は、そうした「嫌米」論ともとられかねない批判に対しては警戒的で、むしろ「外圧」頼みの日本改良を目論んでいる、とさえ言える。このことは「左」右の知識人の「嫌日」論ともつながって、自主的変革の道や真の独立の課題をないがしろにする傾向をもつ。その点で本書の主張は、この間の事態の推移にもかかわらず、本質は戦後一貫して不变ただ一つ、ということである。これほどのクリヤーさをもつ時論は、とくに「国際貢献」をめぐる議論に顕著な、いわゆる現実主義の傾向に対しても、大きな警鐘となっているのである。

以下ではこうしたイデオロギ一面を中心に、若干の私見を補足的に述べ、読書案内としたい。

### 1. 日米「構造協議」の位置づけ と「意義」

この間の経過をみると、すでに70年代末の世界的不況のもとでマクロ政策協調は胎動を始めたのが、80年代初にはレガノミックスによる「双子の赤字」が頭在化し、85年のドル高修正=プラザ合意を経て、本格化している。したがってアメリカの今日の苦境は、前提にある国内産業の競争力の低下を第一原因として——その対応としての対日「摩擦」化——、それとレガノミックス(=「不適切なマクロ政策」203ページ)との複合した産物として把握される。

その点で評者は、日米「構造協

議」が基本的に、レガノミックスによるアメリカ国内の供給力不足=「過剰消費」に向けられるべきで、しかもその是正以上には出ない、との見方をしている。基調的なアメリカ国内産業の停滞傾向はそれ以前からあって、この問題はこうした「構造調整」=国際的なマクロ政策協調とは別のレベルにあるからである。実際の協議では両者がない混ぜにされ、本質が見えにくくなっているが、この協議によっても後者は解決されないとしなければならないだろう。

それでは日本のわれわれにとって、「構造協議」はいかなる意義をもつか? いわゆる「外圧」利用の日本改造は、一部のリバーラルな論者によても表明されたが、その期待は少なくともアメリカ側によってはかなえられないことが明白となった。本書でも、「アメリカは日本の一般市民の味方だというムードをつくり出す」との、米交渉団の内部資料「土地戦略ノート」の存在が紹介されたが、結局彼らは、ジャパン・マネーの国際還流を優先して、土地問題(=大企業の含み資産)には直接触れなくなったわけである。

一般的に言えば、国内の変革主体たりうる勢力の団結・陶冶を促進するプロセス抜きには、こうした「外圧」が変革のきっかけとなることはない。今日、現実に国民的運動となり得ているのはコメ問題ぐらい(?)で、残念ながら著者が提出した次のような処方箋についても、そのままの形で国民各層に受け入れられるとは考えにくい状況にある。

著者が強調するのは、真の意味

での内需拡大——結果的には輸出抑制への誘導と思われるがどうであるか？（評者）——である。すなわち「先進国にふさわしい国民生活水準の実現をはかる観点……中小零細企業の劣悪な労働条件や大企業との賃金格差の改善、ならびに勤労者の実質賃金の引き上げ」(212ページ)である。それは「不況」宣伝下、「労働」側の戦術ダウン、いわゆる「時短」論議によって陰に追いやられている感があるが、問題はそこにとどまらないのである。

## 2. 「日本問題」へのアプローチ

著者の処方箋が現状では力を得ていない背景として、いわゆる「日本=特殊」論によるイデオロギー攻勢があると思われる。確かにこうした処方箋の実施にとっても、日本の経済発展にふさわしくない人権状況なり「会社主義」社会のあり方は、大きな障害なのである。しかし、こと「構造調整」に限ってみれば、それは80年代、サッチャー=レーガン=中曾根政権の登場に代表される、新保守主義=新自由主義の政策理念を体現したものなのである——残念ながら本書でのこうした性格づけは弱い。アメリカ側からする対日批判は、多分に市場重視・脱規制イデオロギーの色彩を帯びており、こら辺でのいわゆるキリムスピが必要なように思われる。

もっとも、この点での著者の立場は——上述のように一般論に流れているとはいえ——きわめて正統的である。すなわち、「いま必要なのは、日本型とアメリカ型のいずれが真の経済合理性にかなうのかの高踏的な論議を展開することではない。日米双方が互いに固有の文化や慣習に根ざした経済構造を尊重しあいながら、自らの内政事項として、明白に貿易インバランスにつながっている自国内のマクロ的・ミクロ的要因の除去に

取り組むことこそが肝要と思われる」(213ページ)と。

これと対比できるのが、最初に述べた第二の潮流、「嫌日」論である。その根底には明治以来の「脱亜入欧」論に連なる欧米規範の絶対化があり、翻って日本における自主的変革の道を断念するか、あるいは眞の敵を見失い自己懲悔を優先させる立場である。今日的には、それに新自由主義イデオロギーが加わっていると思われるが、そうした「知識人」の脱日本=「国際化」、これもやはり特殊日本的なありかたではあるまい。

## 3. 「国際貢献」の考え方

著者はバードン・シェアリングの真相を、「みかけは『パックス・コンソルティス』（主要国の協調と連帶による秩序維持の時代）だが内実は『パックス・アメリカナII』」(238ページ)と喝破する。それは経済政策協調よりも幅広い、なかでも軍事負担を含む概念なのである。その「理論」的根拠が「国際公共財」論であって、それがもつイデオロギー性は本書の該当箇所(243~248ページ)を読めばよくわかるが、ここで補足したいのは、昨今の「国際貢献」論議における、いわゆる「国連中心主

義」のまやかしである。

その点、アメリカが自らに好都合な時にだけ国連を利用してきた経緯を振り返る必要はあるまい。たとえば「国際公共財」の項目を見れば、そこには「国連分担金」がある一方それとは別に「防衛」があり、全体として、軍縮とは無縁な、アメリカを中心とするパワー・ポリティクスの枠組みがあるに過ぎない。問題は、それによってどのような「秩序」が維持されようとしているかである。

端的に言って、それが現状固定である限り不満は残る。民族問題が未解決なのに加え、支配的制度である資本主義がたえず格差を再生産するからである。NIEsの成功などをあげて「資本の文明化作用」とばかりは言っておれない。それが同時にたらす破壊作用の苛烈さ、利己心をあおる競争の弊害——これらは明らかに資本のコントロールを要求しているのであって、それにふさわしい国際機関が必要なのである。国連がその任に耐えるためには、上述のパワー・ポリティクスから自由でなければならない。そのための軍縮と自らの民主的改革こそが求められている、と言ってよいだろう。

パワー・ポリティクスの現実を承認するだけの、文字どおりの「現実主義」者に国際貢献を語る資格はない。眞の国連中心主義とは、そうした「現実」を固定視しないで、新たな世界秩序の枠組みを創造することではあるまい。そのイニシアチブを日本がとれる可能性は、現憲法の平和条項にある。

いさかかイデオロギー問題に偏ったきらいがあるが、本書の性格から、そうした読み込みが重要なようと思われる。ご議論願いたい。

(小林世治 所員)

北海道情報大学)

## ●書評

大西広

### 資本主義以前の「社会主義」と資本主義以後の社会主義

1992年、大月書店。税込1800円



#### 1. 問われる課題

1991年、ソ連邦は崩壊した。筆者には予想もつかなかったことである。反マルクス主義、反社会主義の人々は、「社会主義の敗北・資本主義の勝利」を声高らかに宣言した。マルクスに魅せられ社会主義に夢をもつ人々も、なぜ社会主義は崩壊したのか、資本主義から社会主義へ移行するのは必然だとしたマルクスは間違っていたのか、資本主義は永遠なのか、といった疑問を抱いている。たんにマルクスに関心をよせてきた人々だけでなく、社会科学を学ぶもの、人類の生存・平和・幸せを望む人々にとって、この問題はさけてとおることができない。この問題にたいする著者の解答が本書である。その論旨は明快であり、問題解決への著者的情熱はすさまじいものがある。面白く教えられるところ多い書物である。ぜひとも一読されたい。

#### 2. 崩壊したのは、資本主義以前の「社会主義」である。

筆者は、崩壊した社会主義は資本主義以前の「社会主義」（以下、「社会主義」と略す）であり、それは、低開発段階のもとで国家の力を用いて集権的に工業化をめざした開発独裁であり、国家資本主義であるという。その論拠は次のようである。

①資本主義か否かの根本的な特徴は、「資本・賃労働関係」にある。「市場が計画か」がマルクスではない。生産手段が名目的には国民の所有になっていても、一部の官僚などが実質的に生産手段や剩余生産物に関する決定権をもつ限り、それは搾取社会である。

旧ソ連などの「社会主義」のもとでは、国家機構を利用した「資本・賃労働関係」が存在していたのである（国家資本主義）。

②国家資本主義が成立したのは、スターリンなどによる偶然的な“あやまり”のゆえであろうか。そうではない。アメリカ・イギリスなどの資本主義国がすでに一定の生産力段階に達しているときに、低開発の段階にある国が工業化を進めようとすれば、希少な資源と

（企業家能力をもった）人材を中心集中し、上から開発を進めざるをえない。その意味で国家資本主義は必然であり、そのもとで生産力は発展したのである。

③生産力が低く、人々の要求が単調な場合には、集権的経済は有効であるが、生産力が発展するにつれて、それは有害になる。経済発展のゆえに集権的国家資本主義は崩壊したのである。

#### 3. マルクスの移行命題は間違っていない。

著者によれば、崩壊したのは國家資本主義（「社会主義」）である。国家資本主義は、生産力を発展させ資本主義化をおこなうことによって、その歴史的使命を終えたのである。これが旧ソ連の崩壊なるものである。したがって、「資本主義がある段階にまで生産力を高めると、解決不可能な矛盾が生じ、社会主義（資本主義以後の『社会主義』＝本来の社会主義）に移行せざるをえない」というマルクスの命題は、まだ否定されたわけではない。その検証はこれからである。

#### 4. 資本主義は永遠ではない。

著者は、資本主義の発展の中か

ら、資本主義を否定し社会主義をもたらすものを指摘する。

資本主義の廃止とは、「資本・賃労働関係」の廃止であり、労働者個々人が自己の労働で自己を実現できることである。すなわち、自立した人間個人が主人公になる社会である。

①自己実現の生産力基盤は、「個性」＝「人間の生産力」である。封建制の生産力基盤は「熟練」であり、人間の熟練労働が単調化され機械に代替されて資本主義が生まれる。資本主義は機械を生産力基盤とする。社会主義は、機械では代替できない人間の能力（発想など）に依存する経済である。

②コンピュータの発達・情報革命が巨大組織の必要性をなくし、個性の生産力を高める。すなわち、a.複数の生産工程を同一企業組織に内部化するのは情報収集コストを低減させるためであるが、情報革命によって情報コストが低減し内部化の必要が少なくなる、b.機械がどの部門にも使われる汎用性をもつようになり、市場独占が難しくなった、c.消費者も個性をもとめ、したがって、多品種少量生産となった。

③企業が未成熟な段階では、資本が労働を包摂するために国家介入を必要とするが、その国家介入が企業を成熟させることによって国家介入を不必要にする。これが国家の死滅である。

#### 5. 大西氏の貢献と今後の課題

(1)第1、第2の論点にかんして、筆者は著者の見解と基本的に同じ

である。「社会主義」の生成・発展・没落を一貫して説明することが必要である。「社会主義」の後進性だけの主張ではソ連における生産力の発展（スポーツニクの打ち上げなど）を説明できない。「社会主義」の成果だけでは崩壊を説明できない。

「社会主義」を国家資本主義と呼ぶかどうかは別にしても、共有を国有と理解し生産手段を国家中央に集中し、重要な決定から国民を排除した、つまり搾取したことば否定できない。

大西氏の貢献を認めたうえで、次の点を述べたい。

低開発段階において、旧ソ連などがファシズムでなく「社会主義」になったのはなぜか。「社会主義」の必然性を明らかにしなければなるまい。

生産力の発展とともに民主主義の発展が「社会主義」の存立を困難にしたこと、とくに民主主義はたんなる多数決ではなく個人の尊重であることを明示化すれば、著者の見解をもっと展開できただろと思われる。

(2)第3の論点について、資本主義が永遠でないことの主張と、それを科学的に論証しようとする努力は本書の魅力の一つである。とくに、人間個性を主軸に資本主義から社会主義への移行を説明しようとする点が本書の特徴であり、多くの人の共鳴するところである。人間のもつ多面的な能力・個性への信頼と、それをのばすことの重要性、他から拘束され支配されることの不条理性を基礎にした論調は、本書の圧巻である。

幾つかの疑問を述べたい。

個性の尊重について異議はないが、情報革命・コンピュータの発展によって、個性が最大の生産要因になる、なぜ言えるのだろうか。それは、必要条件であろうが十分条件ではない。また、企業内における「提案制度」などは、資本主義においても個性を重視せざるをえないことを示しているが、同時にそれは資本による労働包摂であり、自動的に変革要因になるものではない。

移行問題を考える際には、二つの側面がある。一つは、変革主体・

変革要因を明らかにすることである。著者はこの側面を重視している。他方、変革せざるをえない客観条件を明確にすることも重要である。この側面にもっとスペースをさいてもよかったですのでは、と思う。

筆者は、どのようにして移行するか（移行の契機）は具体的な条件によって種々である、移行の必然性として、移行しなければ人類社会が死滅するという観点が重要だと考えている（したがって、死滅すれば移行できない）。核戦争、環境問題、資源問題、人間社会存続の条件としての人間の信頼関係の崩壊などである。そして、人類が存続するために共同のルールをつくりまもるなかで、個人は徹底的な自由をもつと考える。この点についても論じてほしかった。

いくつかの疑問や要求を述べたが、そのことによって本書の成果がくつがえるものではない。むしろ、本書から刺激を受け、生じたものである。著者の見解のさらなる発展を祈っている。

（菊本義治 神戸商科大学）

## 好評！ 基礎経済科学研究所の最近の出版物

基礎経済科学研究所編

『人間発達の経済学』

青木書店、1982年

基礎経済科学研究所編

『講座・構造転換』（全4巻）

青木書店、1987年

基礎経済科学研究所編

『ゆとり社会の創造——新資本論入門12講』

昭和堂、1989年

林堅太郎・大西広・佐中忠司編

『新編・現代の経済社会』

昭和堂、1991年

近刊！

基礎経済科学研究所編

『日本型企業社会のとびらをひらく』（仮題）

労働旬報社、1992年

執筆者＝伊藤誠・渡辺治・森岡孝二・奥村宏・熊沢誠

成瀬龍夫・池上惇・十名直喜・二宮厚美

## ●基礎研だより●

# 1992年度春期研究交流集会をふりかえって

労働過程研究、そして日本の経営の研究、過労死問題の研究を前進させるために、今回の春期研究交流集会（3月21～22日）はシンポジウムのテーマを「働きすぎ社会の構造——国際的視点からみた人権状況——」、記念講演を「働く者の人権と経済学の課題」とした。

シンポジウムでは「労働時間の国際比較にみる日本社会の特質」福島利夫（大阪支部・大阪経済法科大学）、「雇用問題からみた働きすぎ社会——外国人労働者、不安定雇用問題を中心に——」伍賀一道（直属・金沢大学）の2本の報告があった。討論者として、豊田和子（大阪支部）が「均等法の点検運動から」、仲野（菊池）組子から「外国人労働者問題から労働組合を考える」視点から討論にたった。

残業問題、婦人の労働時間と生活問題（性別分業問題を含む）、最低辺と組み込まれる外国人労働者、世代間の労働時間、職種別の労働時間、企業規模別の労働時間の問題など様々な角度から労働時間の問題が議論された。

そして、一方の労働時間の短縮が、他方の労働時間の延長にたえず転化される構造を日本社会は持っているということが強調された。すなわち、大企業の労働時間の短縮が中小企業の労働時間の延長へ、日本の労働者の労働時間の短縮が外国人労働者の労働時間の延長へと転化されるのである、家庭での男女の性別労働時間の問題、労働時間の問題は民主主義と人権を基

礎とした、日本社会全体のシステムの変革に関わる問題だと感じられた。

一日目の夜には、資本論入門講義の最終講義として「民主的社会システムを求めて——人間発達と基礎研運動——」の報告が森岡孝二（大阪支部・関西大学）から報告があった。そして、1993年は基礎研の25周年ということで、藤岡惇（25周年記念事業委員会実行委員長）のほうから25周年への取り組みの意気込みある報告があった。

二日目の日曜日の朝の分科会には9本の報告があった。第1分科会では①オートマーション、情報そして剩余価値（大日方聰夫）、②技術変化と管理（原平太）、第2分科会では①労働者の主体形成の一考察（池田清）、②外国人労働者と日本人労働者（仲野（菊池）組子）、第3分科会では①能力主義と教育の多様化（黒川啓一）、②「子供の権利条約」と教育観の転換（吉田省二）、③学校教育における社会階層の固定化（角田知生）、第4分科会では①日本型土地システムの検討（続）（小森治夫）、②現代「土地問題の構図」への一覧角（高島嘉巳）。

午後の記念講演は東京から川人博（弁護士・過労死問題全国連絡会事務局長）から「働く者の人権と経済学の課題——過労死110番の活動から」の報告があった。印象的な問いかけとして副社長の過労死をめぐって、「副社長は労働者か」という問い合わせがあり、労働者階級と位置づけてたたかうのか、資本家階級として位置づけ死

ぬにまかせるかという問題があつた。報告レジメには様々な現場での裁判闘争を通して、経済学への課題提起があったが、時間切れとなってしまった。

土曜の夜の懇親会の会場から、一人消え二人消え、朝の3時過ぎ、会場には若手院生と労働者が合わせて6人ぐらい残った。K君の「試してみないか節」を聞きながら、基礎研にもユニークな人材がはいってきたなと感じた。

笑いながらふと感じたことは、この場に大学教員がいない、数年前であれば「基礎研をどうするか」、「学科の研究会、基礎研全体の問題」などについて痛烈な批判が労働者の方からよせられ、理事会メンバー、事務局は汗ひやひやであった。そう言えば、懇親会の時にも、基礎研の運営に関する批判の声があまり上がらなかった。労働者は基礎研の運営を批判しても変わらないからどうしようもないと、あきらめてしまったのだろうか。そして、研究者にしても10年前ならいざしらず、中高年に達してしまい、深夜までの議論について行けなくなったりたのだろうか。

若手研究者の共同研究、基礎研所員の研究交流をおおせいに進める手だけを言葉だけにせず、具体的な手だけとして考えていかなければならないと感じた。また25周年記念事業をぜひとも基礎研あげてのものにしたいと思いつつ、成功におわった春期研究交流集会のまとめにかえたい（文中敬称略）。（文責 井内尚樹 研究科委員長）

## 《ゼミ・学科紹介》 大阪第3学科

# 「発言せなソソン」の気風いや増して

(1)わたしたちの大坂第3学科の活動状況をご紹介します。別名、金融・流通・協同組合論学科と呼ばれているように、いわゆる第3次産業における諸問題を、構成メンバーの出身や活動、そこで問題関心に応じて幅広くテーマとしあっている、といえましょう。これに中小企業論が含まれるのは、活動の性質上、またメンバーの構成上からも当然のこととなります。

この学科の指導担当：森岡孝二氏（理事長）、事務局：西田達昭氏（事務局次長）となれば、まさしく基礎研本体の指導中枢をそのまま移植した“堅陣”ぶりを示すものとなっています。個々の構成メンバーも負けず劣らず多彩で古強者揃いです。○氏（染色会社、副理事長）、K N女史（元労組書記）、T氏をはじめ、基礎研内では労働者所員としての活動と業績で知名度の高い人々を多く擁しております。

(2)研究会の内容と運営はおおよそ次ののような具合です。テキストは基本的に古典（『資本論』、『金融資本論』、『帝国主義論』など）と、現代的なもの（内外に及ぶが、最近では宮崎義一、伊藤誠、渡辺治、熊沢誠、奥村宏氏などの著作）の2系列を交互に、並行的に（ということは同系列テーマは月1回ずつ）、それぞれ分担の報告者を決めて、それについての討論ということになります。この方式はここ10年以上ずっと続けられてきました。

このほかに、修了論文やプロジェクトのための個人研究報告が適宜組み込まれます。プロジェクトといえば、すでに第1弾が森岡孝二編『労働者の日本経済論—構造転換と中小企業—』（法律文化社、

1986年）が当学科の成果として刊行されています。いまやプロジェクト第2弾が、「企業社会」や「人権」をキーワードとした論文を集めた出版計画として鋭意すすめられているところです。

(3)報告と討論の状況の一端をご紹介しましょう。テーマによっては陽=現代ものと、陰=古典という総じて“法則的”な反応度のちがいがありますが、とはいへ司会や指導担当者の交通整理もものかわの“乱れ討ち”的場もしばしばあります。とくに婦人層が勢揃いしたときは圧巻で、前記のK N女史に加えて、M女史（最近まで生保）、T女史（商社）、N女史がいっせいに発言したと、それに割って入れるのは辛うじてU氏（看護婦のオヤジ）ぐらい、となります。いまM女史はロシアへ、N女史はスウェーデンへと変化と成長への渴望にかられて長期滞在しているので、婦人層の総勢力は当然下火になっています。そこで第2学科から新参のI氏（地方公務員）が勢力的に発言してくれるでの、発言量における「力関係」は男性側に大きく傾いて来たといえるでしょう。

研究会場で積み残された議論は、よりくだけた形で次の喫茶店（他のいくつかの学科のように飲み屋ではなくアルコール抜きが特徴、残念！）へと持ち越されますが、ここでも「発言せなソソン」の気風が充満し、維持されます。

(4)こうして、わが大阪第3学科は、基礎研の「モデル」学科として存続してきたといえますが、最後に当学科の当面の課題めいたものを、私的な所感として記してみます。その第1は、初心と原点にたって研究を質量ともに引き続き

前進させることだと考えられます。この場合、初心といい、原点といいのは「労働と生活」に深く立脚し、その現実と鋭く理論的・実践的に切り結ぶことだといえましょう。この間、日本の経済社会の巨大な「構造転換」の中で、各メンバーの家庭生活や職場生活もそれなりに大きな変化に見舞われています。これらの公私ともの変化をどのようにうけとめるのかの追求と究明が、問題関心の推移をともないつつも依然だいじだと思います。その意味でプロジェクト第2弾の成功がおおいに期待されるところです。

第2に、新人（年齢、性別不問）の受け入れと育成が必要だと思います。これまで活動歴の長い所属員たちによってそれなりに“安定的”に運営されてきたといえますが、反面そこには停滞とマンネリ、自己満足が伴いがちになります。また、新規参入者にとっては、研究歴のちがいなどから、学習と研究の意欲とともに、当然ある種の気後れや遠慮が避けられないでしょう。そういう人たちへの特別な配慮と暖かい援助が求められているのではないかでしょうか。

こうして新・旧の人間的交流と相互支援のなかで、大阪第3学科の新たな発展が保証されてくるものと信じます。その意味でこのような「歴史と課題」をかかえたわが大阪第3学科に対して、響きあう自らのテーマと意欲をもつ人々（かつて所属していた人々を含む）の（再）参加を、誌上を通じて心から呼びかけ、学科紹介とさせていただきます。

（文責 高島嘉巳 不動産鑑定士）

## 『経済科学通信』総目次(第61号～第70号)

### 1. 特集

現代の技術変化と資本主義の再編	61号 1989年11月
労働はどう変わるか	62号 1990年3月
世界史のなかの社会主义	63号 1990年6月
世界経済論の課題をさぐる	64号 1990年10月
企業社会ニッポン	65号 1990年12月
再考! 社会主義	66号 1991年5月
女と男の经济学	67号 1991年7月
現代日本資本主義論争に向けて	67号 1991年7月
解剖! 企業社会ニッポン	68号 1991年11月
地域再生の課題	69号 1992年3月
働きすぎ／働くかせすぎ社会の構造	70号 1992年7月

### 2. 特集論文・用語解説

#### (1) 現代の技術変化と資本主義の再編

現代の技術変化と資本主義の世界的再編運動をどうみるか	米田 康彦 61号
プライバティゼーションの動きをどうみるか	林 堅太郎 61号
ME化と労働統制	桜井 幸男 61号
「情報化論争」と『資本論』	
今日の実践的課題とむきあうための一試論	重本 直利 61号
コンピュータと物象化 —— 重本論文へのコメント	竹内 貞雄 61号
アパレル産業の高付加価値化と中小企業	安満 弁吉 61号

#### (2) 労働はどう変わるか

シンポジウム:労働過程研究の現状と課題	
(報告1) 西ヨーロッパにおける労働過程論争の展開	成瀬 龍夫 62号
(報告2) マネジメント論からみた労働過程研究	渡辺 峻 62号
(報告3) 技術論からみた労働過程研究	小林 正人 62号
討論 労働過程研究をめぐる諸論点と今後の課題	
成瀬龍夫・渡辺峻・小林正人・重森暁(司会)	62号
マルクスの労働過程論をどう読むか	仲野組子・森岡孝二 62号
交通労働過程の変容をめぐって	林 久和 62号
日本型高密度労働システムへの一視点	十名 直喜 62号
ブレイヴァマンはどう乗り越えられるべきか	大西 広 62号

#### (3) 世界史のなかの社会主义

世界史のなかの現存社会主义	芦田 文夫 63号
「伝統的」システムの崩壊	
ポーランド政治・経済改革の歴史的位置と課題	田口 雅弘 63号
東欧変動と社会主义の古典的原理	
ハンガリー改革を素材として	掘林 巧 63号
東欧社会主義の改革の理論的諸問題	田中 宏 63号

#### (4) 世界経済論の課題をさぐる

フリートーク:世界経済論の課題をさぐる	
(報告1) 今日の世界経済をどうみるか	関下 稔 64号
(報告2) 現代帝国主義とアジアをどうみるか	中村 雅秀 64号
(報告3) 現代世界の生産力構造の変化をどうみるか	林 堅太郎 64号
(報告4) 現代世界経済と国際金融をどうみるか	奥田 宏司 64号
(報告5) 現代資本主義と社会主义をどうみるか	森岡 孝二 64号
討論 世界経済論の課題をさぐる	
関下稔・中村雅秀・林堅太郎・奥田宏司・森岡孝二	64号

#### (5) 企業社会ニッポン

現代日本の労働者生活と人権状況	渡辺 治 65号
-----------------	----------

渡辺講演を聞いて.....	森井久美子	65号
日本型企業社会とその変革視点		
——『豊かな社会』日本の構造の検討をふまえて———	十中 直喜	65号
企業社会=日本の構図.....	光岡 博美	65号
医師からみた今日の労働現場と過労死		
——「合理化」のもとでの健康問題———	田尻俊一郎	65号
(6) 再考! 社会主義		
『資本論』の社会主義.....	大野 節夫	66号
スターリン体制の形成・確立・展開.....	森岡 真史	66号
東ドイツの市民革命とドイツ統一.....	芦田 亘	66号
映画は社会主義をどう映してきたか.....	末松 三郎	66号
(7) 女と男の経済学		
女性論・婦人問題論争から学ぶもの.....	柴田 悅子	67号
男女雇用機会均等法の施行をめぐって.....	久米 弘子	67号
経済学とフェミニズム.....	角田 修一	67号
(8) 現代日本資本主義論争に向けて		
ポスト・フォーディズムと日本資本主義.....	伊藤 誠	67号
質疑応答.....		67号
日本型システムと「フレキシビリティ」.....	十名 直喜	67号
日本資本主義と新自由主義.....	篠田 武司	67号
(9) 解剖! 企業社会ニッポン		
「会社本位」の構造.....	奥村 宏	68号
日本の経営の働きかせ方.....	熊沢 誠	68号
フォーディズムと日本の生産システム.....	成瀬 龍夫	68号
討論.....	奥村宏・熊沢・成瀬龍夫	68号
(10) 地域再生の課題		
地域経済論の現状と課題.....	福田 善乙	69号
内需拡大・生活重視政策とリゾート.....	中谷 武雄	69号
「えひめ瀬戸内リゾート」構想の特徴と諸問題.....	鈴木 茂	69号
地域開発における地方自治の主張.....	橋本 了一	69号
(11)働きすぎ／働きかせすぎ社会の構造		
働くものの権利と経済学の課題.....	川人 博	70号
労働時間の国際比較にみる日本社会の特質.....	福島 利夫	70号
雇用問題からみた「働きすぎ社会」.....	伍賀 一道	70号
労働市場の国際化と日本の底辺労働者.....	仲野 組子	70号
(12) 特集用語解説など		
85年以降のソ連・東欧の主な動き.....	編 集 局	63号
特集「解剖! 企業社会ニッポン」の用語解説.....	編 集 局	68号
特集「地域再生の課題」の用語解説.....	編 集 局	69号

#### 4. 連載

(1) 研究者群像		
第8回 木原正雄先生聞く.....		61号
第9回 関恒義先生聞く.....		62号
第10回 十名直喜さんに聞く.....		63号
第11回 藤本武先生聞く.....		64号
第12回 宮本憲一先生聞く(上).....		65号
第13回 宮本憲一先生聞く(下).....		66号
第14回 黒川俊雄先生聞く.....		67号
第15回 川口弘先生聞く.....		68号
第16回 早川和男先生聞く.....		69号
(2) 現場からの発信		
第1回 学習塾の現場から.....	道旗 一郎	68号
いま、学校での「労働者教育」.....	柿沼 昌芳	68号
若き金融マンの労働実態.....	小西 豊	68号
三宅島レポート・重大な2月の村議選.....	末松 三郎	68号

第2回 子どもの意見表明力と社会科の学力	麻生 公道	69号
雲仙普賢岳災害・もう一つの断面	松下 英爾	69号
第3回 高齢者医療・政策・運動へのアプローチ	大松美樹雄	70号
構造調整の時代に	飯田 太郎	70号
(3) 権利を創る		
第1回 三洋電機定勤パート労働組合		69号
第2回 全日本損害保険労働組合		70号
(4) 入門講座：近代経済学とマルクス経済学		
第1回 効用価値説と労働価値説	大西 広	63号
第2回 労働価値説と「マルクスの基本定理」	森岡 真史	64号
読者からの質問にこたえる	大西 広	64号
第3回 効率万能主義は悪いこと？	二神 孝一	68号
第4回 取引費用と流通費用	吉田 央	69号
質問にこたえる：近代経済学は力関係（交渉力）を無視するか	二神 孝一	69号
第5回 経済循環をどうとらえるか	伊藤 国彦	70号
(5) 歴史の探求		
第6回 IMF・世銀の創設	小林 世治	63号
第7回 マンハッタン計画と戦後冷戦	高橋 信一	66号
(6) 古典を読む		
第5回 エンゲルス著『イギリスにおける労働者階級の状態』	横山 寿一	61号
第6回 山田盛太郎著『日本資本主義分析』	岡田 知弘	63号
第7回 野呂栄太郎著『日本資本主義発達史』	松本 剛	64号
第8回 島恭彦著『近世租税思想史』	北村 裕明	67号
(7) 現代の焦点		
第7回 コメ市場開放問題とガット交渉	松原 豊彦	63号
第8回 ドイツ「再統一」への視点	松永 圭子	64号
第9回 土地税制改革	重森 晓	65号
第10回 430兆円公共投資問題	梅原 英治	66号
(8) 学界動向		
第6回 わが国におけるグラムシ研究の動向	松田 博	61号
社会主義経済学会第29回に参加して	溝端佐登史	61号
第7回 経済理論学会第37回大会	増田 和夫	62号
日本財政学会第46回大会	中谷 武雄	62号
第8回 資本主義と社会主義 ——経済理論学会第38回大会共通論題印象記——	角田 修一	65号

## 5. 一般論文、研究ノートなど

### (1) 一般論文

アメリカでみた民衆参加の研究運動	藤岡 慎	63号
尾崎芳治著『経済学と歴史変革』から学ぶ	西野 勉	64号
技術論における方法について	野口 宏	64号
ポスト・フォーディズム論と地域	青木 圭介	65号
国際収支の各項目とその経済部門別区分 ——マネーサプライと関連させながら——	奥田 宏司	65号
経済学における価値の物質的基礎	大日方聰夫	66号
「それ自体」をめぐる方法論	重本 直利	67号

### (2) 研究ノート

関下稔・芦田亘・柳ヶ瀬孝三著『現代資本主義』を読んで	市橋 勝	61号
成瀬龍夫・小沢修司・武田宏・山本隆著 『福祉改革と福祉補助金』を読んで	川瀬 憲子	61号
重森曉著『現代地方自治の財政理論』によせて	内山 昭	63号
〈豊かさ〉のフィロソフィーを読む	川口 民記	64号
地域経済と「内発的発展」論	芳野 俊郎	68号

### (3) その他

1990年6月の三宅島民の選択	末松 三郎	63号
-----------------	-------	-----

## 6. 海外通信など

モスクワ見聞記 ..... 森井久美子 70号

## 7. 書評・新刊紹介

### (1) 書評

大西広著『「政策科学」と統計的認識論』 .....	高島 拓哉	61号
大泉英次・山田良治編『戦後日本の土地問題』 .....	高島 嘉巳	61号
暉峻淑子著『豊かさとは何か』 .....	川口 民記	62号
岡田知弘著『日本資本主義と農村開発』 .....	遠藤 宏一	63号
田口富久治編『ケインズ主義の福祉国家』 .....	成瀬 龍夫	63号
宮本憲一・横田茂・中村剛治郎編『地域経済学』 .....	高橋 直樹	64号
P・トンプソン著『労働と管理——現代労働過程論争』 .....	片山 一義	65号
川口和子・鈴木彰著『女性とパート労働』 .....	江尻 彰	66号
大沼盛男・安井安信・鈴木敏正・山田定一著『北海道経済図説』 .....	岡田 知弘	66号
戸木田嘉久編『リストラクチュアリング・労働と生活』 .....	水野喜志彦	66号
相葉洋一著『貨幣と景気循環』 .....	近藤 学	67号
青水司著『情報化と技術者』・重本直利著『意識と情報における管理』 .....	山西 万三	67号
鈴木文熹編『地域づくりと協同組合』 .....	江尻 彰	67号
池上惇・林健久・淡路剛久編『21世紀への政治経済学』 .....	西堀喜久夫	67号
初村尤而著『大阪市役所のナカは闇』 .....	小森 治夫	67号
有井行夫著『株式会社の正当性と所有理論』 .....	森岡 孝二	67号
梅垣邦胤著『資本主義と人間自然・土地自然』 .....	赤間 道夫	68号
ミリューコフ著『日本経済に学べ』 .....	村口 信夫	68号
山田良治著『戦後日本の地価形成』 .....	高島 嘉巳	68号
過労死弁護団全国連絡会議編『過労死 KAROSHI』 .....	松下 英爾	68号
高須賀義博著『鉄と小麦の資本主義』 .....	鶴田 満彦	69号
中村哲著『近代世界史像の再構成』 .....	島 浩二	69号
植田和弘・落合仁司・北畠佳房・寺西俊一著『環境経済学』 .....	池田 伸	69号
ウルフ&レズニック著『二つの経済学』 .....	森岡 真史	69号
D・ハーヴェイ著『都市の資本論』 .....	岡田 知弘	70号
坂井昭夫著『日米経済摩擦と政策協調』 .....	小林 世治	70号
大西広著『資本主義以前の「社会主義」と資本主義以後の社会主義』 .....	菊本 義治	70号

### (2) モニター書評：基礎研編『ゆとり社会の創造』を読んで

労働組合関係者・若い世代に読んでほしい本 .....	川原 一行	62号
自由時間獲得の重要性を力説 .....	末松 三郎	62号
書き手に求められる具体化能力 .....	杉浦 正和	62号
「生活者」の視点から社会教育実践の再構築を .....	布村 伸一	63号

### (3) 文献紹介

加藤睦夫著『日本の税制』 .....	梅原 英治	62号
野沢正徳・木下滋・大西広編『自立と協同の社会システム』 .....	高山 新	68号

## 8. 基礎研だより

### (1) 全体

第12回研究大会盛況裏に終わる .....	藤岡 悠	61号
1989年度春季合宿研究交流集会の報告 .....	井内 尚樹	63号
第13回研究大会、成功裡に終わる！ .....	藤岡 悠	64号
春季研究合宿の報告 .....	森岡 真史	66号
第14回研究大会報告と参加者の声 .....	大西 広	68号
1992年春季研究交流集会 .....	井内 尚樹	70号

### (2) ゼミ・学科、地域・支部活動紹介

英書講読会——4月で発足1年に .....	仲野 組子	69号
年々ひろがりみせる四国研究集会 .....	太田 鉛志	69号
大阪第三学科——「発言せなソソソソ」の気風いや増して .....	高島 嘉巳	70号

## 読者の声

### 興味深い早川先生の インタビュー

「早川和男先生に聞く」は面白かった。先日、障害者運動全国交流集会があって先生が講演をして下さり、夜の分科会も全日程参加してくれた。神戸の地下鉄は全部エレベーターがついていて、車イスも利用できる。新しく政令指定都市になった千葉市のモノレールには、エスカレーターさえまともにないので、神戸をみよと運動するつもりだが、神戸市政の非民主には驚いた。内部から変えてほしい。

(齊藤洋太郎 障害者家族)

### ひといきに読んだ「子供の 意見表明力と社会科の学力」

69号、非常に関心のある内容ばかりでひといきに読みました。特にサンヨーパートのたたかい、「子どもの意見表明力と社会科の学力」です。わたしはどちらかというと文中の楽観的な見方をするのに近いため、目を開かされたようす。また、早川先生の学生の頃からの芯のとおったファイトある一貫した生き方に学ぶこと大ですね。

(松本千賀子 中学校教員)

### 権利の主体は「子供」 ではなく「子ども」

毎回楽しく読ませていただいている。早川先生のインタビューはおもしろいですね。ところでチョット変なところがありますので意見

させていただきます。

「子どもの権利条約」をいいながら、いたるところで「子供」ともかいています。「子供」では子どもを権利の主体とみずにおそなえものと把握していることになります。「権利」をおっしゃるなら、「子供」ではなく「子ども」でしょう。「子どものしあわせ」であって「子供のしあわせ」では決してありません。

(荒川衆一 とちぎCOOP職員)

\*ご指摘いただきましてありがとうございました。今後はきちんと「子ども」を用いるように気をつけます(編集局)。

### 自由時間獲得、労基 法改正と最近の情勢

いまから2年以上前、わたしは本誌62号(1990年3月)で基礎研編『ゆとり社会の創造』の書評で、同書が「『資本論』から自由時間獲得の重要性と人間発達の考えを深くみとり、今日的にその重要性を力説している」ことを評価しつつ、注文的意見として「ではどうして、どのようにして、ゆとり社会を創造していくのか、この点での論述、探求、理論づけが物足りない」と述べた。

以来持ち続けていたこの問題意識にたいして一つの解答を与えるモメントとなったのは、日本共産党が今年の2月28日、「労働基準法の抜本的改正についての提案」をしたことによる。同提案は労働時間の短縮、過密労働の規制、安全で健康的な職場づくり、賃金の底上げと労働の正当な評価からなり、日本の国民がおかれている過労死、長時間・過密労働、深夜・不規則労働、単身赴任などの深刻な現状をうけとめ、これらの解決

のために労基法の抜本的な改正を緊急な課題として提案している。これは「ゆとり社会の創造」にとどめてきわめて大事な礎石であろうとわたしは思う。これまで「ゆとりある社会の創造」にむけて、理論的にも、闘争・運動の面でもいろいろで多彩な取り組みが続けられてきた。私の豊かでない知識でも、例えば基礎研の『ゆとり社会の創造』なども貴重な理論的なところの一つであろうし、また「過労死110番」運動での過労死弁護団の活動、さらに「全国過労死を考える家族の会」などの決起も重要な構成部分であろう。これら闘争によって「過労死」は現代日本の解決されるべき象徴的な社会現象として、日本のみならず全世界にも知れ渡ってきた。そして今日、日本共産党が政党として、人間らしい労働と生活をよりもどすために労基法の抜本改正を立法闘争として提案するに至っている。

過労死弁護団の岡村親宜氏も「最近の裁判勝訴判決となって到達した認定の法理を反映させる立法要求を対置し、立法闘争を展開することによって労働省を大衆的に包囲し、行政の転換をとめるたたかいも重要と考える」(『赤旗評論特集版』1992.3.16号)と論及している。立法闘争は世論の支持、国会における与野党の力関係など一筋縄ではいかないだろうが、職場からもりあがる運動、労働者を主体とした大衆運動の高揚、裁判闘争、法理論・経済理論をはじめとする理論上の解明と啓蒙との相乗的なたたかいをすすめていくことこそが、日本の中のゆとりある社会の創造への展望を切り開くものであろうという思いをしている。

(末松三郎 ジャーナリスト)

## 編集後記

▼本号の特集は「働きすぎ／働くかせすぎ社会の構造」であり、今春の基礎研合宿のシンポジウムで報告されたものをもとに編集されたものです。働きすぎ／働くかせすぎ社会といふ日本の構造の問題は、『通信』の読者である労働者にとっても日頃感じている切実な問題であります。特集をじっくりと読むことは、日頃の不満をもう一步深めて探求的な問題意識へと発展させる契機となるでしょう。

▼ところで、日本の労働者の労働時間の長さは、名目的なものでも他の先進資本主義諸国に比べて非常に長いことは周知のことです。しかし、それを知っていても、日本の労働者は労働時間の短縮を権利として職場で主張しにくい環境にあるでしょう。こういう話を聞

きました。ある労働組合が残業削減要求を方針にしようとしたら、多くの組合員が反対したそうです。不思議なことのように思えますが、理由は簡単です。残業の削減といつても名目だけであり、実際の残業が減るわけではなく、ただ残業手当が減るだけだということだそうです。

▼本当の労働時間の短縮はサービス残業をも規制しない限り有名無実のものとなってしまうでしょう。日本企業の競争力のアソファな側面として、日本の労働時間の長さへの批判が国際世論となり、労働時間短縮への外圧が強まりつつあります。最近、政府や財界の外圧への対応という形で労働時間の短縮に向けた動きが出ていますが、それが名目的なもの、小手先

のものにならないようにするためには、多くの労働者自身が権利意識を高揚させていくことがどうしても必要でしょう。

▼前号から「権利を創る」という連載を始めました。本号では全損保の運動を紹介しています。損保産業の民主化をめざすユニークで精力的な活動にたいへん励されました。みなさんにはいかがでしたか。

▼「研究者群像」は今後「権利を創る」と交互に連載していく予定です。次回はイギリス革命史研究で著名な浜林正夫先生の登場です。ご期待ください。

(高橋)

## 経済科学通信 (季刊) 第70号 1992年7月10日発行

### 編集・発行

基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局

(〒602京都市上京区河原町通今出川下ル芝山ビル)

振替京都 8-1972 TELおよびFAX (075)255-2450

二宮 厚美

芦田 亘 江尻 彰 角田 修一

高橋 信一 高山 新 小西 豊

西田 達昭 二宮 厚美 松野 周治

森岡 真史

### 印刷所

新日本プロセス株式会社

(〒601京都市南区吉祥院石原上川原町21)

TEL (075)661-5688

領価 1部1,000円

定期購買費(年間4冊分) 3,600円(郵送料を含む)

川瀬光義◎著

# 台灣の土地政策

平均地権の研究

国父・孫文が提唱した「平均地権」にもとづくユニークな土地政策をすすめる台湾。NIEの旗手として経済成長と都市化のすすむ過程で、それはどのように遂行されたか。

D・ハーヴェイ◎著

水岡不二雄◎監訳

●￥7500

# 都市の資本論

都市空間形成の歴史と理論

都市をはじめとする社会・経済空間の編成原理とその地理的不均等発展にかんする新しい

理論体系を提示した、英國オックスフォード大学D・ハーヴェイ教授の代表作の全訳。

R・D・ウルフ&S・A・レズニック◎著

平井・滝田◎訳

●￥5500

# 二つの経済学

マルクス主義対新古典派

経済学の二大潮流——新古典派VSマルクス経済学——を一貫した認識論と方法論とともにとづいて対比した、アメリカのエコノミストの

ところみた興味深い知的冒険！

●￥4200

三輪芳郎◎編

# 現代日本の産業構造

80年代の後半以降、日本経済はどのように変容したか。急激な円高・経済摩擦など厳しい国際環境に対峙した構造調整のなかで、日本における主要産業の実態・労働問題などを広い視野からつぶさに検証し、解明する。

平野喜一郎◎著

平野喜一郎◎著

●￥2200

# 現代社会の経済学

「社会主義国」の崩壊と「バブル経済」の破裂を直視して、いま経済学を学び・教え・研究する意味と視点と方法を多角的に提示する。——読者とともに考える入門書！

加藤哲郎◎著

加藤哲郎◎著

●￥9500

# コミニテルンの世界像

世界政党の政治学的研究

ベレストロイカ、東欧革命、ソ連共産党解体と続く世界史の転換期に、新しい視座からコミュニケーションを問い合わせた労作！

●￥3800

青木書店

〒162 東京都新宿区早稲田鶴巣町538 電話：03-3202-3999 FAX：03-3204-1187 [価格税別]